

令和6年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和6年12月6日（金）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 報第 1号 専決処分報告について
令和6年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について
- 第 4 議第 1号 上牧町まちづくり基本条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議第 2号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議第 3号 上牧町税条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議第 4号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 第 8 議第 5号 奈良県葛城地区清掃事務組合同規約の変更について
- 第 9 議第 6号 令和6年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について
- 第10 議第 7号 令和6年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について
- 第11 議第 8号 令和6年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について
- 第12 議第 9号 令和6年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について
- 第13 議第10号 令和6年度史跡上牧久渡古墳群整備工事請負契約の変更契約について
- 第14 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第15 議員提出議案第1号 上牧町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第16 奈良県広域水道企業団議会議員の選出について

本日の会議に付した事件

第1から第16まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	服部公英	2番	氏原賢一
3番	竹中亮造	4番	安中和
5番	東初子	6番	上村哲也
7番	遠山健太郎	8番	竹之内剛
9番	石丸典子	10番	康村昌史
11番	木内利雄	12番	牧浦秀俊

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	阪本正人
教育長	松浦教雄	総務部長	中川恵友
都市環境部長	吉川昭仁	住民生活部長	山下純司
健康福祉部長	寺口万佐代	教育部長	松井良明
総務部理事	高木真之	総務課長	丸橋秀行
企画財政課長	中本義雄		

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	金崎恭彦	書記	森本香寿美
書記	横田大樹	書記	林大貴

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（牧浦秀俊） 皆様、おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、令和6年第4回上牧町議会定例会を開会いたします。

本日、定例会が開催されましたところ、議員各位におかれましてはご出席賜り、厚く御礼申し上げます。どうか議員各位のご協力をお願い申し上げます。



◎開議の宣告

○議長（牧浦秀俊） これから本日の会議を開きます。



◎町長の挨拶

○議長（牧浦秀俊） 初めに、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和6年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には早朝よりお集まりを頂き、誠にありがとうございます。

11月10日に上牧町総合防災訓練を5年ぶりに開催させていただき、各関係機関を含め500名の方々にご参加を頂きました。この総合防災訓練は、大規模地震の発生を想定して、上牧町の防災組織を動員するとともに、各防災関係機関及び町民の参加、協力の下、実施をいたしました。今回の訓練を通じ、町民一人一人が自分の身は自分で守る自助、地域や近隣の人々が協力し合いながら防災活動に組織的に取り組む重要性、共助を理解していただけたこと、さらに今年度は、陸上自衛隊と大和郡山警察犬訓練所にもご参加を頂き、訓練を通じて町民の防災意識の高揚につながったと考えております。

それでは、本日提出しております議案につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

報第1号 令和6年度上牧町一般会計補正予算（第5回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,386万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億6,825万4,000円とするものでございます。内容といたしましては、さきに行われました衆議院議員総選挙に伴う予算を計上しております。緊急に処理を要する必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

議第1号につきましては、上牧町まちづくり基本条例第38条第1項において、5年を超えない期間ごとに条例の内容に見直しが必要か検討しなければならないと規定されており、令和5年度に上牧町まちづくり基本条例検証委員会を設置し、検証を行い、令和6年8月26日に検証結果に関する答申書が提出されましたので、当該答申内容を最大限尊重し、上牧町まちづくり基本条例の一部を改正するものでございます。

議第2号につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されることに伴い、上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものでございます。

議第3号につきましては、地方税法の一部を改正する法律及び情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されることに伴い、上牧町税条例の一部を改正するものでございます。

議第4号につきましては、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更についてでございます。

議第5号につきましては、奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更についてでございます。

議第6号 令和6年度上牧町一般会計補正予算（第6回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,489万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億9,315万3,000円とするものでございます。また、第2条、債務負担行為の補正では、予算書6ページ、第2表、債務負担行為補正で校務支援システム導入及び運用支援業務委託料として1,700万円を追加しております。第3条、地方債の補正では、起こすこと

ができる地方債の変更として、予算書7ページ、第3表変更で、史跡上牧久渡古墳群整備事業に係る補助金が新たに採択されたことに伴い財源振替を行いましたので、限度額を変更しております。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別明細書で主なものにつきましてご説明させていただきます。

歳入につきまして、説明書4、5ページ、款国庫支出金、説明欄、障害者自立支援医療費負担金につきましては、医療費の単価及び利用件数の増加に伴い677万4,000円を、款県支出金、説明欄、障害者自立支援医療費負担金で338万7,000円を計上し、併せて、歳出説明書10、11ページ、款民生費、説明欄、自立支援医療費で1,354万8,000円を計上しております。

歳入に戻りまして、説明書4、5ページ、款国庫支出金、説明欄、障害者自立支援給付費負担金につきましては、利用単価及び利用件数の増加に伴い1,458万円を、款県支出金、説明欄、障害者自立支援給付費負担金で729万円を計上し、併せて、歳出説明書10、11ページ、款民生費、説明欄、自立支援給付費で2,916万円を計上しております。

歳入に戻りまして、説明書4、5ページ、款国庫支出金、説明欄、障害児施設給付費負担金につきましては、利用単価及び利用件数の増加に伴い956万4,000円を、款県支出金、説明欄、障害児施設給付費負担金で478万2,000円を計上し、併せて、歳出説明書10、11ページ、款民生費、説明欄、障害児施設給付費で1,912万8,000円を計上しております。

歳入に戻りまして、説明書4、5ページ、款国庫支出金、説明欄、地域生活支援等事業費補助金につきましては、医療的ケアを伴う重度の利用者が見込まれるため51万6,000円を、説明書4から7ページ、款県支出金、説明欄、地域生活支援等事業補助金で25万8,000円を計上し、併せて、歳出説明書12、13ページ、款、民生費、説明欄、地域生活支援事業費で103万2,000円を計上しております。

歳入に戻りまして、説明書4、5ページ、款国庫支出金、説明欄、障害者自立支援給付システム改修補助金につきましては、障害福祉サービス等の報酬改定に対応するためのシステム改修補助金として22万5,000円を計上し、併せて、歳出説明書10、11ページ、款民生費、説明欄、障害者自立支援給付システム改修委託料で45万1,000円を計上しております。

歳入に戻りまして、説明書4から7ページ、款国庫支出金、節児童福祉費補助金、説明欄、子ども・子育て支援交付金、款県支出金、節児童福祉費補助金、説明欄、子ども・子育て支援交付金につきましては、基準額改正に伴い342万4,000円を計上し、併せて、款分担金及び負担金、説明欄、西和地域病児保育室他市町村利用負担金で103万4,000円を減額計上し、併

せて、歳出説明書12、13ページ、款民生費、説明欄、地域子育て支援事業費で105万円を計上しております。

歳入に戻りまして、説明書4、5ページ、款国庫支出金、説明欄、保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金につきましては、町立保育所における性被害防止を図るため、着替え用パーティションの購入及び私立保育所が購入する設備に係る経費の補助の財源として10万円を計上し、併せて、歳出12、13ページ、款民生費、説明欄、児童福祉総務費で7万5,000円を、説明欄、町立第一保育所費で10万円を計上しております。

歳入に戻りまして、説明書4から7ページ、款県支出金、節社会福祉費補助金につきましては、医療費単価及び利用件数の増加に伴い、説明欄、重度心身障害老人等医療費補助金で125万円を、説明欄、乳幼児等医療費補助金で497万4,000円を、説明欄、心身障害者医療費補助金で255万6,000円を、説明欄、独り親家庭等医療費補助金で204万1,000円を、精神障害者医療費補助金で169万6,000円を計上し、併せて、歳出説明書10、11ページ、款民生費、目社会福祉総務費、節扶助費で2,399万円を、目障害福祉費、説明欄、精神障害者医療費で339万2,000円を計上しております。

歳入に戻りまして、説明書6、7ページ、款県支出金、説明欄、史跡等整備活用補助金につきましては、史跡上牧久渡古墳群整備事業に係る県補助金が採択されたことに伴い、1,002万3,000円を計上し、併せて説明書8、9ページ、款町債で900万円を減額計上しております。説明書6、7ページ、款財産収入、目不動産売払収入につきましては、不動産売却による収入として138万5,000円を計上し、併せて、歳出説明書16、17ページ、款諸支出金、目第三セクター等改革推進債償還基金費へ同額を積み立てております。

歳入に戻りまして、説明書6、7ページ、目物品売払収入につきましては、幼稚園バス更新に伴う旧バスの売払収入として51万円を計上し、併せて、歳出説明書16、17ページ、款諸支出金、公共施設整備基金費へ51万1,000円を積み立てております。

歳入に戻りまして、説明書6、7ページ、款寄附金につきましては、企業版ふるさと納税制度に基づく寄附として300万円を計上しております。寄附金の活用につきましては、歳出説明書14、15ページ、款消防費で災害用備品としてラップ式トイレの購入費346万2,000円を計上しております。

歳入に戻りまして、説明書6、7ページ、款繰入金につきましては、今回の補正予算の財源調整のため4,162万8,000円を繰り入れております。繰入れ後の基金残高は9億5,652万6,000円となっております。款諸収入、説明欄、損害賠償保険金につきましては、損害賠償請

求事件に係る弁護士費用に対する保険金として277万6,000円を計上し、併せて、歳出説明書10、11ページ、款総務費、説明欄、一般管理費で損害賠償請求事件に係る弁護士報酬として288万3,000円を計上しております。歳出説明書10、11ページ、款総務費、説明欄、税務総務費につきましては、株式等譲渡所得割等の還付申請の増加に伴い60万円を計上しております。款民生費、説明欄、介護保険特別会計繰出金につきましては、介護保険特別会計補正予算に伴う補正額として113万5,000円を計上しております。歳出説明書12、13ページ、款民生費、説明欄、病児・病後児保育事業負担金につきましては、利用者数増加に伴い70万2,000円を計上しております。歳出説明書14、15ページ、款教育費、説明欄、史跡上牧久渡古墳群整備工事につきましては、擁壁工事の延長の変更に伴い234万7,000円を計上しております。

その他、今回の補正予算では、令和5年度事業確定に伴う精算金を計上しております。

議第7号 令和6年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億7,848万9,000円とするものでございます。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別明細書で主なものにつきまして説明させていただきます。

歳入説明書4、5ページ、款国庫支出金、節社会保障税番号制度システム整備費補助金につきましては968万円を計上し、款県支出金、説明欄、特別調整交付金で968万円減額し、財源の振替を行っております。款繰入金、節財政調整基金繰入金につきましては、3万1,000円を計上し、併せて、歳出説明書6、7ページ、款保健事業費、項保健事業費の償還金で、特別調整交付金の過年度精算金として同額を計上しております。

議第8号 令和6年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）につきましては、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億9,742万9,000円とするものでございます。

それでは、保険事業勘定の内容について、補正予算に関する説明書の事項別明細書で主なものにつきまして説明させていただきます。

歳入説明書4、5ページ、款国庫支出金、節介護予防・日常生活支援総合事業交付金につきましては、高額介護サービス費担当相当事業費の増額に伴い2万円を計上し、併せて、節総合事業調整交付金3,000円を、款支払基金交付金2万7,000円を、款県支出金、節介護予防・日常生活支援総合事業交付金1万2,000円を計上し、併せて、歳出説明書6、7ページ、款地域支援事業費、説明欄、介護予防・生活支援サービス事業費10万円を計上しております。

歳入に戻りまして、款国庫支出金、節包括的支援事業任意事業交付金につきましては、家族介護支援事業における紙おむつ支給事業について、第9期介護保険事業計画期間中においては、令和5年度の地域支援事業交付金当初申請時の対象経費支出予定額の範囲内と示されたことに伴い29万7,000円を減額し、併せて、款県支出金、節包括的支援事業・任意事業交付金で14万9,000円を減額し、併せて、歳出説明書6、7ページ、款地域支援事業費、説明欄、家族介護支援事業費において財源振替をいたしております。

歳入に戻りまして、款繰入金、節一般会計繰入金につきましては、歳出における要介護・要支援認定に係る主治医意見書作成手数料、高額介護サービス費相当事業費の増額及び包括的支援事業任意事業交付金補正に係る町負担分の合算額として113万5,000円を繰り入れております。節介護給付費準備基金繰入金につきましては、今回の補正予算の財源調整のため、15万1,000円を減額しております。

歳出に移りまして、歳出説明書6、7ページ、款総務費、説明欄、認定審査費につきましては、要介護・要支援認定に係る主治医意見書作成依頼が増加したことに伴い、50万円を計上しております。

議第9号 令和6年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）につきましては、既定予算第2条に定めた収益的収入及び支出の支出を679万円計上し、水道事業費用を4億6,801万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、水道事業会計補正予算書2ページ、令和6年度上牧町水道事業会計補正予算実施計画、収益的収入及び支出の支出、款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費を540万円計上し、7,548万8,000円とするもので、漏水に伴う修繕費等の増加によるものでございます。また、目3総係費を13万9,000円計上し、7,707万8,000円とするもので、圏域水道一体化に伴い、口座振替の委託者が上牧町水道事業から奈良県広域水道企業団へ変更となりますので、口座振替委託者コード読替え処理のためのデータ作成等によるものでございます。

議第10号につきましては、令和6年度史跡上牧久渡古墳群整備工事請負契約の変更契約についてでございます。

諮問第1号につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

以上のとおり、案件を上程いたしております。いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、承認、議決、ご意見賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

◇

◎議会運営委員会の報告

○議長（牧浦秀俊） 挨拶が終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

木内議会運営委員長。

（議会運営委員長 木内利雄 登壇）

○議会運営委員長（木内利雄） 皆さん、おはようございます。11番、木内利雄でございます。

議会運営委員会のご報告を申し上げます。

本日、令和6年12月6日招集の第4回定例会の運営について、12月4日に全委員6人出席の下、議会運営委員会を開会いたしました。

初めに、今定例会に町側より提出されている議案は12件です。そして、議員提出議案が1件です。慎重審議を期すために、本会議審議及び総務建設委員会、そして文教厚生委員会に付託する議案の振り分けを審議いたしました。その結果は次のとおりです。

本日の本会議で審議を行うものは以下のとおりです。報第1号 専決処分報告について、令和6年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について、次に、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、次に、議員提出議案第1号 上牧町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）について、以上3議案であります。

次に、総務建設委員会への付託議案は以下のとおりです。議第1号 上牧町まちづくり基本条例の一部を改正する条例について、次に、議第2号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、次に、議第3号 上牧町税条例の一部を改正する条例について、次に、議第4号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約の変更について、次に、議第6号 令和6年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について、次に、議第10号 令和6年度史跡上牧久渡古墳群整備工事請負契約の変更契約について、以上の6議案であります。

次に、文教厚生委員会への付託議案は以下のとおりです。議第5号 奈良県葛城地区清掃事務組合同規約の変更について、次に、議第7号 令和6年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、議第8号 令和6年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2

回)について、次に、議第9号 令和6年度上牧町水道事業会計補正予算(第2回)について、以上の4議案であります。本会議審議、そして委員会付託議案については、全委員異議なく決しました。

次に、会期についての審議の結果は次のとおりです。本日12月6日、本会議、12月7日、8日、休会、12月9日、文教厚生委員会、12月10日、総務建設委員会、12月11日、休会、12月12日及び13日、一般質問、12月14日、15日、休会、12月16日、本会議最終日でございます。なお、開会時刻は全て午前10時とし、全委員異議なく決しました。よって、会期は本日12月6日から12月16日までの11日間であります。

次に、一般質問について審議を行い、一般質問の持ち時間は従来どおり、理事者側の答弁を含め、1人1時間以内と決しました。

また、今回11人の議員が一般質問の通告を行っておりますので、日程の振り分けと質問の順番を申し上げます。12月12日は、議席番号3番、竹中議員、議席番号7番、遠山議員、議席番号1番、服部議員、議席番号4番、安中議員、議席番号5番、東議員、以上の5人です。次に、12月13日は、議席番号9番、石丸議員、議席番号6番、上村議員、議席番号10番、康村議員、議席番号2番、氏原議員、議席番号8番、竹之内議員、議席番号11番、私、木内でございます。以上の6人です。

以上、議会運営委員会のご報告とさせていただきます。

◇

◎議事日程の報告

○議長(牧浦秀俊) 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◎会議録署名議員の指名について

○議長(牧浦秀俊) 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、東議員、6番、上村議員を指名いたします。



◎会期の決定について

○議長（牧浦秀俊） 日程第2、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの11日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月16日までの11日間と決定いたしました。



◎報第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（牧浦秀俊） 日程第3、報第1号 専決処分報告について、令和6年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 報第1号 専決処分報告について、提案理由の説明をいたします。

専第12号 令和6年度上牧町一般会計補正予算（第5回）については、緊急に処理を要するため、地方自治法179条第1項の規定により、別紙のとおり、令和6年10月1日に専決処分をしたもので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。

補正予算（第5回）の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（牧浦秀俊） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

遠山議員。

○7番（遠山健太郎） 議席番号7番、遠山健太郎でございます。報第1号 専決処分報告、令和6年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について、何点か質問させていただきます。

説明書の6ページ、7ページになります。説明欄、人件費等のところになりますが、先ほど町長から提案理由の説明もありましたとおり、この専決処分については、さきの10月27日投開票で実施をされました第50回衆議院議員総選挙によるものでございます。この総選挙につきましては、いろいろな議論、いろんな話題がなったところではありますが、その中で、事務手続の中で私、印象的だったことの1つに、投票立会人などの負担軽減などを理由に、全国の約4割で投票時間を早めたという話がありました。ちなみに参考までになんですけども、栃木県が繰上げ率100%、全ての自治体において投票時間を1時間早めた。続いて、茨城県では96.7%というところだったんですが、一方で、都市部、特に大阪府、神奈川県は繰上げがゼロだったという話がありました。投票所を早く閉めれば職員の業務時間も短くなるというところで、茨城県の水戸市では75の投票所に職員を約540人配置することですが、1時間早めることによって約90万円ほどの時間外手当が減額されたという話がありました。今回の、今回のといたしますか、上牧町におきまして、関連質問になって恐縮なんですけども、投票時間を早めるような議論があったのかどうか。実際は早めてなかったと思うんですけども、関連になりますが、来年、上牧町では町長選挙であったり参議院議員選挙があったりしますけども、そういうふうに時間を早めるような議論がなされているのかどうか、その辺りについて伺いたいと思います。

次に、2点目です。同じく説明欄の7ページのところなんですけども、報酬、期日前投票管理者、そして期日前投票立会人、これも関連質問になりますのと、専決処分のことなので、少し質問がすごく難しく、というのは、もう既に執行が終わっているんで、本来だったら決算で聞かなきゃいけないことなのかもしれませんが、期日前投票の現状について伺いたいと思います。上牧町の期日前投票がどの程度の割合であったのか。といたしますのは、上牧町の投票率、これは発表になっていまして、衆議院選挙というのは有権者数が1万1,470人で、投票者が1万644人、投票率が上牧町は57.63%だったと。奈良県平均が58.49ということで、参考までに北葛城郡の中で最も低い投票率だったと。町村の中でも田原本、安堵、三宅に次いでワースト4位だったという実情があるんですけども、その中で、9月の決算特別委員会でも私、意見具申させてもらったんですけども、この期日前投票の扱い方、実際、衆議院選挙ではどの程度の利用者がされたのかというのだけ伺いたいと思います。

そして最後に、12番の委託料並びに13番の使用料及び賃借料のところ、私、いろいろ調

べたんですが、3年前にやりました2021年の衆議院議員選挙、そして2年前に実施されました県議会議員選挙と県知事選挙、そして町議会議員選挙、そして来年執行される予定の町長選挙の予算と決算の内容を見たんですが、かなり額が増えているものが見受けられました。具体的に話をしますと、選挙システム保守委託料、これが3年前に比べて約4倍になっていますね。それと、あと選挙用ポスター掲示場設置委託料、これについてもかなりの増額になっています。そして、選挙公報配布委託料、これについても1.4倍ぐらいになっているかと思っています。それと、あと期日前投票所の設置委託料、これは3年前には委託されていないんですが、県知事選挙、町議会議員選挙に比べると約1.4倍の増加になっています。併せて、投票所、これは使用料及び賃借料の投票所設備リース料、これが20万2,000円、額は小さいんですが、3年前は1万3,000だったんです。約10倍、13倍ぐらいになっているんですが、この辺りについての説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） まず1つ目の投票時間の議論ということでございますが、この部分につきましては、議員おっしゃっていただくとおり、1時間早める云々という議論につきましては、現状なかったというところでございます。併せて、次の町長選挙におきましても、投票時間を早めるということは、今現状では考えておりませんで、あくまでも選挙管理委員会での協議ということになりますので、おってその辺、再度選挙管理委員会とも協議をさせていただきたいと思いますが、ただ、現状を少し、議員からもご指摘のとおり、上牧町の全体の投票率はかなり低いということの認識もしておるところでございますので、これを早めることによって、少し投票率等にも影響が出てくるのかなということもございますので、投票率のことを考えると、投票時間の短縮は少し無理であるのかなというふうには現状考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 続きまして、期日前投票所の数ということでございますが、今回、期日前投票におきましては、本庁と今回もラスパにございますささゆりルーム等で期日前投票所を開設させていただきまして、合計、合わせまして5,341の方に投票していただいたということでございます。そのうち、ささゆりルームをご利用いただいた方につきましては575人でございます。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） 今お話がありましたけども、期日前投票が5,341人と。先ほど説明しましたけど、上牧町の投票者総数が1万644人だったので、実に50%の方が期日前投票を利用されているというすごい数字が表れている。全国的に期日前投票が浸透している成果だと思うんですが、そのうちでささゆりルームの利用者もその中で約1割程度がいらっしゃったということで認識をしましたので、これからも町長選挙はもう既に予算が決まっていますけども、期日前投票の啓発であったり、あと、ささゆりルームを利用する期日前投票をこれからも実施する予定ではあるでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 現状、投票率が悪い中での投票率向上への取組ということもございますので、ささゆりルームでのご利用等におきましても、年々少しご利用いただいているのかな、選挙の内容によっては少し増えたり下がったりという部分はあるんですか。今後もその分につきましては引き続き続けてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） ぜひお願いしたいと思います。ということで、これからますます投票日当日の投票がすごい少なくなっていくのではないかと思いますので、先ほどの当日の夜の、例えば7時から8時の1時間でどのぐらいの投票者が来ているかという統計も多分取られているんじゃないかと思うので、その辺りも踏まえて投票率の向上をこれからも努めていただきたいと思います。

じゃ、次、お願いします。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 続きまして、7ページの委託料の中の分でございます。一部ささゆりルームを開設させていただいているということで、今、議員ご指摘のとおり、新しく出ている部分がございます、その中に期日前投票所の設置の委託料、それと使用料及び賃借料の投票所の設備リースということでございまして、投票所に関する、ささゆりルームで実施することに伴いまして、一部設備等、あそこは原則土足厳禁という建物でございますので、土足でも利用していただけるような形の整備であったり、投票所の確保ということについて等も立てさせていただいて、外から見えない形での投票所の設営ということもございまして、そういう部分を一部リース並びに業者に設置をお願いしているというところでございます。その他の広報の配布委託料であったり、看板の設置委託料等、選挙用のチラシの配布委託料につきましては、物価高騰並びに人件費の高騰による影響額でございます。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） 詳しく説明ありがとうございました。私が何を心配をしているかというと、先ほど話がありましたが、選挙システム保守委託料等と投票所設備リース料というのは、ささゆりルームを使用したことによる増額だと聞いているんですが、ご案内のとおり、来年3月2日に投開票があります。町長選挙の予算を見ますと、この額より全然少ない額の予算計上なんです。例えば、今回の選挙システム保守委託料は48万3,000円の予算計上ですが、町長選挙は15万9,000円しか予算計上されていないですし、投票所の設備リース料は今回20万2,000円なんですけども、町長選挙は2万円の予算なんですけど、この辺り、先ほど、ささゆりルームを使用するというふうに言ったんですけど、町長選挙も利用されると思いますが、この額で町長選挙ができるのかどうか、併せてポスターの掲示の設置委託料と選挙公報の委託料も物価高騰というお話があったんですが、この額についても町長選挙の予算よりも大きいんです。町長選挙の、例えば選挙ポスターの掲示設置委託料の予算は60万8,000円、選挙公報配布委託料については18万4,000円の予算計上しかされてないんですが、町長選挙の予算がこれで足りるかどうか、その辺りについてはどのような分析をされていますか。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今ご指摘いただいた分につきましては、町長選挙におきましてもささゆりルームでの実施を踏まえて、期日前投票をするということでの予算組みということでございます。一部内容によりましては、投票所の設置等に関しましても、衆議院選挙であれば、一定限度のポスターの掲示場にしても、出られる数が多くなると、投票の設置場のパネル自身が大きくなるというようなこともございます。そういったこともございまして、現状、町長選挙におきましては、ささゆりルーム等での実施も踏まえての予算措置というふうに考えておるところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） 私が心配するのは、例えば投票所の設備リース料って額はちっちゃいんですけど、ささゆりルームを使用したというのはあるかもしれないんですが、3年前は1万3,000円だったと。町長選挙の予算が2万円だったと。でも今回の予算が20万2,000円ということでもかなり多くなっているんで、町長選挙の予算執行に伴って、節間の流用でも生じてくるのではないかというふうに思っていますので、その辺り、節間の流用は合法的なものでもあるので、事前にといいますか、きちっとその辺りは予算の管理をしながら、必要な都度、議会に報告が必要であれば説明をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょう。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 1つ補足の説明なんですけども、投票所の設備リース料、今回、町長選挙に比べて少し高くはなっておるんですけども、これも第二小学校の運動会と重なることも想定をいたしまして、土曜日であれば、そのまま何もなかったんですが、雨天の場合になりましたら日曜日になるということもあまして、どうしても第二小学校を使わせていただいて投票所としていることから、運動会と選挙の投票所を一部行き来できない、区切るといようなこともあまして、一部それを予算措置させていただいたというところがございます。その分につきましてはそういうことございまして、今後、この分につきましても実施に向けて努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） 細かな点を聞いて申し訳なかったです。特異な事情があったということで、増額になったということは認識したので、これで結構だと思います。

引き続き、選挙事務につきましては、大変、職員の皆さん、お手間もかけるし時間も長いし大変だと思うんですが、粛々と、来年は大きな選挙というよりも上牧町で大事な選挙、2つありますので、事務執行に努めていただきたいと思います。

私からは以上です。

○議長（牧浦秀俊） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議第1号の上程、説明

○議長（牧浦秀俊） 日程第4、議第1号 上牧町まちづくり基本条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第1号 上牧町まちづくり基本条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

条例の改正趣旨といたしましては、上牧町まちづくり基本条例第38条第1項の規定に基づき、令和5年度に上牧町まちづくり基本条例検証委員会を設置し、この条例の見直しが必要かどうかの検討を行いました。令和6年8月26日に検証結果に関する報告書が委員会から提出されたことを受けまして、今回、所要の改正をするものでございます。

改正内容につきましては、条例案のとおりでございます。慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（牧浦秀俊） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第2号の上程、説明

○議長（牧浦秀俊） 日程第5、議第2号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第2号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

条例の改正趣旨としましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部

を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されましたので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を引用している規定を改正するものでございます。

改正内容につきましては、別紙案のとおりでございます。慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第3号の上程、説明

○議長（牧浦秀俊） 日程第6、議第3号 上牧町税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 議第3号 上牧町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

上牧町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の法律の一部を改正する法律等に伴い、上牧町税条例の一部を適用日までに改正するものでございます。

今回の地方税法の一部改正の主な改正につきましては、新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象に追加するものでございます。また、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の法律の一部を改正する法律等に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、引用条項の整理を行うものでございます。

改正内容につきましては、条例案のとおりでございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（牧浦秀俊） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、

次に進みます。



◎議第4号の上程、説明

○議長（牧浦秀俊） 日程第7、議第4号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約の変更について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第4号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約の変更について、提案理由の説明をいたします。

条例の改正趣旨としましては、地方自治法第286条第1項の規定により、令和7年3月31日をもって奈良広域水質センター組合が解散することに伴い、奈良県市町村総合事務組合から同組合を脱退させ、同組合同規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

改正内容については、別紙条例案のとおりでございます。慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第5号の上程、説明

○議長（牧浦秀俊） 日程第8、議第5号 奈良県葛城地区清掃事務組合同規約の変更について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 議第5号 奈良県葛城地区清掃事務組合同規約の変更についてご説明いたします。

今回の変更につきましては、現在の組合同規約では、管理者及び副管理者は組合の議会にお

いて組合市町の長の中から選任することとされておりますが、組合の理事者である管理者及び副管理者の選任については議会の場に限定する必要がないと考えており、当組合の管理者について、施設の運営には地域住民の理解が不可欠であるため、施設所在地の自治体の長である御所市長がこれまで選任されており、そうした実情を加味し、かつ、管理者の不在期間をなくすため規約の一部を変更し、また、副管理者の選任につきましては、組合運営に係る重要事項を事前協議するための組織として運営協議会が設置されておりますので、その設置目的に沿うものとして、運営協議会の中で御所市以外の組合市町の長の中から互選されるよう規約の一部を変更するものでございます。

変更内容については、規約案のとおりです。

なお、この規約の一部を変更するに当たり、地方自治法第286条第1項の規定により、地方公共団体の協議によりこれを定め、同法第290条の規定により地方公共団体の議会の議決を経なければならないことから、本案を提案させていただくものでございます。

以上、慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（牧浦秀俊） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第6号の上程、説明

○議長（牧浦秀俊） 日程第9、議第6号 令和6年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第6号 令和6年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について、提案理由の説明をいたします。

補正予算（第6回）の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（牧浦秀俊） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第7号の上程、説明

○議長（牧浦秀俊） 日程第10、議第7号 令和6年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 議第7号 令和6年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

令和6年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）の補正内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（牧浦秀俊） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第8号の上程、説明

○議長（牧浦秀俊） 日程第11、議第8号 令和6年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺口万佐代） 議第8号 令和6年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について、提案理由の説明をいたします。

上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）の補正内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（牧浦秀俊） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第9号の上程、説明

○議長（牧浦秀俊） 日程第12、議第9号 令和6年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 議第9号 令和6年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）についてご説明します。

今回の補正予算（第2回）の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第10号の上程、説明

○議長（牧浦秀俊） 日程第13、議第10号 令和6年度史跡上牧久渡古墳群整備工事請負契約の変更契約について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（松井良明） 議第10号 令和6年度史跡上牧久渡古墳群整備工事請負契約の変更契約について説明させていただきます。

本年、令和6年第3回定例会におきまして契約の議決を頂きました史跡上牧久渡古墳群整備工事につきましては、当該工事に係る入札差金及び同工事監理委託料の減少などが生じたことから、担当課たる社会協議会におきましては、国・県への事情説明と協議、調整を鋭意行ってきたところでございます。その結果を受け、本年度における規定の国庫補助金及び県費補助金を最大限に活用し、次年度以降の着実な整備工事の進捗に資するため、工事請負変更契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、本件変更契約の概要について説明をさせていただきます。

変更契約の金額は745万9,100円と定め、現契約額の4,948万200円を、変更後の契約では5,693万9,300円とするものでございます。変更となる工事につきましては、久渡古墳群西側における擁壁及び水路整備に係る施工の範囲を南方向に17.5メートル延伸するという内容が主なものとなっているところでございます。

本議案に係る提案理由の説明は以上でございます。

なお、本議案と同時に、先ほど町長から説明がございましたとおり、議第6号 上牧町一般会計補正予算（第6回）におきまして、当該変更に係る所要の予算調整を行っておりますので、併せてご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（牧浦秀俊） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（牧浦秀俊） 日程第14、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

阪本副町長。

○副町長（阪本正人） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について説明いたします。

今回、人権擁護委員として佐野 彰氏を推薦いたしたく提案するものでございます。

佐野 彰氏は、人格、識見も高く、人権擁護委員として適任であります。

なお、佐野 彰氏の経歴につきましては、配付の略歴のとおりでございます。ご同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり適任とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり適任とすることに決定いたしました。



◎議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（牧浦秀俊） 日程第15、議員提出議案第1号 上牧町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

木内議員。

○11番（木内利雄） 上牧町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）について、提案理由の説明を申し上げます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されましたので、それに対応するとともに、所要の規定の整備をするため、本条例を一部改正するものであります。

改正内容については、別紙条例案のとおりであります。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（牧浦秀俊） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり適任とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。



◎奈良県広域水道企業団議会議員の選出について

○議長(牧浦秀俊) 日程第16、奈良県広域水道企業団議会議員の選出選挙について、奈良県広域水道企業団規約第5条第2項の規定により、本企业団の議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票か指名推選か、いずれの方法といたしまししょうか。

(「議長一任」と言う者あり)

(「指名推選」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) 指名推選という声もありましたので、選挙は指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) ご異議なしと認めます。

したがって、本企业団の議会議員の選挙方法は指名推選で行うことに決定いたします。

お諮りいたします。

指名の方法について、私が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) ご異議なしと認めます。

したがって、私が指名することに決定いたしました。

それでは、本企业団の議会議員に私、牧浦秀俊を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました、私、牧浦秀俊を本企業団の議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（牧浦秀俊） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、私、牧浦秀俊が本企業団の議会議員に当選いたしました。

◇

◎議第1号から議第10号の委員会付託

○議長（牧浦秀俊） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第1号から議第10号については、お手元に配付しました議案付託表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託し、また、一般質問については理事者側の答弁を含め、1人1時間以内とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（牧浦秀俊） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり所管の委員会に付託し、また、一般質問については1人1時間以内とすることに決定いたしました。

◇

◎散会の宣告

○議長（牧浦秀俊） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。どうも皆様、ご苦労さまでした。

散会 午前11時07分

文教厚生委員会会議録

1. 日 時 令和6年12月9日(月) 午前10時
1. 場 所 3階委員会室
1. 協議事項 議第5号 奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更について
議第7号 令和6年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)について
議第8号 令和6年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第2回)について
議第9号 令和6年度上牧町水道事業会計補正予算(第2回)について
1. 出席委員 委 員 長 康村 昌史 副 委 員 長 竹之内 剛
委 員 服部 公英 氏原 賢一 竹中 亮造
安中 和
1. 理 事 者 町 長 今中 富夫 副 町 長 阪本 正人
教 育 長 松浦 教雄 総 務 部 長 中川 恵友
都市環境部長 吉川 昭仁 住民生活部長 山下 純司
健康福祉部長 寺口万佐代 教 育 部 長 松井 良明
総務部理事 高木 真之 総 務 課 長 丸橋 秀行
企画財政課長 中本 義雄 建設環境課長 武安 康至
上下水道課長 南浦 伸介 住民保険課長 和田 暁
生き生き対策課長 杉分 太
1. 事 務 局 局 長 金崎 恭彦 書 記 森本香寿美
書 記 横田 大樹 書 記 林 大貴

開会 午前10時00分

○康村委員長 皆さん、おはようございます。文教厚生委員長の康村昌史です。

12月に入り一段と寒さも厳しくなってきましたが、皆さん、健康には十分注意していただき、クリスマスや新年を迎えていただきたいと思います。

それでは、定足数に達しておりますので、これより文教厚生委員会を開会いたします。

初めに、理事者側より挨拶をお願いします。

今中町長。

○今中町長 おはようございます。文教厚生委員会に付託をされました議第5号 奈良県葛城地区清掃事務組合理約の変更について、議第7号 令和6年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、議第8号 令和6年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について、議第9号 令和6年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について、それぞれしっかりとご審議を頂きまして、全議案可決すべきものと決定を頂きますようお願いを申し上げまして、ご挨拶にさせていただきます。よろしくお願いたします。

○康村委員長 本委員会に付託されました議案はお手元に配付の次第のとおりです。順次、審議してまいります。

議第5号 奈良県葛城地区清掃事務組合理約の変更について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

服部委員。

○服部委員 おはようございます。服部です。よろしくお願いたします。

議第5号 奈良県葛城地区清掃事務組合理約の変更について、今回、ここで規約を変更した理由について、まず質問いたします。それと、今現在の葛城地区清掃事務組合の構成町はどのような形で構成されているのかと、現在の管理者と副管理者について聞かせてください。以上です。

○康村委員長 それでは、順次答弁をお願いいたします。

建設環境課長。

○武安建設環境課長 それでは、議第5号 葛城地区清掃事務組合の規約の変更についてでございます。

まず、変更理由についてでございますが、議会資料のナンバー4をご覧ください。資料のほうに改正の趣旨と改正の内容、施行期日についてお示しさせていただいております。

まず、改正の趣旨でございますが、組合の管理者につきましては、施設の運営には地域住民の理解が不可欠であるため、施設所在地の自治体の長である御所市長がこれまでに選任されており、そういった実情を加味し、かつ管理者の不在期間をなくすため、規約の一部を改正するというものでございます。

○康村委員長 服部委員。

○服部委員 これ、設立当初からそういった形で御所市長がされているんですけども、今回、また改めてなった理由というのは、今述べられた管理者が不在の間をなくすというふうに説明あったんですけども、不在になるときはあると思うんですけど、突然御所市長が替わった場合とか、今回、そういった理由でこういう契約が変更になったのか、その辺が分からなかったのを聞いていますのんですけども。

○康村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 まず、以前の規約の中では、運営議会の中で選任するという形でしたが、過去からずっと御所市長がしていただいているという中で、やっぱり不在期間という部分もございましたし、施設の運営には地域住民の理解が不可欠というところで、御所市に設置させていただいておりますので、それで、御所市長にという形になります。

○康村委員長 服部委員。

○服部委員 分かりました。今までは運営協議会の中で管理者も決めていたけれども、今回はもう規約に初めから御所市長という形に変えたという理解でよろしいですか。

○康村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 そのとおりでございます。

○康村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 次に構成町でございますが、共同処理する市町というところで、大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、それと上牧町、王寺町、河合町、広陵町となっております。

○康村委員長 服部委員。

○服部委員 それは以前と変わってないメンバーですか。

○康村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 変更はございません。

○康村委員長 服部委員。

○服部委員 分かりました。

それでは、今の現在の管理者と副管理者、どこの市町がされているのか教えてもらえます

か。

○康村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 現在の管理者でございますが、御所の東川さんが管理者でございますが、退任されまして、副管理者の堀内さんが管理者を代行させていただいているところでございます。

○康村委員長 服部委員。

○服部委員 管理者が、東川さんがやめられて、どこの市長さんが副管理者をされているというところでいいんですか。

○康村委員長 都市環境部長。

○吉川都市環境部長 今、課長からの回答に補足なんですけども、御所市長、10月に選挙がありまして、東川さんが新たに山田さんに替わったんですけども、ただ、今は臨時議会を迎える、12月にあるんですが、そこまでの間は管理者不在の形になっておりまして、今、副管理者の堀内さんが、大和高田市長でございます、その方が今代行されておると、こういう状況でございます。

○康村委員長 服部委員。

○服部委員 今回のようなことが起こらないように、今回で変更されたというふうな感じでしょうか。

○康村委員長 都市環境部長。

○吉川都市環境部長 そのとおりでございます。

○康村委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○康村委員長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○康村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○康村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第7号 令和6年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

服部委員。

○服部委員 服部です。よろしくお願ひいたします。

令和6年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、1点聞かせてもらいます。

説明のページの歳入の5ページ、社会保障・税番号制度システム整備費補助金968万円について、説明をお願いいたします。

○康村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 それでは、今ご質問いただきました、歳入5ページ、社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましてでございます。こちらにつきましては、令和6年度当初予算のほうで、委託費としまして、マイナンバーカードの一体化のシステム整備を挙げさせていただいております。そして、その際にはまだ、県からの情報なかなかなかったので、前年の特別調整交付金のほうで産前産後のシステム改修等も行いました。ですので、特別調整交付金の中のその他事象として、当初予算としては、財源を968万円上げていたんですけども、年度始まりまして、社会保障・税番号制度システムの補助金での取扱いということが分かってまいりましたので、特別交付金を減額させていただいて、社会保障・税番号制度システム補助金としまして、予算を受ける器を国庫支出金のほうに変えさせていただいたような補正とさせていただいております。

○康村委員長 服部委員。

○服部委員 ありがとうございます。関連になって聞くんですけど、上牧町のマイナンバーの人数というか、何%の方がしているかというのはここで聞いても分かりますか。

○康村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 国民健康保険でよろしいでしょうか。国民健康保険につきましては、令和6年10月末時点になるんですけども、被保険者4,289名に対しまして、マイナ保険証登録者数は2,719名となっております。

○康村委員長 服部委員。

○服部委員 ありがとうございます。もう関連になるのであまり聞きません。ありがとうございました。

○康村委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○康村委員長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○康村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○康村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第8号 令和6年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第2回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

安中委員。

○安中委員 安中です。

介護予防・生活支援サービス事業費というところの説明を受けましたんですけれども、同じ月により利用した介護サービスの利用者負担の合計額が高額になったとき、申請により上限額を超えた分を支給されるものということです。

○康村委員長 安中委員、議案書の何ページ等をまず。

○安中委員 議案書の7ページのところです。款の3番、地域支援事業費のところの説明を受けましたときに、同じ月により利用した介護サービスの利用者負担の合計額が高額になったときに、申請より上限額を超えた部分を支給されるものということです。説明を受けましたんですけど、同じ月ということで、今期に限りそうだと思うんですけども、今期に限り、住民さんはどんな介護サービスを多く受けられている傾向があるのかなど。これはなぜ質問するかといいましたら、やっぱりこういう傾向があるからここに気をつけましょうねという

ことを住民さんに伝えることができる1つのヒントかなと思って伺わせていただきますので、よろしく願いいたします。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○杉分生き活き対策課長 ご回答申し上げます。こちらの介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、デイサービスと訪問介護事業ヘルパーになります。

○康村委員長 安中委員。

○安中委員 デイサービス、ヘルパーというのは、今、人が足りないとかって言って困窮されていると思うんですけども、上牧町の場合は、前は足りているとおっしゃっていましたが、その後いかがですか。大丈夫ですか。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○杉分生き活き対策課長 デイサービスとヘルパー事業に関しましては、事業所のほうで執り行っていただいております。今のところ、介護職は厳しいところではあると思いますが、各事業所で行っていただいている状況でございます。

○安中委員 ありがとうございます。私からは以上です。

○康村委員長 安中委員、必ず委員長と発言してください。お願いします。

ほかに質疑ございませんか。

服部委員。

○服部委員 令和6年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について、1点質問させていただきます。歳出の7ページ、先ほどの質問の項目の上に当たるんですけども、役務費のところの、認定審査等費という形で50万円の補正になっているんですけども、これについて説明をお願いいたします。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○杉分生き活き対策課長 それでは、介護ナンバー1の資料をご覧ください。こちらの役務費につきましては、介護の認定調査に関わります主治医意見書の作成手数料の補正予算となっております。こちらに関しましては、主治医からの被保険者の疾病、負傷の状況など、医学的な意見を記載していただいているものでございまして、1件につき5,500円程度の請求がありますので、こちらのほうが数が増えたことによりまして、補正をさせていただくものでございます。

○康村委員長 服部委員。

○服部委員 分かりました。これ、予算組むときにも大体例年の数で予算組んではと思うん

ですけれども、今回、こういった形で補正を50万円という形、50万円でしたら、認定調査の依頼が100件ぐらい増えているということですよ。その辺の説明というか、聞かせてほしいんですけれど。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○杉分生き活き対策課長 資料にもございますように、令和4年度につきましては、1,062件、令和5年度につきましては、965件の決算となっておりますわけですが、令和6年に関しても、当初的には900件の予算を見込んでおった次第なんですけれども、要介護認定の調査依頼が多くなったことによりまして、大体、令和6年度の見込みとしては、1,000件ぐらいはいくのではなかろうかというところで、補正予算を組ませていただいた次第でございます。

○康村委員長 服部委員。

○服部委員 分かりました。今後、高齢化が進むにつれて、認定調査の予算というのは少しずつ、多い目に組んでいくような形になっていくんでしょうか。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○杉分生き活き対策課長 上牧町につきましては、高齢化が顕著なところでございますが、状況を見て、予算のほうは編成させていただきたいと思っております。高齢化率が増えるからといって要介護率が増えるわけではございませんので、その辺も加味しながら算出していきたいと考えております。

○服部委員 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○康村委員長 ほかに質疑ございませんか。

氏原委員。

○氏原委員 おはようございます。氏原でございます。

先ほどの服部委員と同じ関連の認定審査等費について質問させていただきます。ここの2の事業概要のところ増加した理由として新規申請、そして更新、区分変更でありますけれども、この内訳というのは、それによって区分変更の申請が増加しているということは、自分が認定を受けた区分に不満があって再度出しているのか。それをちょっと知りたいので、質問させていただきました。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○杉分生き活き対策課長 申し訳ございません。今、詳しい数字というものは持ち合わせてございませんので、後ほどお示しさせていただきたいと思っておりますが、今、氏原委員おっしゃったように、区分変更の中で、自分の要支援認定が気に入らないであるとかという理由もござ

いますが、要介護認定後期間中に、要介護度が増える、例えば入院されるとか、障害ができるとかというところで、区分変更の申請をされる方が、今年になって増えているというところでございます。

○康村委員長 氏原委員。

○氏原委員 ありがとうございます。もう1つ気になったのは、その区分変更の認定が正しいのかどうか、介護認定審査会で正しく認定していただいているのかなという疑問も湧いたので、質問させていただきました。また今後、認定審査会とか、そういった部分も精査していただければよろしいかと思えます。

以上です。

○康村委員長 氏原委員、今の資料はどうされますか。個人的に後からいただきますか。あるいは、後から報告を受けるか。

氏原委員。

○氏原委員 そうしましたら、また、各議員が見えるところ、議会事務局を通して資料のほうをデータでお渡しいただければよろしいかと思えます。よろしく願いいたします。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○杉分生き活き対策課長 承知いたしました。

○康村委員長 事務局もそれをお願いします。

ほかに質疑ございませんか。

竹中委員。

○竹中委員 竹中です。よろしくお願いします。

1点質問させていただきます。先ほど安中議員が質問したことに加えてなんですけれども、説明書の7ページ、よろしくお願いします。介護予防・生活支援サービス事業費についての今回の10万円の増額の補正ですけれども、これ見ましたら、つい3か月前の9月にも、増額補正をしまして、そのときは、9万円の増額で、同じ費目で、また、今回10万円の補正をしまして、当初の予算からしましたら13万が22万、22万が32万というふうになってきているのではないかなというふうに資料から読めるんですけれども、必要だからこそ補正で、そのことに関しては、私、非難するものではないのですけれども、短期間の中で2度もあると、補正をするということは、相当想定外の増え方をしたんじゃないかなというふうに推察します。その辺り、ご説明いただいたらと思いますので、よろしくお願いします。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○杉分生き活き対策課長 ご回答申し上げます。こちらの補正予算につきまして、まず、参考程度ですが、令和4年度の決算では28件の4万8,610円の決算額となっております。令和5年に関しても、46件の11万4,077円の決算額となっております。こちらに関して、令和6年の11月末で、58件の17万4,261円というところで使用率の伸びが示されているところでございますが、原因といたしましては、コロナ禍が落ち着いた後の訪問であるとか、デイであるとかという使用が伸びたことが勘案されるかなと考えております。

○康村委員長 竹中委員。

○竹中委員 それに関しては、今の説明で分かりました。となりましたら、来年度やっぱり、もう少し増額で、当初から予算組むということは計画されているのでしょうか。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○杉分生き活き対策課長 竹中委員のおっしゃるとおり、この伸び率を勘案させていただきまして、当初予算のほうは編成させていただきたいと考えておるところでございます。

○康村委員長 竹中委員。

○竹中委員 了解しました。ありがとうございます。

○康村委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○康村委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○康村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○康村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第9号 令和6年度上牧町水道事業会計補正予算(第2回)について、これを議題いたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

服部委員。

○服部委員 議第9号 令和6年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について、1点質問させていただきます。説明書欄の2ページ、令和6年度上牧町水道事業会計補正予算実施計画の、科目で言いますと修繕費です。補正額が500万円となっているんですけども、結構多額の修繕費になっているので、この内容について説明をお願いいたします。

○康村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 今のご質問ですが、今年度につきましては、修繕の箇所数が、10月末現在で、例年では二十五、六件なんですけども、今年はまだ10月現在で32か所と増えている状態でございます。それと、今年につきましては、本管の漏水箇所が増えているというところで、例年では一、二件ぐらいなんですけど、今年はまだ既に7件出ているというところで、この500万と申しますのは、過去の実績から、今後、これぐらいは要るだろうというところで、今回、補正予算を上げさせていただいたものでございます。

○康村委員長 服部委員。

○服部委員 分かりました。今回のような修繕費なんですけども、これ、水道事業一体化になってからの修理というのは、こういった形で修理していくんですか。

○康村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 高額になりますと、本部との協議で実施されると思うんですけども、小さい行為であれば、事務所単位でやっていけるものと思っております。

○康村委員長 服部委員。

○服部委員 水道事業会計一体化になって、修理費というのは、町からの持ち出しという形でもう一切、水道事業組合に水道事業全部を移行するので、向こうが持つというふうな理解でよろしいですか。

○康村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 資産は全部、町資産はそのまま企業団に渡すので、予算も今、予算査定、企業団のほうでされていますので、資産は全部、企業団のもので進められております。

○康村委員長 服部委員。

○服部委員 分かりました。以上です。

○康村委員長 ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○康村委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○康村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○康村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

理事者側より挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○今中町長 全議案可決すべきものとご決定を頂きまして、ありがとうございます。また、本

会議でも議決を頂きますようお願いを申し上げまして、お礼のご挨拶にさせていただきます。

ありがとうございました。

○康村委員長 これをもちまして文教厚生委員会を閉会いたします。皆様、ご苦労さまでした。

閉会 午前10時33分

上牧町議会委員会条例第27条第1項の規定により署名する。

文教厚生委員長

康 村 昌 史

総務建設委員会会議録

1. 日 時 令和6年12月10日(火) 午前10時
1. 場 所 3階委員会室
1. 協議事項 議第1号 上牧町まちづくり基本条例の一部を改正する条例について
議第2号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
議第3号 上牧町税条例の一部を改正する条例について
議第4号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について
議第6号 令和6年度上牧町一般会計補正予算(第6回)について
議第10号 令和6年度史跡上牧久渡古墳群整備工事請負契約の変更契約について
1. 出席委員 委 員 長 上村 哲也 副 委 員 長 遠山健太郎
委 員 東 初子 石丸 典子 木内 利雄
牧浦 秀俊
1. 理 事 者 町 長 今中 富夫 副 町 長 阪本 正人
教 育 長 松浦 教雄 総 務 部 長 中川 恵友
都市環境部長 吉川 昭仁 住民生活部長 山下 純司
健康福祉部長 寺口万佐代 教 育 部 長 松井 良明
総務部理事 高木 真之 総 務 課 長 丸橋 秀行
企画財政課長 中本 義雄 こども未来課長 木下 優子
教育総務課長 辻村 純 社会教育課長 吉川信一郎
1. 事 務 局 局 長 金崎 恭彦 書 記 森本香寿美
書 記 横田 大樹 書 記 林 大貴

開会 午前10時00分

○上村委員長 皆さん、おはようございます。総務建設委員長の上村です。

なかなか冬が来ないと言われていましたが、ここ最近ではめっぽう冷え込み、季節に見合う気温となってまいりました。皆様のご家庭では、暖房器具がフル稼働しているのではないのでしょうか。しかし、この季節、空気がとても乾燥しておりますから、火気のご使用時、また、暖房器具等ご使用は十分気をつけて、厳しい冬を暖かくお過ごしください。

それでは、定足数に達しておりますので、これより総務建設委員会を開会いたします。

初めに、理事者側より挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○今中町長 皆さん、おはようございます。総務建設委員会に付託をされました議第1号 上牧町まちづくり基本条例の一部を改正する条例について、議第2号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、議第3号 上牧町税条例の一部を改正する条例について、議第4号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について、議第6号 令和6年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について、議第10号 令和6年度史跡上牧久渡古墳群整備工事請負契約の変更契約について、いずれも活発にご議論を頂き、全議案、可決すべきものと決定いただきますようお願いを申し上げまして、ご挨拶にさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○上村委員長 本委員会に付託されました議案はお手元に配付の次第のとおりです。順次、審議してまいります。

議第1号 上牧町まちづくり基本条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

遠山副委員長。

○遠山副委員長 おはようございます。遠山でございます。

議第1号 上牧町まちづくり基本条例の一部改正について質問をさせていただきます。上牧町の最高規範である上牧町まちづくり基本条例、10年間の時を経て、今回初めての改正となります。改正の内容につきましては、16ページに及ぶ検証結果報告書、そして、会議の会

議録を確認させていただいてまして、私の中では、中身については、賛否を疑うようなことは全くありませんので、詳細については、一般質問で聞かせていただくとしまして、ここでは、この改正が正規なルールに基づいて実施をされているのかどうか。改正の手続は問題なく、瑕疵なく行われているかの確認をさせていただきたいと思えます。

ご案内のとおり、冒頭の議案説明のときにもありましたけれども、この条例につきましては、第38条の第1項で規定をされています。町は5年を超えない期間ごとにこの条例の内容に見直しが必要か検討しなければなりません。これにつきましては、ご案内のとおり、令和5年8月23日の諮問を受けて、全6回の検証委員会を開催されたという報告を受けていますので問題はないかなと思えます。以下の点について伺います。38条の第2項にこう規定があります。第1項に規定する検討を行う場合、住民主体の検討委員会を設けて審議をしなければなりません。この規定に基づきまして、検証委員会を立ち上げたと思えますが、この検証委員会が住民主体の検討委員会なのかどうかという確認で、まず、上牧町まちづくり基本条例の検証委員会のメンバー、そして、検証委員会の内容を伺いたいというふうに思えます。

続きまして、上牧町まちづくり基本条例の第39条に具体的な改正手続の規定がございます。読み上げますと、この条例の改正に当たっては、事前に、住民に改正の趣旨を説明し、広く意見を聞く場を設けるとともに、条例改正後は、その内容を改正理由と併せて公表しなければなりませんとあります。後段部分の条例改正後については、改正後のお話になりますので、これは私、一般質問で、今後のスケジュールのほうで聞くとしまして、前段部分のお話です。改正に当たっては、事前に住民に改正の趣旨を説明し、広く意見を聞く場を設ける、この辺りの手続がどのように実施をされたのかを伺いたいと思えます。

以上、よろしく申し上げます。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 まず、1点目のご質問でございます。本検証委員会のメンバーの構成についてということで、まず、学識経験者の方が3名入っていただいております。この3名については、町外の方が入っていただいております。それと公募委員といたしまして、町内在住の方2名、それと町議会議員の方が2名、それと自治連合会の会長、これが町内の在住の方でございます。それと、平成30年度まちづくり基本条例検証委員会の際に委員をお務めいただいた方も町内の在住の方1名でございます。それと、南都銀行上牧支店の支店長、こちら町外の方でございます。それと、奈良県立大学の学生の方、こちらも町外の方1名、最後に上牧町副町長。これも町内在住の方でございます、委員12名のうち、7名の方が町内

在住の方ということで、委員として入っていただいておりますので、本委員会については、住民主体の委員会であったというふうに考えておるところでございます。

○上村委員長 遠山副委員長。

○遠山副委員長 ありがとうございます。この検証委員会のメンバーにつきましては、検証結果報告書の16ページに、ホームページでも公開をされているところでございますが、今、課長のほうから説明をわざわざ付け加えていただいて、町内外の在住のところまで調べていただいているようで、人数につきましては、学識経験者が3名であったり、一般公募町民が2名ということで、一般公募、町民が2名しか入っていないので、住民主体なんだろうかというご意見があるかなというふうに思うんですが、今みたいな話を聞きますと、しっかり住民主体で考えられているというふうに認識をしたので結構だと思います。

ちょっと補足事項で、これ、私が10年前に検討委員会、作成委員会の委員長でやったところで、唯一抜け落ちたところで、メモ書きで残しておいてもらいたいんですが、条例文集は全部町民に変えたつもりですが、この38条の2項だけ私、なぜかこれ、住民に残ってしまっているんです。これを5年後の検討委員会的时候に、住民はやっぱり町民に変えたほうがいいのかなと、町民主体の検討委員会に変えたほうがいいと思うので、この辺りはメモ書きで残しておいてもらいたいと思います。

ということで、住民主体の検討委員会を立ち上げたというところで、あともう1つ、条立てが、検討委員会って書いてありまして、今回の実際にしたのが検証委員会じゃないですか。言葉尻ですけども、検討委員会と検証委員会って、名前が違うということに関して何か議論になっていますか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 委員会の中ではそういった議論はなかったんですけども、検証結果報告書の1ページのところの10行目にあるんですけども、本条例第38条第2項の規定に基づき、住民主体の検討委員会として、上牧町まちづくり基本条例検証委員会を設置いたしましたというふうにございますので、今、委員ご質問のような内容については、特段、この委員会の中では議論にはならなかったところでございます。

○上村委員長 遠山副委員長。

○遠山副委員長 ありがとうございます。何度もお話を申し上げますけれども、このまちづくり基本条例を作成するに当たって、最高規範という位置づけなので、この改正手続をどうやって厳格化していくかというのは、大変議論になったというふうに記憶をしまして、そ

ういう中で、検証と検討です。ご案内のとおり、検討というのは、事前に、物事が起きる前にはやるから検討なんです。物事が起きたものをどうだったかというのが検証で、改正をするに当たっては、検討委員会をしなきゃいけないんですけど、当時のときにはそこまで認識がなかったんで、実際、検討するためには、5年間どうだったのかということをしっかり調べる、これが検証です。上で検討するという事なので、検証委員会で問題自体は全然全くないと思いますけども、条例に検討委員会って書いてあって検証委員会でいいのかという議論にならないように注意しなきゃいけないということで、全く問題はないかなと思うので、結構かなと思います。

では次に、第39条に参ります。改正に当たっては、事前に住民に改正の趣旨を説明し、広く意見をというところで、この条例を作成するに当たって、10年前の記憶がすごいありまして、すごい細かな話ですけど、句読点、あるじゃないですか。事前にの前後に句読点を打っているんです。条文をつくる過程で、点の前後というのは、強調したいから点をつけるというのが習わしになりまして、何が言いたいかという、これ、事前というのと住民というのがポイントになっているんです。というところで、この辺りの手続がどのように行われたのか、説明をお願いします。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 39条の住民の意見を聞く場についてでございます。まず、広報6月号におきまして、あと、町ホームページ、あとLINE、フェイスブック等で、まちづくり基本条例検証結果報告書についての意見を募集いたしまして、令和6年6月3日から令和6年7月2日までの期間でパブリックコメントの実施を行いました。

○上村委員長 遠山副委員長。

○遠山副委員長 時系列で説明いただきました。私も確認をさせてもらいましたら、時系列的には全部で検証委員会6回開催をされているんですが、第5回の検証委員会が実施されたのが、今年の4月25日です。それを受けまして、パブリックコメント、今課長が言われたとおり6月3日から7月2日の1か月間、この検証結果報告書のパブリックコメントを実施しています。それを受けて、最後の検証委員会、第6回が8月26日、答申をするという形で開催をされています。このような内容で間違いがないかなと思うんですが、ここで私が少しだけ気になっていることがありまして、何かといいますと、この改正に当たっては、住民の意見を事前に聞くというところで、本来であれば改正案を住民の方に意見を聞かなければいけないのではないかなと。このパブリックコメント、細かいお話ですけど、検証結果報告書のパ

ブリックコメントです。イメージ的には検証結果の報告書を受けて、当局のほうで、その検証結果を基に、これは改正しよう、これはしないでいいだろうということで改正案をつくると思うんです。その改正案を住民の方に広く意見を求めるというイメージで、当初の条文はつくっていたんですが、この辺りは委員会でも議論にはなったでしょうか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 このたびの条例改正につきましては、この検証結果報告書の内容を尊重した形での改正というような形になっておりまして、また、改正の内容につきましても、住民の方々に対して、過度な負担となるものや、また、不利益を及ぼすような内容の改正ではないというようなことから、検証委員会の委員の方々とも、相談をさせていただいた結果、条例改正案についてのパブリックコメントは実施しないというような形で、今回、進めさせていただいたところでございます。

○上村委員長 遠山副委員長。

○遠山副委員長 今、ポイントになることが2点説明があったかと思います。1番のポイントは、検証結果の報告と改正案が同一だったこと、検証結果報告書が、より具体的な改正理由が書いてあるので、このパブリックコメントを実施しているのも、全く同じパブリックコメントは要らないなと私も思います。

それともう1点は、今回の改正については、未成年をこどもに変えるであるとか、町職員の方の、要は努力義務が1個創設されているんですよね。これについて私、議論したいところもたくさんある、一般質問でさせてもらいますけど、町民の方に負担になるような、町民の方に努力義務を課すような条例がないというところから、今回、検証委員会の中でも議論をして、検証結果報告書のパブリックコメントで済ませたと、もう一度、そういう認識で間違いはないですか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 遠山副委員長。

○遠山副委員長 よく分かりました。今回はこれでいいかなと思います。例えば、5年後、10年後とかに、この条例の中で、もっと住民の方に努力義務を課すであるとか、住民の方に負担になるような改正にする場合には、きちっと、改正案についてのパブリックコメントも実施をしていただけるという逆の解釈を私はしたんですが、そのような認識でよろしいですか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 その認識で間違いございません。

○上村委員長 遠山副委員長。

○遠山副委員長 大変細かな点を聞いて申し訳ありませんでした。改正手続については、ルールに基づいていただけていることを認識させていただきましたので、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○上村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○上村委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第2号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○上村委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議第3号 上牧町税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○上村委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第4号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○上村委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第6号 令和6年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

東委員。

○東委員 おはようございます。東 初子でございます。よろしくお願いいたします。

議第6号 令和6年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について質問させていただきます。

初めに、6ページの債務負担行為の補正についてお伺いいたします。説明の資料を見させていただきました。校務支援システム導入及び運営支援業務委託料の1,700万円ですが、現在、奈良県が管理運営している統合型校務支援システムの更新に伴って、令和7年9月から、県内の全市町村が一斉に新システムの利用を開始することになったということで、詳しいご説明をお願いしたいのと、それから、現在、上牧町が独自に行っている校務支援がございましたら、それを伺わせていただきます。

それから、県の校務支援ということで、具体的にどのような支援につながるのかということの説明を求めます。必要経費のうちネットワークの構築等に要する費用、委託料の計上ということになっていきますけれども、委託先はどこになりますか、それを伺わせていただきます。

次に12、13ページの款の民生費、項の児童福祉費、目の児童福祉総務費のところですが、病児・病後児保育事業です。説明によりますと、香芝市の病児保育室ぽっぽの利用者数が、令和5年度と比較して増加しているということでございます。そのために、香芝市の負担金を補正予算計上ということになっておりますが、最近といたしますか、ぽっぽがいちごルームだとかぞうさんのおうちよりも、後のほうで今、利用されているように思いますが、今回増加している理由、その辺をお聞かせください。いちごルーム、ぞうさんのおうち、その辺の病児保育施設の利用状況も併せてお伺いします。

次に、14、15ページになりますけれども、款消防費、項消防費、目の災害対策費です。災害用簡易トイレの購入費及び附属品購入費ということで346万2,000円ということですが、私も本年9月議会におきまして、災害時のトイレの確保について質問させていただきました。

したので、災害用トイレ等の購入をされるということは、本当に住民の皆さんにとっての安心につながるという点で喜ばしく思っております。今回購入に至った経緯をお聞かせください。町としてまだまだ必要だというふうに思いますが、今後の購入予定もお伺いさせていただきます。

以上3点でございます。よろしく願いいたします。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 それでは、今回の債務負担行為の内容でございます。令和7年9月から県内全市町村が一斉に新システムに移行するに当たりまして、業務を円滑に進めるために、今年度から、業者選定であったり、準備を進めていって、令和7年9月からスムーズに導入できるために、このたび債務負担行為を計上させていただきました。

○上村委員長 東委員。

○東委員 分かりました。それでは、校務支援ということで、具体的にどのような支援につながるのかというところ、お願いいたします。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 現在、教職員の方々は書類を手書きで作成していたり、紙で管理しているデータとかがあるんですけども、それを電子的に一元管理することによりまして、負担を軽減して児童、生徒に向き合う時間を増やすという、働き方改革の1つとも言えるシステムでございます。

○上村委員長 東委員。

○東委員 分かりました。書類や紙で行っていたものを電子で一元していくということですね。現在、上牧町が独自に行っている校務支援との違いですとか、今後の関わりですとか、そういうところをお伺いします。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 現在、上牧町独自で行っている校務支援システムというものはないんですけども、その他のシステムでもし連携していけるものがあれば、また、連携していって、便利な活用ができるかなと考えております。

○上村委員長 東委員。

○東委員 分かりました。具体的には、これはどのような方向で、県の支援というのは、さっきの、児童の時間を取っていくとかという、何かありますか。どういうふうな方向で。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 このシステムには様々な機能があるんですけども、例えば、児童、生徒の名簿の学籍管理であったりとか、出欠管理、成績管理、健康記録等の保健管理、また、高校入試の願書提出等の機能ございまして、例えば、成績管理であれば、テストの結果を入力すれば、習熟度であったり理解度というのが把握できますので、個別の指導というのが可能になりますし、県下統一ですので、ほかの学校の学習指導案を共有できますので、教育の質の向上にもつながると考えられております。

○上村委員長 東委員。

○東委員 分かりました。随分とそういうことが、名簿管理だとか出席、保健管理、また、成績のほうも一元的にされるという方向で、便利になるといいますか、教職員の先生方も助かるのではないかと。ひいては児童、生徒のためにつながっていくような気がいたします。委託料ってなっているのは、委託先なんかはまだ決まっておりませんか。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 まだ決定しておりません。

○上村委員長 東委員。

○東委員 以上でございます。ありがとうございます。

○上村委員長 こども未来課長。

○木下こども未来課長 補正予算書12、13ページの病児・病後児保育事業についてでございます。歳出の資料で、ナンバー6でお出ししております。香芝病児保育室ぽっぽの増加した理由ということでございますが、香芝市の病児保育室ぽっぽは、令和5年度から新たに契約した病児保育室でございまして、令和5年度は初めての利用ということでしたので、年間で52名の利用があったということですが、令和6年度は9月までの時点で、既に64人が利用されているということで、病児保育室ぽっぽは、ネットで予約ができるということで、利用しやすいということがあるようでございます。

○上村委員長 東委員。

○東委員 ネットで利用することができる、利用しやすいということですね。分かりました。いちごルームとかぞうさんのおうちとか、今まで利用されていると思いますけれども、その辺との状況等お聞かせください。

○上村委員長 こども未来課長。

○木下こども未来課長 現在、9月までの状況で言いますと、いちごルームで2名、ぞうさんのおうちで3名となっております。

○上村委員長 東委員。

○東委員 分かりました。利用される人数に随分と差があるように思いますけれども、今回、いちごルームは上牧町が事務局も務めておられますし、その割には利用人数が伸びていないという、その辺の問題といたしますか、どうなのでしょうね。

○上村委員長 こども未来課長。

○木下こども未来課長 いちごルームにつきましては、令和6年度、7年度、上牧町が事務局ということで、啓発、こんなんしていますよというお知らせは積極的に引き続きしていつているところではありますけども、どうしても場所的なものもありまして、香芝市のほうが近いということもありますし、いちごルーム、ちょっと遠いのかなという感じで、お手軽に利用していただけるぽっぽさんが人気なのかなと思っているところでございます。

○上村委員長 東委員。

○東委員 やはり地理的なこととかもあるのかなと思いますが、いちごルームにもいろいろと、町としても費用もかかっておりますし、今後、いろいろと検討することもあるのかなと思いますが。

○上村委員長 こども未来課長。

○木下こども未来課長 令和6年度、7年度は事務局を持っておりますので、引き続きさせていただきたいと思っておりますが、その後は、また相談させていただきたいと思っております。

○上村委員長 東委員。

○東委員 分かりました。以上でございます。ありがとうございます。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、補正予算書15ページにございます災害対策費の中で、災害用簡易トイレの購入についての経緯でございます。経緯につきましては、地域再生計画の基本目標であります、地域がつながり、魅力ある安全安心なまちづくりをつくる防災防犯活動の支援、促進での取組に賛同する企業から寄附がございました。担当課といたしましては、令和6年1月に発生をいたしました能登半島地震で、水道管、下水道管が広範囲で破損し、断水など長期化して、水洗トイレが使用できない状態となっております。また、不衛生なトイレになると、集団感染などを引き起こすおそれもあり、トイレ環境が深刻な問題となっているところでございます。このような課題を踏まえまして、避難所などのトイレ環境を確保するための1つの手段といたしまして、今回、災害の簡易トイレの整備を計画したところでござい

ます。

○上村委員長 東委員。

○東委員 分かりました。少しでも、本当にトイレの数というのは大切だというふうに思いますので、増やしていただけることは、住民の皆さんの安心につながるというふうに思っております。まだまだ数が必要だというふうに思いますけれども、今後の予定としましては、どのような感じでしょうか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 今回、このトイレを購入させていただいたとしても、全てがかなり整っている状態ではございません。今後、また、指定避難所等に多くの方が避難されることも考えられますので、限られた財源等もございますので、国等のものも注視しながら、計画的に進めていきたいというふうには考えているところでございます。

○上村委員長 東委員。

○東委員 分かりました。今後も計画的にお願いいたします。以上でございます。

○上村委員長 ほかにございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 おはようございます。石丸典子です。

引き続き、補正予算第6回についての質疑を行います。

私は歳出のほうで1点です。ページ数は7ページです。財産収入のところ、2つの項目でお伺いしたいと思います。

不動産売却収入として今回138万5,000円増額補正です。これについて、資料も出しているんですけども、資料で分からない点について、まず、3点についてお伺いいたします。ここ香芝市上中ということで、町外の土地ですけれども、ここが町有地となった経緯について、簡単に説明をしていただきたいと思います。旧上牧町土地開発公社の用地ということだと思いますが、この経緯について説明をお願いいたします。

2つ目は、売却日と売却の理由。用途についてです。

3つ目は、価格についてですけれども、平米当たり計算いたしますと、1平米当たり2万6,000円の金額での売却なんですけれども、この根拠についてお願いいたします。

まず、この3点についてお願いいたします。

それと、次の項目では、物品売却収入で、資料も出していますが、8月16日に幼稚園バス売却となり、51万の補正計上です。予定価格は30万ということになってお

りますけれども、高く売却できた要因について説明をお願いいたします。

以上です。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、委員のご質問の部分でございます。町になった経緯という部分でございます。この部分につきましては、土地開発公社の解散に伴う代物弁済で取得した土地ということでございます。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 その絡みで売却日という部分でございます。土地開発公社へ売却したという部分につきましては、昭和51年6月10日というふうになっているところでございます。

○上村委員長 石丸委員。

○石丸委員 今の売却日というのは、町有地となった経緯の中ですけれども、2つ目の質問は、今回、売却をしているということで、契約の相手方ということで、資料に出ていますけれども、上牧町の議員ですけれども、この売却日、この契約の相手方に対する売却日と売却の理由と用途についての質問ですが、お願いいたします。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 今回売却させていただいた服部様の部分につきましては、令和5年2月10日に売却をさせていただいたという部分でございます。

○上村委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時40分

○上村委員長 再開いたします。

総務課長。

○丸橋総務課長 申し訳ございません。令和6年10月10日でございます。

○上村委員長 石丸委員。

○石丸委員 これ、地図を見ますと進入路ですけれども、売却の理由と用途について説明をお願いいたします。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 売却に至った経緯でございますが、その売却の部分の奥側にあるんですけれども、そこに購入される方の土地がございます。その部分につきましては、隣接する所有者以外の方が利用困難という部分がありますので、今回、売却検討委員会のほうで要綱を照ら

し合わせながら、慎重に協議をさせていただいて、購入に至ったという部分でございます。

○上村委員長 石丸委員。

○石丸委員 この資料だけではなかなか分からないんですけど、確かに奥まったところに、空き地は、私も現地を見てまいりまして、なぜこういう通路のところだけ購入されて、用地を取得されるのかということは、奥の用地が既に所有されていて、進入路として必要であるということの説明でしたね。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 申し訳ございません。今所有されている方の土地ですけど、今まで市道を通ってしかその土地に行けないという部分がありましたので、今回、この部分を購入させていただいて、そこから、所有している土地に入っていく道路という形で購入されたという部分でございます。

○上村委員長 石丸委員。

○石丸委員 町所有の町道ですよ。

○上村委員長 総務部長。

○中川総務部長 今、総務課長が少し説明をさせていただきました。ちょっと補足をさせていただきます。現状、資料ナンバー4を見ていただいているかなと思うんですけど、これの赤く示したところが、今回売却予定地でございます。赤く示した隣、左側の土地が、今、売却相手方の方の土地の所有ということでございまして、この所有の通路に入る進入路として売却をさせていただいた、本人から購入したいという申出がございましたので、売却をさせていただいたということになります。

○上村委員長 石丸委員。

○石丸委員 そしたら進入路と奥の用地と一体の所有者になるということですね。そしたら、逆に通路のような形状の用地が個人の所有となれば、この用地沿いに既にお住まいの住宅地、ありますね。逆に私有地を通っていくということで問題は起こらないんですか。

○上村委員長 総務部長。

○中川総務部長 その部分につきましては、売却する中で、売却の相手方とも協議をさせていただいておまして、その部分については、道路でということで、お使いいただくというふうには、話はしております。

○上村委員長 石丸委員。

○石丸委員 ちょっと分かりにくいですがけれども、お聞きをさせていただきます。要は、旧公社の用地

であったのを売却できましたということで、町としては収入になり、公社の用地が、この平米数で言いますと52.83平方メートルに減ってということで、一定の解決の1つということではそうなんですけれども、ちょっと分かりにくい形状の土地の購入ですので、どうしてかなというので、今、質問させていただいたところです。お聞きをしておきます。

それで、価格についての根拠はいかがですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 売却価格につきましては、地目が宅地であることから、鑑定による費用になるところでございますが、隣接以外の利用が困難であることを考慮した結果、香芝市にこの土地があることから、香芝市の固定資産評価額を売払価格とさせていただいたというところでございます。

○上村委員長 石丸委員。

○石丸委員 お聞きをしておきます。

最後にお聞きをするんですけれども、令和5年度においては、決算で旧土地開発公社の売却がなかったところです。今回、こういう形で売却ができているということなんですけれども、現在、協議中などで売却予定地はほかにありますか。問合せがあったりとか、協議がされているというところはいかがですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 今のところ、そういう申請等はございません。

○上村委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。お聞きをしておきます。この項目は結構です。

続いて、物品売払収入のところの価格について説明をお願いいたします。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 それでは、補正予算説明書の6ページ、7ページの物品売払収入についてご説明いたします。幼稚園バスの売払いですけれども、予定価格というのは、お世話になっている業者さんの意見を聞きながら設定したものでございまして、一般競争入札で3社応札あった中での金額でございますので、そういったことや、このバスに需要や価値があつてこの金額になったかなというふうに考えております。

○上村委員長 石丸委員。

○石丸委員 よく分かりました。以上で結構です。これで質疑を終わります。

○上村委員長 ほかにございませんか。

木内委員。

○木内委員 おはようございます。木内利雄でございます。よろしくお願いたします。何点かお聞きしたいと思ひます。

今、石丸委員から質問のございましたところで、もう少しお聞きをいたしたいと思ひます。6 ページ、7 ページですか、財産収入の不動産売払収入のところのございまして、売払額が138万5,000円、この件についてですが、取得の経緯について、もう少し詳しく答弁を頂きたいと思ひます。取得の経緯についてお聞かせを頂きたいと思ひます。

次に、13ページのございますが、児童福祉総務費のございまして、こども未来課の担当のございますが、性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金というのがございまして。説明書の入のナンバー2では、パーティションの設置を予定してありますと書いてありますが、このところ、もう少しお聞かせいただくのと同時に、もう2点は、過去に虐待、または、性加害等のそういったことはあったのか否か、あったのであればどういふことなのかお聞かせを頂きたいと思ひます。

次に、18ページのございます。補正予算、給与費明細書というのがございまして、そこで補正前はその他の特別職というのがあります。補正前は507人という職員数ですが、補正後は1人減って506となっています。この1名減はどの役職に当たるのか、お聞かせを頂きたいと思ひます。

以上のございます。

○上村委員長 ここで暫時休憩とし、再開は11時。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○上村委員長 それでは再開いたします。

総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、木内委員の質問のございます。旧土地開発公社がその土地を購入した経緯のございますが、なぜ取得したかというのとは分かっておりません。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 今、聞き間違いでなかったら、取得経緯は分からないというふな答弁だったと思ひんですが、取得経緯が分からないというのとは、ちょっと首をかしげるんですが、なぜ分からないのかなという、素朴な疑問ですが、もう一度答弁いただけますか。

○上村委員長 総務部長。

○中川総務部長 この部分につきましては、土地開発公社が取得されたということでございまして、現在解散となっておりますのでございますので、その土地を購入された経緯というの
も、申し訳ございませんが、今現在、それについては分からないということでございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 先ほど石丸委員の質問のときに、課長はこう言われてました。代物弁済でしたという話をされているんです。このことに関してはどういうことなんでしょうか。

○上村委員長 総務部長。

○中川総務部長 今お答えをさせていただいたのは、公社が取得した理由でございまして、先ほどの代物弁済といたしますのが、上牧町が取得した理由が代物弁済、公社の解散に伴う代物弁済で、公社から上牧町に所有権を移転しているということでございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 分かりました。了解。

それで、上牧町の行政区外の土地がそのほかにあるのか否かというのを、きちっと一覧表で出していただきたいんです。今は答弁結構です。三重県の白山町で大きい土地、約5,000平米だったと思うんですが、ここら辺も含めて、答弁要りません、一覧表で出していただきたいと思うんですが、これはよろしいでしょうか。上牧町の行政区外の土地を一覧表で出していただきたいと思いますが、後日出していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○上村委員長 総務部長。

○中川総務部長 この部分につきましては、以前の平成24年に作成いたしました開発公社解散プランの中にも一部、お示しをさせていただいているところでございますので、これにつきまして、現状、令和5年度末所有している土地ということでよろしいでしょうか。一部売却させていただいているところもございますので。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 要は直近ということで結構かと思えます。後日、提出いただきますようによろしくをお願いします。委員長、よろしくをお願いします。

○上村委員長 総務部長、よろしくをお願いします。

総務部長。

○中川総務部長 後日、準備出来上がり次第になりますが、また、それは、データで送らせていただいたら、提出させていただいたらよろしいでしょうか。

○上村委員長 事務局通していただけたら。

こども未来課長。

○木下こども未来課長 補正予算書12ページ、13ページの児童福祉総務費の性被害防止対策に係る設備及び支援事業費補助金についてでございます。これは、慈光保育園のパーティション設置費用ということで計上させてもらっているものでございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 もう一度申し上げます。要は資料の入のナンバー2で、第1保育所、慈光保育園においてパーティションの設置を予定しておりますというふうには先ほど申し上げました。これはパーティションをどのように利用するのか、答弁を頂きたいというのが1点。もう1点は、過去に虐待、また、性被害等はあったのか否か。あったのであればどういった内容だったのかを答弁いただきたいというふうに申し上げております。

○上村委員長 こども未来課長。

○木下こども未来課長 保育所におけるパーティションの利用は、主に5歳児さんでございしますが、発育のよいお子さんいらっしゃるということで、着替えのときにパーティションを設置して着替えると聞いております。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 それやったら小部屋みたいところで着替えても、そのほうがいいんじゃないですか。パーティションというのはあまり、どうかなと首をかしげるんですけども。小さい部屋に行って着替えさすのがよりいいと思うのですが、何ゆえパーティションなんですか。もう一つ説得力がないのですが。

○上村委員長 こども未来課長。

○木下こども未来課長 利用するのは、遊戯室に設置して、そこでお着替えするというふうに聞いております。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 それはそれで聞いておきますけど、パーティションを設置するというので、そういったことが防止できるかどうかというのは、大いに疑問だと思うのですが、そこはお聞きしておきます。

次に、虐待、性加害についての有無、またあったのか否かと、あったのであればどういったことだったのかお聞きいたしたいと思います。

○上村委員長 こども未来課長。

○木下こども未来課長 今現在ではあったという報告は受けておりません。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 今日の12月10日火曜日の読売新聞、昨日からテレビ報道等をされておるんですが、これは新聞報道です。これは中学校の関係ですが、見出しには「教え子に性的暴行、実刑、東京地裁判決、元校長に懲役9年」、少しだけ読みます。教え子の女子中学生に対する準強姦致死傷罪などに問われた東京都練馬区立中学校元校長、名前出ていますが飛ばします、元校長の裁判員裁判で、東京地裁は9日、懲役9年の判決を言い渡したとあります。これを保育所ということに置き換えて聞いていただけたらありがたいかなと思うんですが、あつてはならんことですが、こういった学校の教室で、今読んだところが中学校の教室の中で、教師が、女子中学生に性暴力を加えたという内容で、実刑判決が9年ということになってるんですけども、こういったこと、あつてはならんけど、現実としては、時々報道されているんです。今回たまたま、昨日はテレビ、今日は新聞等でもこの報道内容は詳細に報道されております。教育長も教育部長も聞いていただいたら結構ですけども、小学校、中学校の教員の性加害は発覚しにくい。これは性暴力に詳しい千葉大学の後藤弘子副学長は、こうおっしゃっています。学校内で、これ、保育所内ということで置き換えて聞いてください、学校内で性犯罪が起きるはずがないという思い込みが発覚や対策を遅らせると指摘をされている。また、教員と子どもが密室で対一にならないよう周囲が目を配るなど、学校も対策を講じることが必要だと訴えている、こういったことを専門家が指摘されていますので、パーティションだけでいいのかどうかというのは、私、大いに疑問です。しっかりと聞いているだけじゃなしに、どうやって使われているのかも、課長も課長補佐も現場へ行って、実際に設置された後、どういうふうに使われているのか、しっかりと見ていただきたいと思っておりますので、せつかくこれ、7万5,000円ほどの投資をするわけですから、単にパーティションを置いただけでそういった、今読んだような被害が回避できるとは思っておりません。しっかりと実効性のある取組をされるように、現場に指導されるべきだと思いますので、放っておかず現場へ何度も足を運んで、指導をしていただくように求めておきますが、よろしいでしょうか。

○上村委員長 こども未来課長。

○木下こども未来課長 そのようにいたします。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 部長にもよろしく願いしておきます。

それじゃ、この部分は結構です。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 補正予算書18ページ、補正予算給与費明細書の特別職の一番下のその他の特別職、マイナス1でございます。このマイナス1につきましては、史跡上牧久渡古墳群整備委員会の学識経験者の1人減ということでございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 その減になったのは、減っても問題ないのか、補充をしようというふうに考えておられるのか、いかがですか。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 現在、補充はさせていただいております。ただ、その方については、県の職員ですので、報酬が必要ないという認識でございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 了解しました。これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○上村委員長 ほかにございませんか。

牧浦委員。

○牧浦委員 ページ数では4ページ、5ページ、公立保育所負担金のところですけども、他市町村に移られたが受入れできないと。これは6年度末まで受け入れるということになっていきますが、その後はどうなるのか。また、例えば、続いて行かれるのであれば、そのまま行きたいと言われたときにはそのまま行けるのかどうか、聞かせてください。

ページ数でいえば14ページ、15ページ、史跡上牧久渡古墳群整備事業費のところですけども、14ページで、起債で900万下がっていますね。例えば8ページ、9ページの町債、これ900万も下がっております。これはやっぱり県からまだ追加が出たので、こういうようにされたかどうか、ちょっと聞いてたんですけども、そうやったかどうか、もういっぺん聞かせてほしいのと、それと、この造成平面図、赤の部分があるんですけども、これはいずれ全ての赤の部分は擁壁をするのかどうか聞かせてほしいのと、町道南上牧松里園線、建築基準法上の道路でないという明記なんですけども、これはどういうことなのか教えてほしいのと、その下で、ちょっと間が空いているんですけど、道を分断して擁壁をするのかどうかということと、もう1つはこの隣に井戸ヶ尻尾平の水利が通っていると思うんですけども、その辺はどうなっているのか、これを聞かせてほしいです。

以上でよろしくお願いたします。

○上村委員長 こども未来課長。

○木下こども未来課長 補正予算書4ページ、5ページ。民生費負担金の公立保育所負担金についてでございます。歳入の資料ナンバー1でお出ししております。転出した児童のその後はということでございますが、公立保育所でございますので、その後は転出先の保育所に転園していただくことになります。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 もし申出があったとて、次、6年度以降はもう入れないと、もうそっちに移ってもらうという認識でよろしいでしょうか。

○上村委員長 こども未来課長。

○木下こども未来課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。ありがとうございます。

それでは、次、お願いいたします。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 そしたら、補正予算書歳入になるんですけれども、8ページ、9ページの町債のところ、900万円の減額についてのお尋ねでございます。今回、減額補正になった要因といたしましては、社会教育課において、史跡久渡古墳群整備事業に係る県補助金であります史跡等活用補助金が採択されたことに伴いまして、今回、補正計上させていただいておるところでございます。当初、2,100万円計上していた本債を900万円減額いたしまして、財源振替を行っておるところでございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 よく分かりました。ありがとうございます。

それでは、次、お願いいたします。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 牧浦委員ご質問で、確認させていただきながら答弁させていただきたいと思えます。

まず、平面図の赤のラインでございますが、このラインについては全体という意味でございますでしょうか。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 そう認識しているんですけれども、どうでしょうか。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 この赤のラインについては、開発許可を得た部分でございます。全体的に整備は進めていくんですが、史跡、松里園の部分については、周りが西側、南側、東側については、擁壁をさせていただく予定をしております。中については、また、園路等でまた、開発許可終わった後に、また、工事のほう、させていただくんですが、左の部分の田んぼの部分については、調整池の予定地でございますので、ここには将来的には調整池ができるというイメージでございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 それは分かっているんですけども、その調整池のところに開口部があるじゃないですか。町道南上牧松里園線、建築基準法上の道路でないという書いてあるんですけど、この間は途切れている部分があるんですけど、これはどういう意味をなしているのでしょうか。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 まず、明記させていただいています町道南上牧松里園線、建築基準法上の道路でないということですが、これについては、開発許可の県の指導により、こういう明記をしてくださいという指示があったということで明記をさせていただいたんです。あと、この道路の部分、消えているんですけども、これは排水管を調整池のほうに埋設するという意味での開発許可の範囲になっていきますので、ここをしないとか抜けているとかではなくて、開発許可の範囲ですという意味で線を引かせてもらっています。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。例えば、今、建築基準法上の道路でないということで、ここ通学路になっているんですけども、その影響等というものはあるのでしょうか。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 影響はないと考えております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 そしたら、この擁壁というのは、最終的には、今、赤で描いている、囲んでいるところは全て、例えば北側は住宅ですけども、それもひっくるめて、最終的には擁壁という形でよろしいのでしょうか。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 全てではございません。北側の部分については樹木を残したりしますの
で。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 そしたら、北側以外は全て擁壁という認識でよろしいんですね。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 そしたら、最後に井戸ヶ尻尾平の水路、多分、工事する部分の中に、水路が横にあると思うんですけども、これはどういう具合にしていかれるのか。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 基本的には水利組合の方と調整させてもらっておりますので、影響はありませんし、いらってもいいでございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ということは、今は全然触らないという認識でよろしいんですね。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 そのとおりでございますが、今現在、工事を進めている中で、もし影響が出る場合、仮設で配管をしたいということで、対処はさせていただきます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 詳しい説明ありがとうございました。それとこれ、なかなか苦勞されてやったんじゃないかなというような、本当にご苦勞さまでした。ありがとうございます。

○上村委員長 教育部長。

○松井教育部長 先ほどの擁壁の説明で、ちょっと補足をさせていただきたいと思います。今、北側以外全てということでございますが、全て擁壁で囲うということではございませんので、北側以外の部分で、地域の住民の皆様方等の安全を確保する必要があるという箇所についてのみ擁壁をするということになっておりますので、その辺、北側以外全てという表現が若干、ご理解いただきにくいと思われましたので、補足をさせていただきます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。住宅の西側でも、ちょっとできにくいところもありますもんね。それはもう認識していました。ありがとうございました。

以上で結構です。ありがとうございます。

○上村委員長 ほかにございませんか。

遠山委員。

○遠山副委員長 遠山です。上牧町一般会計補正予算（第6回）につきまして伺います。限られた時間でもありますし、3点あるんですが、全て前の委員の方が聞かれた内容と重複するところもありますので、一部関連質問になるところ、あと方向、見方を変えながら伺ってきたいと思います。

議第6号の説明書の6ページ、7ページです。款16財産収入のところの目1不動産売払収入138万5,000円です。石丸委員、そして木内委員から質問もありましたが、いま一度、2点、経緯と今後の土地利用について伺いたいと思います。経緯については、もう少し詳しくというか、丁寧にといいいますか。私、法務局のほうで確認をさせてもらってきたので、これが合っているかどうかの確認ですが、この辺りの土地一帯は、昭和51年6月10日に土地開発公社が買収をしています。その買収経緯について分からないという答弁がありました。その後、区画割りをしまして、交換等で土地を渡していると。その中で、今回のこの土地につきましては、代物弁済で平成26年1月31日に上牧町に移転になっているんですが、恐らく、土地利用形状上が道路ということで、第三者に売却するわけではなくて、上牧町がずっと持っていたという認識をしています。という中で、今回、この当該土地の西側に該当する部分の隣接所有者からの申出があって売却に至ったというところですが、その中で検討委員会にて慎重にして議論をしたという話がありますが、この検討委員会がいつ開催されたのか、慎重に議論した内容について伺ってきたいというふうに思います。

それで、土地利用ですが、先ほど、引き続き道路で利用するというお話がありましたが、昨日、香芝市の道路管理課管理係に確認をしたら、ここは道路認定されていませんので、全くの私有地ということで、道路と使用するというのが、先ほどありました隣接の方と話をしているというお話がありましたが、特に北側の土地の隣接の方、現状を見ますと、この土地をは通らないと玄関に入れないような形状になっていますが、その辺り、どのような今後の土地利用を新所有者の方と話をしているのか伺いたいと思います。

次、2点目、その下の款17の寄附金について、企業版ふるさと納税制度に基づく寄附ということで、これは先ほど東委員のほうで質問していただきましたが、災害用トイレに財源ということで、本当にありがたい寄附だと思います。いろいろ資料を見ましても、恐らく推察するのは、300万円の寄附を頂いた企業という名前が出てきてないので、恐らく匿名での寄附だと思いますが、その辺りについて説明を頂きたいというふうに思います。

それとこれ、関連質問になりますが、企業版ふるさと納税制度というのは、上牧町でふるさと納税実施要綱というのを定めて、寄附を募っているんですが、この要綱の第2条のどこ

ろに寄附対象事業というところで、地域再生計画に記載されている事業を言うというふう
に書いてあります。ご承知のとおり、地域再生計画というのは、上牧町では創生総合戦略とリ
ンクをしているので、改正はそれに見合う形ですと思うんですが、ご案内のとおり、今の
ところ、企業版ふるさと納税制度は来年の3月で終了する予定になっています。延長するの
ではないかという話もあるんですが、その辺りの情報をどの程度つかんでいるのか。そして
この地域再生計画は3月31日までというふうに書いてあるんですが、それも併せて延長する
予定なのかを伺いたいと思います。

続きまして、説明書の12ページ、13ページです。款3民生費の目1の児童福祉総務費、東
委員が丁寧に質問していただきました病児・病後児保育事業のこども未来課の補正です。東
委員の質問の中で、いちごルームの利用者が2名だったと。なぜこう偏りがあるのかとい
うと、ぽっぽについては、ウェブで予約ができるという話がありました。あと、立地条件もい
いという話があったんですが、ご案内のとおり、上牧には上牧の子育て応援アプリというの
がありまして、確かにこれを開いてみると、3つの病児保育園が出るんですが、ぽっぽは専
用のウェブサイトがあるんです。ぞうさんのおうちについては、土庫病院の健生会のホーム
ページに飛ぶ、いちごルームについては、ページが見つかりませんと、まだ今出てくるよう
な状況ということで、専用のホームページがなくて、いちごルームというのは個々の町のほ
うの病児・病後児保育のサイトから案内をすると、併せて事前の登録についても、ぞうさん
のおうち、いちごルームについては、先ほど課長から説明がありましたが、役場の窓口、も
しくはそこに行かなければいけないけども、ぽっぽについては、ウェブでの登録もできると
いうふうに書いてあります。この辺りを統一していくのかどうなのかということで、今、い
ちごルームの事務局も兼ねているところもありますので、このままの現状の推移というわけ
にもいかないと思いますので、その辺りを統一する予定があるのかどうか。なぜかという
と、これも次の質問ですが、このいちごルーム、今ご案内のとおり西和医療センターの移転計画
がありますので、今後、いちごルームの場所も当然移転をするのではないかなと思います。
その辺りの情報、そして移転後も、いちごルームは上牧町の病児保育の事業として、してい
くのかどうか、その辺り、今どう考えているのかを伺いたいと思います。

以上3点お願いします。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、遠山副委員長の質問でございます。普通財産処分検討委員会の実
施日でございますが、令和6年9月27日に実施をさせていただいたところでございます。

○上村委員長 遠山副委員長。

○遠山副委員長 分かりました。9月27日に検討委員会を開催し、慎重に議論をした結果、法務局の資料によりますと、10月10日に売買契約を結んで、21日に登記申請をしている、そういう経緯が見てとれるんですが、そのときに議論になったので、何か気になる点はありませんか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 その部分につきましては、議論等はありませんでして、申請があったということで、状況を確認しながら、検討委員会の中で決めさせていただいたという部分でございます。

○上村委員長 遠山副委員長。

○遠山副委員長 分かりました。何度も言います、前提としては、これを売却することによって130万入ったので、買っていただいた方、そしてこの経緯については、大変賛同するものですが、一応、経緯は確認しなきゃいけないということで伺っている、その前提だけご理解ください。購入していただいた方が隣接なので、固定資産税評価額相当でしたってありますが、この隣接の方は、買われた方、もともとの隣接所有者ではなかったと思うんです。奥の土地を去年買収して、隣接になった方に売却したという経緯ですが、去年、この方が買われた時点で、この土地というのは買う予定というか、将来売ってくれるかって話があったのではないかなと推測するんですが、その辺りありましたか。

○上村委員長 総務部長。

○中川総務部長 今回、売却に当たりまして、条件等もございまして、確認をさせていただいたところ、隣接地につきましては、今回売却された相手方が所有されていたということなので、現状、条件的には隣接する方にも売却ということもございましたので、売却をさせていただいたところでございます。

○上村委員長 遠山副委員長。

○遠山副委員長 これ、不動産用語で旗地っていいまして、入り口があって奥に土地があるという、旗の形をしているイメージがあって、要はその木の部分じゃないですか。奥の土地を買おうと思うと、当然、手前の土地を買う時点で、これ、去年の2月10日に買収されているんです。その時点で、前の土地が土地開発公社になっているから譲ってくれよという話があったのではないかなと推測するんですが、その辺りはなかったですか。

○上村委員長 総務部長。

○中川総務部長 現状、土地の売却の話がございまして、この売却、通常でしたら、一般競争入札等で済むんですが、それ以外につきましては、その土地を持っている、隣接の所有者の方に売却できるというようなこともございますので、それについては、売却をさせていただいたということでございますので、現状、遠山委員おっしゃっていただくとおり、売却に当たりまして、お尋ねいただいたときに、現状、売却できるかできないかというお答えをさせていただいているところでございます。

○上村委員長 遠山副委員長。

○遠山副委員長 分かりました。あの土地は、法務局上で言うと隣接者が3名いらっしゃいます。特に北側の方は、当該土地を通らないと玄関に入れないというような形状になっていると思います。特に駐車場についても、多分、この土地を利用して車をとめているんじゃないかなという、形状するんですが、この方ではなくて奥の方に売却をした、この辺りの理由は何かありますか。

○上村委員長 総務部長。

○中川総務部長 今回の売却におきましては、今回、売却の相手の方から購入の希望がございましたので、売却させていただいたということでございます。ただ売却する過程におきまして、十分、今おっしゃっていた北側の土地の方の入り口等についても、現状把握をさせていただいているところなので、その部分については、北側の土地の方とも協議していただくというのを条件で売却をさせていただいているというところでございます。

○上村委員長 遠山副委員長。

○遠山副委員長 分かりました。私、昨日、香芝市の道路管理課管理係に行って、この土地確認したんですが、道路認定をされていないというので、完全な私有地だということなんです。ということは、法律上は、この土地を、例えばアスファルト引剥がしてジャガイモを植えてもいいわけです。という中で、隣接の方が大丈夫なのかなと。今回、あえて何度も言いますが、130万円の入があったので、本当にありがたい話ですが、形状から考えると、これは香芝市に寄附をして、市道認定をしてもらって、先ほどの牧浦さんの話、ありましたけど、建築確認ができるような道路にするべきではないのかなと思うので、その辺りの考えはなかったということですか。

○上村委員長 総務部長。

○中川総務部長 その部分につきましては、少し香芝市とも協議をさせていただいたんですが、道幅が少し、あの土地、入り口方も前の市道の隣接の幅が3メートルぐらいしかないという

ことなので、香芝市としては、市道認定するには、道幅が狭いというふうなことから、最終的には協議には至らなかったというところでございます。

○上村委員長 遠山副委員長。

○遠山副委員長 香芝市で確認をして、そういう協議をしたけれども無理やったと。なおかつ、隣接の方が買ってくれるから、益にもなるし売却した、そう言っていたら、これはすばらしいことだなという話があると思うんで、きちんと香芝市には確認はしていると思うんです。そうやって香芝市の方も言われていましたんで、その辺り、経緯が分かったので、今回のことはこれで結構だと思います。ありがとうございました。

次、お願いします。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 それでは、補正予算書、6ページ、7ページにございます企業版ふるさと納税に基づく寄附についてのご質問でございます。

まず、1点目でございます。今回寄附を受ける企業名はどこかというご質問でございます。これにつきましては、今回、ご寄附を頂く企業様のほうから、企業名は公表を差し控えていただきたいという申出がございましたので、企業名については控えさせていただくということでご理解いただきたいということでございます。

○上村委員長 遠山副委員長。

○遠山副委員長 あえてこの委員会で、匿名でしたけども、本当に寄附を頂きまして、ありがとうございましたとお礼を申し上げたいと思います。

では、次の質問をお願いします。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 そしたら、企業版ふるさと納税の延長の見込みについてのご質問でございます。これにつきましては、先ほど遠山委員おっしゃいましたとおり、私どものほうにも、これが延長されるであろうというような話は聞こえておるところでございます。ただ、まだ正式に延長するというような通知を私ども受けておりませんので、恐らくは延長される見込みであると思いますが、現時点ではまだ未確定であるというところでございます。

○上村委員長 遠山副委員長。

○遠山副委員長 国のほうもこういうところはもっと早く、あと4か月じゃないですか。延長するというのを早く発表してほしいなと思っているので、それを待っている段階だと思うのですが、延長された暁には、この要綱であるとか地域再生計画の見直しというのが今度出て

くるかなと思うんですが、以前の委員会でもお話を申し上げましたが、この地域再生計画のメニューに基づいて、ふるさと納税をしていただくので、そのメニューをより使い勝手のいいようなメニューをしてほしいということを以前、申入れしたと思うんですが、その辺りを踏まえて検討していただくということで、再度確認です。よろしいですか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 この地域再生計画につきましては、先ほど遠山委員おっしゃいましたとおり、うちの総合戦略のほうとリンクしている部分がございます。今のところ、総合戦略の見直しで、令和9年から新しい計画がスタートするという見込みでございますので、その時期に合わせて、この地域再生計画、見直しをかけていきたいというふうに考えておるところでございます。

それと、企業版ふるさと納税が延長された場合に、地域再生計画の延長もあるのかというご質問でございましたが、これについては、当然、延長された場合、この地域再生計画も、現状の計画ではございますが、延長させていただくというような形で考えておるところでございます。

○上村委員長 遠山副委員長。

○遠山副委員長 ということで、ちょっと端境期になると思いますが、延長したら地域再生計画を延長しなければいけないけども、創生総合戦略は令和9年度の見直しになるので、令和7年、8年ぐらいは運用でうまく対応していく形になると思うので、原課におかれましては、大変だと思いますが、その運用のほうをお願いしたいと思います。ありがとうございました。次、お願いします。

○上村委員長 こども未来課長。

○木下こども未来課長 補正予算書12、13ページの病児・病後児保育事業の補正に関して、いちグループのホームページの統一はということでございます。今のところ、構成団体5町でございますが、統一してホームページをつくろうという話はありませんので、これから検討していけたらと思っております。

○上村委員長 遠山副委員長。

○遠山副委員長 というのは、利用者目線で立つと、3つのホームページがばらばらだといいますか、例えば、後日見ていただくと分かるんですが、病児保育所ぼっぼのホームページは物すごい見やすいんです。ぼっぼの専用のホームページにも飛びますし、隔離された保育室がありますと写真が載っていたりということが分かりやすいと思うので、それで利用者

が伸びているというところも当然あると思うので、この辺りは事務局も兼ねているところもありますので、各構成町と、この3つの公開の部分での差があってはいけないと思うので、上牧町の議会からそういう意見があったということで諮っていただきたいと思いますが、改めていかがですか。

○上村委員長　こども未来課長。

○木下こども未来課長　そのようにしていきたいと思います。

○上村委員長　遠山副委員長。

○遠山副委員長　ありがとうございます。では、まだ分からないかもしれませんが、西和医療センターは、まだ確定はしてないと思うんですが、移転の計画をされている中で、この病児・病後児保育いちごルームについても、同じように移転をしていくような話があるんでしょうか。その辺りを教えていただけますか。

○上村委員長　こども未来課長。

○木下こども未来課長　同じように移転していく予定になっているようでございます。

○上村委員長　遠山副委員長。

○遠山副委員長　ちょっと先の話にはなるんですけども、そうすると、少しまた遠くなったりしますので、利用者の問題等も考えると、先ほど話ありましたが、負担金も発生していますので、今後、議論していきたいと思います。ありがとうございます。

私のほうからは以上です。

○上村委員長　ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○上村委員長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○上村委員長　討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○上村委員長　ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第10号 令和6年度史跡上牧久渡古墳群整備工事請負契約の変更契約について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。

史跡上牧久渡古墳群整備工事の請負変更契約の締結ですけれども、工期の確認で1点お問い合わせをいたします。この契約っていいますのは、9月6日の9月議会の本会議初日に議決いたしました工事で、工事金額を変更するというので、今回の議案ですけれども、この時点では、工期は令和7年3月31日ということです。令和6年度のこの事業は、久渡古墳群第2期の整備工事ということで進められ、予算化されています。令和6年度については、古墳群西側の造成等ということで、今回少し、その造成の工事が延びるというもので、内容は理解しているところです。当初予算が5,459万3,000円ということで、今回、745万9,000円増額の変更契約ですけれども、資料等で工事の内容等は見させていただいているんですけれども、工事の箇所が少し、長さというか、高さが変わってくるんですけれども、これは予定どおり令和7年3月31日に完了するという契約の変更という理解でよろしいですか。そのことの1点、確認です。9月議会では、工事を早く進めるということで、初日にこの請負契約があったんですけれども、今回は補正予算と同時の提出です。もちろん当初予算を上回る額ですから、補正の対応が必要ですので、同時の提出、提案ということは分かりますけれども、予定どおり令和7年3月31日に変更した事業が終了しますかという確認です。よろしくお願いたします。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 石丸委員の今のご質問でございますが、予定どおり令和7年3月31日までで完成する予定でございます。

○上村委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。それでは安心いたしますけれども、この事業に対しては、いろいろご苦勞いただいている、最終的には令和12年度で完成を目指したいということで、ご苦勞いただいておりますけれども、安全に進められますようお願いしておきます。ありがとうございます。

○上村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○上村委員長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

理事者側より挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○今中町長 全議案可決すべきものとご決定を頂き、ありがとうございます。また、本会議でも議決を頂きますようお願いを申し上げまして、お礼のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

○上村委員長 これをもちまして総務建設委員会を閉会いたします。皆様、ご苦労さまでした。

閉会 午前11時46分

上牧町議会委員会条例第27条第1項の規定により署名する。

総務建設委員長

上 村 哲 也

令和6年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

令和6年12月12日（木）午前10時開議

第1 一般質問について

3番 竹中亮造

7番 遠山健太郎

1番 服部公英

4番 安中和

5番 東初子

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	服部公英	2番	氏原賢一
3番	竹中亮造	4番	安中 和
5番	東 初子	6番	上村哲也
7番	遠山健太郎	8番	竹之内 剛
9番	石丸典子	10番	康村昌史
11番	木内利雄	12番	牧浦秀俊

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	今中富夫	副町長	阪本正人
教育長	松浦教雄	総務部長	中川恵友
都市環境部長	吉川昭仁	住民生活部長	山下純司
健康福祉部長	寺口万佐代	教育部長	松井良明
総務部理事	高木真之	健康福祉部理事	林 栄子
総務課長	丸橋秀行	企画財政課長	中本義雄
建設環境課長	武安康至	住民保険課長	和田 暁
福祉課長	俵本大輔	こども未来課長	木下優子
教育総務課長	辻村 純	社会教育課長	吉川信一郎
文化振興課長	野崎威志		

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	金崎恭彦	書 記	森本香寿美
書 記	横田大樹	書 記	林 大貴

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（牧浦秀俊） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（牧浦秀俊） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（牧浦秀俊） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇竹 中 亮 造

○議長（牧浦秀俊） それでは、3番、竹中議員の発言を許します。

竹中議員。

（3番 竹中亮造 登壇）

○3番（竹中亮造） 皆さん、おはようございます。3番、竹中亮造です。よろしく申し上げます。議長の許可が得られましたので、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、一昨日、うれしいニュースがありました。被爆者の立場から核廃絶を80年間求めてこられた日本被団協が、ノーベル平和賞をノルウェーのオスロで受賞されました。唯一の被爆国の国民として、また、非核・平和都市宣言のまち、上牧町の一住民として、この

知らせを喜びたいと思います。と同時に、現在の核を巡る非常に厳しい情勢、大変危機的な状況にあると思います。このことに危機感を持ち、核兵器と戦争のない世界を上牧町より求めていきたいと思います。

では、本題に入ります。私の質問は大きく2つです。1つは町主催のイベントについて、もう1つは部活動の地域移行についてです。では、一般質問の通告書、読み上げさせていただきます。

1、町主催イベントは多世代参加型に。町主催イベントは担当課の努力により、毎回おおむね盛況である。そのこと自体は喜ばしい。しかし、イベントによっては参加者がシニア層に偏っていて、現役世代の参加が非常に少ないこともある。さらなる成果を上げるためにも、あらゆる角度から若者や子育て層の参加を進め、持続可能な町イベントにする工夫が求められる。以上の観点から、提案も含め質問する。具体的な質問は、後で再質問させていただきます。

2、部活動の地域移行の現状と町の考え方について。教員の働き方改革や少子化を受け、令和5年度より3年間かけて公立中学校の部活動の地域移行を進める方針を国は示した、令和4年の12月です。また、県も中学校部活動の地域クラブ活動への移行への手引きを既に示している、これは令和6年の3月です。本年度は改革集中期間の2年目で、令和8年4月の本施行が迫っている。上牧町では中学校統合の時期とも重なり、慌ただしい中で地域移行を進めていくことになる。子どもや保護者の関心も高く、期待とともに不安もあるようだ。その上で、以下質問する。

以下の具体的な質問に関しましては、質問者席で再質問させていただきます。

○議長（牧浦秀俊） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） では、1つ目の質問事項に関して、具体的に質問させていただきます。

まず、この町主催のイベント、私、議員になってから2年近くなりましたけれども、できるだけたくさん参加するようにさせていただいています。おおむね僕は、住民の方にもよく参加していただいて、成功裏に進んでいるのではないかなと思っているんですけども、その年齢構成、高齢者世帯ですので仕方のない面もあるかとは思いますが、非常に高齢者に偏っている場合がある、わりとよく見かけるんですけども、そのことについて問うていきたいと思います。

まず、イベント参加者の年齢構成の現状についてどのようにお考えか、どのように捉えておられるのか、これ、答弁をよろしくお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） ご質問いただきましたイベント参加者の年齢構成の現状についてご回答させていただきます。

町主催のイベント等の事業は、趣旨、目的に応じて事業実施させていただいております。事業によっては、子どもたちを中心に子育て世代、高齢者、様々な世代の方々にご参加いただいておりますが、事業によっては、参加者の年齢構成に偏りがある事業もあることも認識しているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 僕もそれはよく分かっているところです。事業によって、目的も違いますし、ターゲットにする年齢層も変わってくるというのは分かっているつもりでいます。例えば桜まつりだとかペガサスフェスタなんかは家族連れも多いですし、スポーツフェスタなんかでしたら、子どもや若者も多いというのも分かっています。しかし、研修会だとかあるいは啓発的なもの、あるいは集会的なものは、シニアの方が中心になっているという現状がありますので、ここはやはり打開していかなあかんのではないかなというふうに思います。

では、2つ目聞きます。多世代参加を進めるための議論だとか、あるいは工夫はどのように進んでいますでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 多世代参加を進めるための議論や工夫についてというご質問についてご回答させていただきます。事業によっては、住民の方々に参加いただくことで、その関係者の方々が来場していただけるなど、関係者人口を増やすよう努めておるところでございます。また、事業にはできる限り多くの方々にご参加いただきたいと考えておりますので、開催曜日、時間、内容、周知方法などに工夫を凝らしながら、幅広い年齢層の参加者を増やしていきたいと考えております。さらに、よいイベントを目指すということもございまして、来場者や職員アンケートなどを活用し、次回のイベントへ反映させるなどの工夫も取り入れておるところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 努力していただいていることはよく分かります。アンケート等を取っていただきまして、常に見直ししながら、お願いしたいと思います。

それから、もう1つ感じましたのは、できるだけ部局横断で取り組んではどうかということも感じます。その点に関してはどうでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今、議員よりご質問いただきました部局横断的な取組の考え方というところでございますが、日頃から事業をするに当たりまして、イベントだけではなく、横断的に取組を進めているところでございます。一例を挙げますと、桜まつりにおきましては、役場内にとどまらず、商工会と連携をさせていただき、実行委員会形式で実施をさせていただいております。また、他の事業におきましても、各種団体等とも連携をさせていただき、事業を実施しております。今後も引き続き、部局横断的な取組を進めるとともに、また、各種団体、関係機関等とも協力をしながら、事業のほうも展開していきたいと考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） ぜひ、その方向でよろしくお願いします。

続きまして、本件につきまして、質問に当たって、町で取り組んでもらいましたイベントの中で、これよかったなというのが2つありまして、注目した事業がありました。それについて、ただしてみたいと思いますので、よろしくお願いします。

ちょっとビデオを上げていただけますでしょうか。これは差別をなくす住民集会、上牧町住民集会、7月に行われたものです。全盲のシンガーソングライターの立木早絵さん、この方が24時間テレビで放映された、非常に様々なことに果敢に取り組むビデオ映像、それから、そのビデオ映像の中には、津軽海峡の縦断リレーを成功させたことだとか、あるいはトライアスロンを完走したことだとか、あるいはキリマンジャロの登頂に成功したことなどがありました。それから、視覚障害者としての生の声を訴える講演もありました。3部構成です。そして、シンガーソングライターですので、コンサートで、非常に透きとおった曲を披露するという、そういう内容で、障害者理解ということを目指にされてたんじゃないかなと思うんですけども、その範囲を超えた困難に立ち向かう姿勢だとか、そのための努力、それから彼女を支える人と人の絆だとか、支え合う仲間づくりだとか、そういうのに非常に感動的な中身であったと思います。私はすばらしいのをやってもらったと思うんですけども、まず、担当者として、開催の狙いをお答えください。

○議長（牧浦秀俊） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） それでは、住民生活部、住民保険課所管の差別をなくす上牧町町民集会について回答させていただきます。奈良県では、毎年7月を差別をなくす強調月間として、この月間に合わせ、奈良県や県内市町村であらゆる差別をなくすための様々な取組

が行われています。上牧町におきましても、差別をなくす上牧町民集会を毎年開催し、町民の皆様一人一人が人権について考え、ともに行動することで、誰ひとり取り残さない、みんなが笑顔で暮らせる地域社会を目指して事業を進めているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） その趣旨に沿ったいいイベントであった、集会であったというふうに私は思っています。私、現役時代といえますか、教員しておりましたので、率直な感想を述べさせてもらいましたら、あの内容は、そのまま子どもが聞いたら、すごくストレートに心に入ってきて、感動し、そしてその行動変容につながっていくんじゃないかなというふうな思いを持ちました。1点惜しむらくは、私、会場で行かせてもらって、本当に思わず目頭が熱くなるというか、感情移入していたんでしょね、非常に共感するところが多かったんです。帰りしな、後ろを振り返りますと。これはちょっと僕としたら、子どもや若い人に聞いてもらいたかった内容でもあったんですけども、かなり年齢層に偏りがあつたように見受けました。当日の開催の人数構成、取っておられると思います。あるいはアンケートの回収した中でのアンケートの内容、これ、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（牧浦秀俊） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） それでは、令和6年7月13日に開催いたしました令和6年度差別をなくす上牧町民集会の参加者につきましては、162名でございました。そのうち、アンケートへの回答は133名あり、年齢層の内訳は、20歳未満が5名、20歳代が6名、30歳代が10名、40歳代が9名、50歳代が17名、60歳代が22名、70歳以上が62名、無回答が2名となっております。

また、議員ご指摘のように、参加者の多くは高齢世代となっておりますが、ご参加いただいた方々のアンケート結果では、講演内容については、非常によかったや、講演テーマであるさらなる一歩を踏み出そうというメッセージに非常に感銘を受けたといったお声も頂いているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） ありがとうございます。私が当日受けた印象と、本当に数字的にも一緒だと思いますし、アンケートの感想の内容も一致するところであったというふうに思います。

そしたら、続けて質問させていただきます。今回の開催に当たって、担当部局としましていろいろ工夫されたと思うんですけども、工夫した点、何かありましたら答弁をお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 令和5年までの町民集会につきましては、曜日を問わずに人権を確かめ合う日と定められている11日に合わせ、毎年7月11日の開催としておりましたが、より多くの住民の方々に参加いただくということを目的に、またスタッフの配置状況等も鑑みまして、令和6年度からは、休日に開催することとし、今年度は7月13日の土曜日の開催とさせていただいたところでございます。担当課といたしましても、土曜日の開催とした経緯には多くのお子様連れのご家族に参加いただきたいという思いがありましたが、20歳未満の参加者が少なかったというのが現状でございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） いろいろと取り組んでいただいたと思います。また、課題も見つかったと思いますので、よろしくお願いします。

そしたら、今後についての考え、お願いします。

○議長（牧浦秀俊） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 今後につきましても、議員ご提案の教育部局との連携を含め、様々な取組を参考に幅広い年齢層の方に向けたテーマ、さらなる周知方法を検討し、より多くの方々にご参加いただき、人権意識の向上につながるよう事業を進めていきたいと考えております。

○議長（牧浦秀俊） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 了解しました。ぜひよろしくお願いします。

では、もう1点注目しましたイベントがありまして、ビデオを開けていただけますでしょうか。これは、先月行われました11月21日、ヒューマンライツセミナー、講師としましては、佐々木慈瞳さん、音羽山観音寺という山寺の副住職をされていた方で、「自分らしく生きる」というテーマで講演いただいた、また、この人、公認心理師でもあるそうなんですけれども、このイベントも非常に素晴らしい内容で、心に響く、また、心が温かくなるような講演内容だったと思います。これにつきましても、担当課で留意されたこと、また、課題等ありましたら、答弁をよろしくお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 講演会と町主催行事の多世代参加型に向けた工夫につきまして、教育委員会事務局所管にて、過日開催のヒューマンライツセミナー in 上牧を事例として回答をさせていただきます。議員ご指摘の後援会等、町主催の行事における多世代参加型に向け

た工夫に関する教育委員会部局の対応といたしましては、先月11月21日開催のヒューマンライツセミナー in 上牧を町人権教育推進協議会と町PTA協議会との共催により開催をさせていただきました。このことにより、子育て世帯たる町PTA協議会の会員様60名の参加が得られた旨、担当課から報告を受けているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 本当にご苦労さまでした。開催に当たりまして、町の人推協だとか、あるいはPTA連絡協議会、共催していただいたということで、やはりその成果が出ていたんじゃないかなというふうに思います。この2つの事例で注目して質問させていただきましたけれども、あらゆる町のイベントだとか、あるいは研修会、啓発事業、集会等、多世代の人が参加をし、そして、世代から世代へと受け継がれていくというふうな形を模索していただいたらというふうに思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

この件に関しましては、これで結構です。ありがとうございました。

○議長（牧浦秀俊） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） そしたら、続いて、2つ目の大きなテーマについて質問をします。部活動の地域移行です。先ほどその背景については、壇上で読み上げましたので、具体的な質問に移ります。部活動の地域移行ですけれども、まず、1つ目、県下全体で、どうもこの部活動の地域移行が遅れていると。実際には難しいということは仄聞するんですけれども、町内には2つの中学校あります。部活動の地域移行の現状、現在どこまで進んでいるか教えてください。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 現状での町内中学校の部活動におきましては、上牧中学校にあっては吹奏楽部と茶華道部において、第二中学校にあっては、吹奏楽部において、それぞれ教員と外部講師による部活動運営指導に当たっているところでございます。このような状況の下、部活動の地域区域地域移行への橋渡しとして、現在、外部講師によるサポートを行っている部活動以外の部活動においても、外部の人材を活用する方向で人材発掘と情報の収集に当たっているところでございます。

今後の部活動の運営について、まず、町内中学校、2校の校長先生の思いや考え方を十分にお聞かせいただき、調整を進める中で、本年度第3回目となる上牧町部活動改革検討委員会にも諮っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） まさに進行中だということですね。ぜひよろしくお願いします。

部活動の地域移行に関しましては、様々な方向からいろいろ不安が言われる、難しい面も多いのだという、現にそうだと思います。ですが、今度、ちょうど時期を合わせて、上牧町の場合は中学校統合する、その中学校統合と一緒に進んでいきますので、例えば、人数確保、選択肢の拡大等。プラスに働く面もあるんじゃないかなというふうには思います。これについてはどうでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 令和8年度の部活動の地域移行に加えて、当町の特殊な事情として中学校の統合がございます。その部分について、基本的に同時で検討するということについての教員はじめ、事務局職員の負担はあると思っておりますが、教育委員会としては、むしろチャンスであるというふうに認識をしているということ、まず、お答えをさせていただいております。長期にわたり2つの中学校ともに生徒数が減少し、今後もさらに生徒数の減少が懸念される中、中学校を1つに統合することにより、1校での生徒数が増え、部活動だけでなく、様々な活動の幅を広げることが可能であるというふうに認識をしているところでございます。また、部活動におきましては、生徒数が増えることで、1つの部活動に所属する部員の数の増加も見込まれ、少人数では活動しにくい種目や練習内容でも、部員数が増えれば、活動のバリエーションを広げることが可能となり、有効な部活動運営に資するものであるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 心強く思いました。困難な情勢の中で、これをむしろチャンスとするという趣旨の答弁でしたので、その点に関しましては安心いたしました。ぜひよろしく申し上げます。

それで、3つ目の質問をさせていただきます。この部活動の地域移行で一番難しい問題というのは、指導者確保だと思うんです。指導者の確保について、現在、どのような見通しを持っているか、どういう計画か、これをお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 議員ご指摘の地域移行に係る部活動指導者の確保に際しましては、まず、休日の部活動指導を担当していただける人材の発掘確保を目指しているところでございます。地域の方で指導に前向きな人材のリサーチ、兼業兼職を申請していただいて許可を与えた教員が当たることとなりますが、当然、外部の人材と学校、既に今、クラブを担当い

ただいている顧問の先生方との協調も必要になってまいりますので、その部分、技術的な指導のみならず、学校の部活動の意義を十分にご理解を頂いた方に係る人材の発掘を積極的に行っていききたいというふうに考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 実際の人選に当たって、その辺りが本当に難しい問題であるというふうに想像できます。これから1年半あるわけですけれども、ぜひその方向性、人材発掘、よろしくをお願いします。

それで、4つ目の質問としまして、外部からの人材発掘を進めるという、積極的に進めていただきたいんですけども、なかなか、今ある全部の部活を全部外部の人をお願いするというのは現実には難しいんじゃないかなというふうに思うんです。これは何も上牧町だけじゃなくて、もう日本全国そうだと思うんですけども、となりましたら、子どもたちが活動しているわけですから、一番現実的な方策として、今、学校で担当しておられる先生方に引き続き持ってもらおうという、その場合、兼業兼職というふうな仕組みをつくっていくということ。国も県も示していますけれども、それについて、町のお考えです。特に私が心配しますのは、そもそも地域移行の大きな目的が、教員の働き方改革というのが、これ1つの大きなテーマですので、労務管理ですよ。無理が続かないかということ懸念しますが、その点に関してよろしくをお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 先ほど回答をさせていただきました部活動地域移行に関する検討会の中に、現にクラブを担当いただけている先生もご参画を頂いております。それらの先生方については、現行の部活動において、熱い情熱を持って対応していただいておりますので、地域移行の後においても、継続してご指導いただけるものと認識をしているところでございます。

休日の部活動指導を教員が引き続きご希望いただける場合につきましては、先ほど議員ご指摘の教員の働き方改革、趣旨も十分に踏まえ、勤務時間管理、健康管理等の観点から、当該指導に係る時間の上限と一定の要件を設定した上で、兼業兼職の許可を、当該部活動指導に当たっていただく方に対して許可し、継続した取組について行うという運用を予定しているところでございます。その際の基準といたしまして、令和6年3月、奈良県教育委員会策定の中学校部活動の地域クラブへの移行の手引きにおきましては、平日の時間外在校等時間、いわゆる超過勤務時間ですが、それと休日の部活動の指導に係る労働時間の通算が、一月当

たり40時間以内になるようにすることが望ましいと示されているところをございまして、当町においてもそのことを遵守してまいりたいというふうに考えております。ただ、場合によっては、部活動指導に際して、コンクールや公式戦の出場等で、いわゆる勤務時間、労働時間が長くなることも想定はされますが、原則として土、日のいずれか1日3時間以内を考えていきたいというふうに考えているところをございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） よろしくお願ひします。その時間の問題、労務管理、これも大きな問題になってきますので、しっかりやらなければ、実質的に地域移行にしたことになりませんので、この辺り、特に留意していただきまして、取組のほう、よろしくお願ひします。

最後に、本問題に関しましては、教育長に総括的な答弁をお願ひしたいと思うんです。松浦教育長は、県の教育長会でも、この問題に関しましては、中心的な役割をしていただいているというふうに聞きますし、また、町の部活動改革検討委員会の中心的な立場として議論を重ねてこられた、また、発言もされてこられましたので、上牧町の地域移行、将来展望。そして、この問題に対する教育長の思いをぜひお聞かせいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（牧浦秀俊） 教育長。

○教育長（松浦教雄） 前々より中学校の部活動のことにつきましては、議員の皆様方には十分ご理解いただければと常々思っておりました。国・県より通知ございましたときから、及ばずながら、県町村教育長会で、また、市町村の教育長と一緒に調査、研究を行ってきた経緯がございます。

もとを正せば、先ほどから出ておりますように、中学校部活動における土、日、祝日外部指導者導入、すなわち地域移行、あえて申し上げますと、地域連携は、教員の働き方改革を基本に行われてきたものと認識しております。なぜ、私、ここであえて地域連携という言葉を使わせていただいたのかと申しますと、そのわけは、一足飛びに事は運ばず、厳しい現実がこの問題については、山積をしているということが否めず、まずは、連携という段階的なステップを踏むことから望ましいのではないかなと強く思ったからでございます。

ところで、本町は昨年11月にこの部活動改革検討委員会を立ち上げて、その場で委員の皆様方にこれまでの経緯並び、これからの本町の方向性を、私のほうから、ご協力のお願ひをさせていただきます。本町上牧町だけではなく、他市町村におきましても、同様に抱える課題を持っておりまして、本町におきましては、とりわけ乾いたスポンジ状態のようなも

のでございまして、これから多くのことを吸収できる段階であるのかなと、そんなようにも思っております。そこで、課題とは一体どういうものなのかと、分析を私なりにさせていただきました。もちろん教員の働き方改革の観点から、中学校の教員の町内教員向けのアンケートも実は実施をさせていただきました。その結果も踏まえ、論点整理をさせていただきましたと思います。

まず、1点目は、着地点として、中学部活動は、学校から部活動をなくしてしまうということなのか。単純にゴールがまだまだ見えにくい状況であるというのが、まず1点目でございます。

2点目は、各市町村で受皿となるクラブの存在は実際にあるのかということ。具体的に申し上げますと、町のスポーツ協会、総合型地域スポーツクラブとの相互協力はできるのかというところでございます。

3点目は、楽しい部活動を行うのか、それとも勝利至上主義的な部活動を行うのかということでございます。

4点目は、人、お金、場所の確保、厳しい現状でございまして、とりわけ県レベルでの人材バンク的な確保の現実性がどれだけあるのかということ。市町村単位でその確保は極めて厳しく、特に山村におきましては、移動だけでも容易ではなく、合理的な見解は見当たらない状況下であるということでございます。

その次に、どうしても保護者に対しての受益者負担がこれから出てくるのではないのかなということで、その説明はしっかりしておかなくてはならないのかなと思っております。

そして、私、最も大きな問題があると考えておるのは、生徒指導面のことでございます。すなわち、学校と外部指導者との責任の所在をどこに持っていくのかということでございます。また、そのことに加え、保護者対応、特に耳にするところであります。例えば、指導者の指導方針や団体競技でのレギュラー、イレギュラーの決定の際、不満噴出、続出で勝利至上主義的な部活動か、それとも楽しむ部活動なのかという指導のありようが問われてくるのかなと。そして、言わずと知れた部活動に関わることに重きを置いている教員の兼職兼業でございます。すなわち、教育公務員特例法第17条に関わることでございます。そのようなことを含めながら、一例を申し上げますと、8年前、今中町長、ここにもおられますが、拠点校を北葛で持ったらどうかということで論議が交わされました。そして、行政面でも“すむ・奈良・ほっかつ！”事業を展開されておりますので、郡でもこの部活動の今で言う地域移行的なことはできないのかと。北葛で協力ができないのかということで、今中町長を含む4町

の町長さん、私ども教育長、それから県の教育長との連携協定を締結させていただいて、席を変えずして、すなわち住所変更をせずに他町の部活動に参加できるという仕組みを構成させていただきました。例えば、広陵中学校の柔道部、河合第二中学校のラグビー部というような特殊な競技に上牧町のお子さんが河合のラグビー部にも通うことができる、広陵中学校の柔道部にも通うことができる、そういう構成をやったらどうかということで、同意を交わすことができました。ただ一昨年、この事業は潰れました。なぜかと申しますと、どこにでも起こり得るチーム内のトラブルがその最たる原因であったということも耳にしております。そのようなことから、指導者の指導法、どこに向いての活動なのかを丁寧に認識する必要性は、この中学校の部活動には大きなウエートを占めているのではないかなと思っております。指導力のもとより、指導者の人間力、どの組織、領域においても必要絶対条件であり、いささかの迷いもございません。

そんな中、本町は、再来年、先ほどから出ております令和8年4月、統合中学校の開校という節目の年に当たり、中学校開校年度と部活動の地域連携初年度は同年であることは、極めて私にとっても、先ほどの部長の答弁にもございましたように、タイムリーなご縁を頂いたのかなとも思っているところでございます。引き続き、上牧中学校、上牧町の部活動の改革検討委員会を通して、いろいろ課題、問題は山積しておりますが、人的確保、特にこの点にはフォーカスを置きながら、まずは取り組んでまいりたいと、今の私の現状報告を兼ねてご報告をさせていただきました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（牧浦秀俊） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） よく分かりました。課題が山積していること、確かにそうだと思います。それから、一気にはいかない、一步一步進めていくべきだというふうに、私も質問しながら、せかす立場で質問ではないんです。むしろ逆で、一步一步着実に進めなければ、この問題はうまく進んでいきませんので、どうぞその点、本当に忙しい統合事業と併せてやっていくわけですけれども、慎重に着実にやっていっていただきたいというふうに期待しておりますので、教育長から、学校統合と併せて。これをチャンスに取り組んでいきたいという答弁いただきまして、心強く思いました。ぜひよろしくお願いいたします。

そしたら、私の質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（牧浦秀俊） 以上で、3番、竹中議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は10時55分といたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

○議長（牧浦秀俊） それでは再開します。



◇遠山 健太郎

○議長（牧浦秀俊） 次に、7番、遠山議員の発言を許します。

遠山議員。

（7番 遠山健太郎 登壇）

○7番（遠山健太郎） 皆さん、こんにちは。そして傍聴席の皆様、そしてユーチューブでご覧の皆様も改めましてこんにちは。上牧町議会、議席番号7番、ラッキーセブン、遠山健太郎でございます。久しぶりの2番手ということで、野球のときも1番手というのはボールもよく見なきゃいけないし、自分のペースでできないというところがあるんですが、1番手の竹中議員が1番手の役目でしっかりと流れをつくっていただきましたので、少し肩の力を抜いて久しぶりの2番手、させていただきたいというふうに思います。

議長より発言を許可を頂きましたので、初当選以来36回目となります一般質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして、去る11月16日の土曜日に役場の3階の委員会室におきまして、上牧町議会の第14回議会報告会、皆さんと語り合う座談会を開催させていただきました。開催に際しまして、多くの住民の方々にご参加を頂き、また、事前にたくさんの質問も頂きましたこと、この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。今回の第14回の議会報告会は、議会改革の一環として、上牧町議会の氏原賢一議員のご提案でもありましたが、会場での対面開催と併せて、ユーチューブによる配信を実施する、いわゆるハイブリッド開催をさせていただきました。対面開催は、コロナ禍で3年間、オンラインの開催だったのを去年、再開をさせていただいて、併せてハイブリッド開催ということで、当日会場に来ることができなかった方、そして、後日に内容確認した方も、ユーチューブによるいわゆる保存画像、アーカイブによって報告会の様子を見ることができます。というこ

とで、おかげで今まで報告会に参加されたことなかった住民の方々からも、初めて議会報告会の様子を見ることができてよかったと。上牧町議会議員の方々の人となりや様子がよく分かったと、一定の評価を頂いたところでございます。

また、今回の議会報告会の中で、1人の町民の方より事前質問の中で、全議員に対しての質問として、議員になった動機、きっかけは何だという質問がありまして、全議員12名が自己紹介を兼ねて、そちらに対しての回答をするという場面もありました。詳しくはユーチューブで見いただいただいたらいいかなと思うんですが、私自身ですが、今から9年半前の2015年の4月に初当選したことを思い出しながら、私が議員になろうとしたきっかけ、今から16年前に、当時、今中町長が上牧町長選挙に初めて立候補するに当たっての公約の1つであった自治基本条例、まちづくり基本条例の制定に携わったこと、一般公募住民として立候補し、当時、たしか最年少だったと思うんですが、委員の中で互選いただき、委員長を務めて、その委員会の中では、約3年間、70回ぐらいの会議を重ねたんですが、上牧町の過去と現状を知り、そして将来を憂いながら、何よりそこで集った住民の方々、本当に熱い思いをした住民の方々の意見交換をすることで、それならば、私自身もまちづくりに何か貢献できないか、まちづくりのお手伝いができないかというふう感じたこと。そして、当時、上牧町議会は、外部監査の方から機能不全を指摘されまして、その中で議会对批判するばかりではなくて、その議会に私が入ることで、何らかのハレーションといいますか、改革ができるんじゃないか。そして、見える化を図って、上牧町議会の信頼回復、もっと見える化の上牧町議会になるんじゃないかということで立候補したことを思い出しまして、自己紹介の一部として発言申し上げました。それから、初当選以来10年近くがたって、当時、上牧町まちづくり基本条例を公約に掲げた今中町長も、去る9月議会で勇退を発表され、そしてこの12月議会では、まちづくり基本条例が制定後10年間で初めての改正を迎え、上牧町は来年3月、新しいトップリーダー、町長が誕生します。まさに上牧町はこれからが問われる大切な時期を迎えると思います。今こそ、私たち議会や行政、住民の方々が一体となって、今後の上牧町について真剣に考える必要があるかなと思ひまして、令和7年に向けて、今日はその意気込みをもって、令和6年最後の一般質問に挑みたいと思います。

それでは、通告の要旨です。

まず1つ目、上牧町まちづくり基本条例の検証結果についてです。上牧町まちづくり基本条例については、先ほどご説明させていただいたとおり、この12月議会の議案として、改正が提案されています。上牧町の最高規範である上牧町まちづくり基本条例では、第38条で、

5年を超えない期間ごとにこの条例の内容に見直しが必要か検討しなければなりませんと規定をされています。同条に規定された検討のため、昨年8月より本年8月に至るまで、全6回の検証委員会を開催され、本年8月26日付にて答申書とともに検証結果報告書が提出されました。報告書にある以下の点について伺います。

まず、条例改正が必要となった箇所について。

1つ目、第2条及び第6条の未成年の町民から子どもへ。

そして2つ目、第14条、町職員の責務について。

次に、取組状況に関して意見があった箇所。

1つ目、第10条の議員の役割と責務。

2つ目、第12条の職員採用等。

そして3つ目、第15条及び第20条の法令遵守等と応答責任。

そして4つ目、第35条のまちづくり協議会。

3つ目として、今後の改正スケジュールについて伺います。

次に、大きな2つ目、令和7年度の事業展開についてです。令和7年度の予算編成については、来春の町長選挙を控え、新規の施策等を見送り、政策的な経費を極力抑え、毎年持続して固定的に支出される経常的な経費を中心に編成される、いわゆる骨格予算となります。上牧町の持続可能な発展のためには、たとえ町のトップが替わっても、第5次総合計画後期基本計画に示す5つの類型に規定する様々な事業は継続的に展開をする必要があると考えます。そこで、同総合計画に示す下記の累計に基づく事業についての令和7年度の展開について、特に以下の点について、事務方のトップである副町長にその所信を伺います。

1つ目、町民とともに築く安全で笑顔のあふれるまちづくりの中で、公共施設の適正な管理運営について。

2つ目、ともに支え合い、健やかでときめきが生まれるまちづくりの中で、結婚、出産、子育ての希望をかなえるための支援について。

3つ目、快適で住みよく自慢できるまちづくりの中で、公共交通の利便性の向上についてです。

以上が質問の要旨になります。

再質問は質問者席にてさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） それでは、質問者席に戻ってまいりましたが、通告の具体的な質問に

入る前に、さきの11月10日開催の総務建設委員会におきまして、付託議案として上牧町まちづくり基本条例の一部改正について、特に改正に至るプロセスとか手続の瑕疵がなかったかについて質問をさせていただきました。その中で、総務建設委員会では可決すべきものと判断をさせていただきましたんですが、ここ的一般質問の場では、改正内容の中身について少し深掘りして伺っていきたいと思います。

まず、改正内容に入る前に、改正するための検証を実施した上牧町まちづくり基本条例第38条に定める検証委員会の進め方について少し伺ってみたいと思います。検証委員会のメンバー構成については、さきの総務建設委員会で伺い、住民主体の12名のメンバーで、6回にわたり議論したと思いますが、その委員会の進め方や流れを、検証結果報告書の記載に基づき説明をお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 検証結果の進め方ということでございますが、この分につきましては、条例にございます第38条第2項の規定に基づきまして、5年目ということでありまして、2回目の検討委員会を実施させていただいたということでございます。議員より先ほどご質問いただきましたように、条例の見直しについては、住民の主体の検討委員会を設けて審議しなければならないということもございましたので、委員につきましては、総務建設委員会でご報告させていただいた方々を委嘱させていただきまして、計6回にわたりまして、各条ごとに随時、各委員からご意見を頂いたというところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） 今、ご説明いただきましたが、検証結果報告書の1ページに検証の進め方というのがありまして、検証の流れとして、まず、条文や逐条解説、取組状況内容を確認し、その後、条文ごとに各委員の意見を求め、条文改正の必要性について議論、そして議論を基に意見を整理、集約、そして最終的に6回目の検証委員会で答申書を上程されたというような流れになっているかなと思います。

では、具体的な内容に入っていきます。改正箇所、まず、①番、第2条及び第6条で、今回未成年の町民という表記からこどもという表記に改正をされました。こちらについてのご説明をお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） では、こどもに定義を変えたことについての改正についてご説明をさせていただきます。この改正におきましては、国においてこども基本法が施行されたこと

から、以前から議員に、こども基本法が制定されたので、次の中で、もしあれでしたらこどもという定義に変えてはどうかというようなご意見等も頂いたということでございます。こども基本法におきまして、これまでの年齢で定義していたものを、心と体の成長段階にある人、こどもというふうに定められていることから、本町のまちづくり基本条例においても、第2条にこどもの定義を追加し、第6条の未成年をこどもに改正したところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） ありがとうございます。今、部長が報告いただいたとおり、こちらについては、令和5年の第1回定例会、3月議会の一般質問で提案をさせていただいた内容を具現化したものと拝察をします。当時、その1か月後、令和5年の4月より、今ご説明がありました。こども基本法が施行されるに当たり提案したもので、この条例は最高規範ですので、検証委員会で提起の上、改正していただきたいと提案をさせていただきました。その際、検証委員会の中で議論していきたいと答弁を頂き、今回改正になったと承知をしています。是々非々で提案を判断した上で、改正のプロセスに乗せていただいたことにお礼を申し上げます。ありがとうございます。

それで、そのプロセスがよかったかという確認をさせてもらったんですが、答弁の際に併せて検討いただいた点がありました。本町で策定しているほかの計画等にも未成年の表記があると思いますので、こちらも併せて検証するという事で、当時答弁を頂いているんですが、その辺り、進捗などがあれば説明をお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今回改正する前に内部の情報共有ということで、まちづくり基本条例において、こどもという定義を追加するという事なので、関係各課におきまして、各計画において、改正が必要な部分につきましては、この趣旨を十分理解していただきまして、改正等をしていただくようお願いをしているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） 最高規範であるまちづくり基本条例が変わったので、それに基づいて、各課といたしますか、いろんな部局と連携をしながら、その都度表記を変更していこうということで、意思疎通を図っていることの確認ができたので、よかったというふうに思います。引き続きお願いします。

では、改正となった点のもう1か所、第14条で町職員の責務、これが新たに条文を追加するという改正になっていますが、こちらについての説明をお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） まちづくり基本条例第12条から第14条におきまして、協働のまちづくりを推進するために、町長、執行機関、職員、それぞれが何をすべきかを記載されております。第12条、13条においては、条文の中に協働という文言が使われており、協働のまちづくりを推進するために何をすべきかということが明確になっておりますが、第14条、町職員の責務においては、公務員としての職務に必要な知識、技術の向上に努めるという表現にとどまっていることから、今回の条例改正では、第14条に協働のまちづくりを推進していくための職員の取り組み方について、新たに条文を追加したというところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） 今、部長からご説明いただきましたが、今回、新たに条文を追加しています。内容としては、まず、町職員は町政運営を支える役割があることを深く認識すると、もう1つ、この条例の趣旨を理解すると、もう1つ、地域の一員であることを自覚すると、最後に積極的にまちづくりの推進に努めると、この4つを努力義務として課すというのが新たに追加をされています。私としましては、上牧町の職員の方々は、今までこの4つは実施をしてきたと思うんです。実施をしてきたけど、ある意味、意識を持ってやっていただいたことだと思うんですが、今回、あえてこの最高規範として位置づけられている上牧町まちづくり基本条例に、しかも、年に一度、このまちづくり基本条例というのは、取組状況の評価、検証も実施するんです。この条例にあえて義務規定として追加した、なぜこれを追加したのか、その辺りの説明をお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 追加した理由におきましては、委員よりご意見を賜りまして、町職員がまちづくりになるべく参加するという文言を設けているほかの市町村があるというふうなことも少しご意見を頂きまして、その中から、最終的には今持っているマンパワー、町の職員の行動力というものをできるだけ多く、まちづくりに参加してくださるということを規定してはどうかというご意見がありました。その中で、ほかの委員からも、職員に過剰な負担がかかるおそれがあるのではないかというようなご意見等々も頂きながら、最終的には、努力義務での追加ならどうかということで、最終的には追加をさせていただいたというところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） ありがとうございます。検証結果報告書のところに改正理由というの

が記載されていまして、今後、厳しい財政状況の中で行政運営を行っていくためには、町職員の行動力やマンパワーが重要になってくると考えられる、なので、町職員のまちづくりへの関わり方について新たに条文を追加しますとあります。私が危惧していることは、先ほど部長からありましたけども、委員の中でも話があったと思うんです。職員の方に過剰な負担を強いるんじゃないかというおそれがあるというのは、この努力義務があることによって、毎年の検証結果で、地域に貢献しましたかみたいなことを確認しなければいけない。私は、行政職員の本分というのは、まず、自分の本業を全うすること、それが重要視だと思っていて、そこに新たな地域の貢献とか、そういうものが付加することによって、本分がないがしろにはならないと思うんですが、余計な負荷になるんじゃないかなと思っているので、今回聞かせていただきました。ただ、今のお話を聞きますと、町職員の皆様の中で前向きにこれを捉えて、努力義務の中で課していくということが分かりましたので、こちらのほうは結構かなというふうに思います。

では、次に行きます。2番目の取組状況に関して意見があった箇所、改正につきましては、議第1号で、総務建設委員会でも議論をしましたが、具体的に改正ではなかったけれども、この検証委員会で意見があった箇所が幾つかありましたので、その背景について伺っていきたいと思います。

まず、最初に1番目で、第10条の議員の役割と責務のところ、委員会から意見があったようですが、その辺りのご説明をお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 第10条に関する意見ということでございます。議会活動に関する情報をもう少し住民に分かりやすく伝えてほしいとの意見がございました。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） 端的にありがとうございます。報告書の14ページにこういう記載があります。一部省略しますが、具体的に住民に議員の声が聞こえてこない、特定の個人のピラがポストに入ることはあるが、全員ではないので、ふだんの活動についてはよく分からない、仕事は町外で、昼間はほとんど上牧町で生活していない人にとって、議員はどのような活動をしたのかよく分からない、議員の活動記録が分かるような制度をつくってはどうかと思っている、こういう意見があったと。諮問機関の大事な検証委員会でこういう意見を頂いたということは、議会としても真摯に考えなければいけないことかなと思うんですが、我々上牧町議会も、広報活動、広報誌を通じて、こういった形で住民の方に活動が分かっていた

だけるかと思はれているんですが、この辺りは少しで努力が足りないのか、検討する余地があるのかなということ、さきの9月議会で立ち上げた議会改革検討委員会のほうでも、議論をしていきたいというふうに思います。

では、次に②番です。12条の職員採用等、こちらについても意見があったようなので、この辺りに関する説明をお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） この第12条に関する意見といたしましては、先ほど議員からもご意見いただきましたように、5年間の取組の実績の検証結果を踏まえて、それを説明させていただきました。委員会で改正が必要かどうかということも議論していただく中で、参画、協働やまちづくり基本条例の研修がないので、研修を実施してはどうかという意見を頂いたところでございます。そこで令和6年10月に、職員全体を対象といたしまして研修を行いました。今後もまちづくり基本条例第14条第2項、町職員は常に公務員として職務に必要な知識、技能の向上に努めなければなりませんという規定等もあることから、今後におきましても、積極的に研修等についても取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） ありがとうございます。この条例策定の段階で、私の記憶では、この14条のメインなおかずというか、メインな内容というのは、町職員の採用を、縁故採用をやめよう。広く公開していこうというような趣旨でやったのが第1項だったような記憶がありまして、その第2項の中で、まちづくり基本条例というのをちゃんとこうしなきゃいけないという中で、今お話がありましたまちづくり基本条例に関する研修がないということで指摘を頂いたというのがかなり痛いなというふうに思っているんですが、今、部長から答弁がありました。実施をしたというお話がありますので、今後は積極的にやりたいということで、これ、やはり通年といいますかシステム化っていいですか、毎年1回とか、例えば新規採用のときにするとか、そういう形の定期的な決めていかなければいけないと思うんですが、その辺りの考えはいかがですか。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議員ご意見いただいたとおり、まちづくり基本条例、最高規範でございますので、毎年必要なかどうか、もしくは必ず、新規採用職員につきましては、担当課におきまして、ほかの職員の中での職員研修というものも併せて実施をさせていただくことによって、職員同士のスキルアップにもなっていくのかなと考えているところでございます。

ので、ここの質問につきましては、検討しながら、こういった形での検証がいいのかというのを、今後、考えていきながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） ぜひお願いします。冒頭で少しお話をしたんですが、私が議員になったきっかけがこのまちづくり基本条例の策定に携わったことってあるんですが、そのときの自己紹介でも少し申し上げたんですが、策定の段階で委員の方々が一番危惧したのが、この条例が絵に描いた餅になってはいけないということはかなり危惧をされたんです。なので、これはちゃんと皆さんに周知をしなければいけないというときに、私が考えたことが、議員になった暁には、最低年に1回はこのまちづくり基本条例に関する質問をしていこうと。それによって周知をしたい、皆さんにまちづくり基本条例があるということを理解してもらいたいということで、今まで9年間になりましたけど、毎年1回ぐらいはさせていただいてまして、今回もこの一環になるわけですけども、そういうことも踏まえて、このまちづくり基本条例に関する研修といいますか、周知を引き続き町職員の方にもお願いをしたいというふうに思います。

では、続きまして、③番です。第15条及び第20条の法令遵守と応答責任についての意見があったことについての説明をお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 第15条及び第20条に関する意見ということでございます。こちらにつきましては、条例の中で別途定めるという記載があるにもかかわらず、10年間、何も具体的な進捗が見られていないというような厳しいご意見を頂きました。そこで早急に取組を進め、令和6年9月の第3回定例会におきまして、公益通報制度及び応答責任などを含む上牧町法令遵守推進条例を制定させていただいたところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） ありがとうございます。9月議会でもお話をしましたけど、要約といえますか、このまちづくり基本条例、別途定めていますと言いながら定められなかった法令遵守等推進条例が、公益通報制度も踏まえて、さきの9月で制定をされたこと、本当にうれしく思っています。なので、この意見については、クリアをしたというふうに認識をしますので、担当部局におかれましては、改めまして、9月に法令遵守推進条例を制定していただいたことにお礼を申し上げて、この推進条例がうまく活用できることに、これからも期待をして、次に行きたいと思っております。

では続いて④番、いつもこれはすごい懸案になっていて、どういったものなんだろうかみたいな話もある第35条のまちづくり協議会の規定についてのご意見があったと思いますので、そちらの説明をお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） ここにつきましても、様々なご意見等を頂いておるところでございますが、まちづくり基本条例の第35条第5項におきまして、先ほども少し説明をさせていただきましたが、別途定めますというような規定があるにもかかわらず、運営等に関する項目がまだ定まってないとの意見も頂きました。まちづくり協議会におきましては、昨今の自治会活動等の課題などを踏まえ、地域の活動をどのような住民の視点で進めていくかという住民自治の基礎となる部分をつくることとなります。現状、他自治体を参考にさせていただきながら、令和7年度から、別途定める部分につきましても仕組みづくりに着手してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） ありがとうございます。このまちづくり協議会、この意見書の中で、自治会単位ではなく、もっと広範囲な自治会から離れた問題等いろいろあると思うので、こういったことも踏まえて別途定めてほしいというご意見がありました。記憶に新しいのは、自治会の構成員不足の問題は、牧浦議長が5月に議長に就任されるときに大きく掲げた内容でもありますし、町の重要な課題だと認識をしています。その少しのきっかけ、一助になるのがまちづくり協議会だというふうに思いながら、まちづくり協議会の件は、この場でも幾度となく議論をさせてもらったんですが、自治会の成り手不足であったり、今回の意見で言う地域の在り方について積極的に議論する場が必要という委員からの意見があったようですが、上牧町ではまだこの具体的にまちづくり協議会をつくっていこうというイメージは正直ないと私は思っています。なぜかといいますと、まちづくり協議会、ご承知のとおり、自治会単位の活動ではなくて、自治会を複数集めることによって、もっと広域で自治会活動ができるんじゃないか、それによって成り手不足を解消できるんじゃないか、例えば小学校区であるとか、上牧町は西和地区の自治連合というのがありますけどもというイメージだと思います。先ほど、部長から令和7年をめどにという話があったことなんですけど、私もここで提案をしようかなと思ってまして、まちづくり協議会をすぐつくるというよりも、別途定めるという規定がある以上、今後、上牧町にまちづくり協議会という組織が必要となったときのために制度をつくる、制度設計をつくるため、まず、そこを始めるべきではないかなとい

うことで、先ほど部長が令和7年度をめどに制度設計をつくりたいと思いますという話があったんですが、その辺り、もう一度絞って説明をお願いしますか。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 先ほど仕組みづくりについてということで、ご答弁させていただきました。この部分につきましては、今、遠山議員からもご意見いただいたように、しっかりと小さな自治体単位ではなかなか難しい部分もございますので、それを上牧町におきましては、小さい町でございますので、小学校単位がいいのか、中学校におきましては、令和8年で統合ということもありますので、1校となりますので、小学校単位がいいのかなというふうには現状考えているところでございますが、そういった形の仕組みづくりをつくりたいと考えているところでございますが、令和7年度をめどにということで答弁させていただきましたが、令和7年度から先進事例等も含め、近隣等もそういう仕組みづくりをされている市町村等もございますので、そういったことを参考に、7年度から進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） ぜひお願いしたいと思います。何年か前のまちづくり基本条例の毎年の取組状況の評価で、3年前か4年前か忘れましたが、先進事例の研究をしていますというふうに書いてあったりするので、それを再開するというわけではないですけども、より前向きに検討を始めるということで理解をいたしましたので、制度づくりのほう、お願いしたいと思います。また、併せて、上牧町としてのまちづくり協議会はどういうものがふさわしいのか、先ほど部長からありましたけども、小学校単位、中学校単位ってなったら、上牧町の場合はまちづくり協議会は要らないって話になるので、その辺りを踏まえてしっかり制度設計していただきたいというふうに思います。

では最後に、今後の改正スケジュールというところなんですが、改正につきましては、さきのご説明のとおり、総務建設委員会で上程をされて、全委員異議なく可決すべきものと承認をさせていただきました。最終日の本会議におきまして、可決されればその旨成立することになるんですが、私がここで伺いたいのは、その後です。上牧町まちづくり基本条例第39条の規定では、制定後のことも記載されているんですが、その辺りのスケジュールについての説明をお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） この条例改正につきましては、本議会に上程しておりまして、最終

日議決を頂きましたら、2月の広報並びにホームページにおきまして、その内容と改正理由も併せて、住民の方々に周知したいと考えております。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） まさに39条のところに書いてあります。改正したというだけではなくて、改正理由についてもしっかりと広報するという形で記載されています。これが検証結果報告書に記載のとおりがいいのか、それともより分かりやすいのがいいのかということでしたいただきたいなというふうに思うんですが、何度も総務建設委員会でお話をしたんですけど、今回の条例改正というのが、こども基本法に基づくこどもという表記の訂正であったり、また、職員の方に努力義務を課すというところで、総務建設委員会でも課長から答弁を頂きましたが、住民の方に新たに努力義務があるとか、住民の方に過度な負担が生じるとか、そういう改正ではないので、例えばそのシンポジウムであるとか、広く公聴会を開くとか、そこまでは私は要らないと思っているんですが、広報等通じて、上牧町まちづくり基本条例がこういうふうに変わりましたよということをすることによって、まちづくりの条例、例えばあったなというだけで僕は大きく違うと思いますので、広報をお願いしたいというふうに思います。

大きな1つ目の項目については、以上になります。ご答弁ありがとうございました。

では、次の大項目に移ります。冒頭でもお話をしましたが、令和7年度の予算はご案内のとおり、町長選挙を控え、骨格予算となりますが、住民生活は継続していますし、様々な施策は、たとえトップが替わろうとも、軸はぶれずにしっかりと進めていく必要があると思っています。そこで、白羽の矢を当てて恐縮ですが、事務方のトップとして、今中町政の様々な施策を一番熟知されている阪本副町長にその所信を伺うものです。阪本副町長、よろしくをお願いします。

まずは、町民とともに築く安全で笑顔のあふれるまちづくりとしての公共施設の適正な管理についてから順次お願いします。

○議長（牧浦秀俊） 副町長。

○副町長（阪本正人） まず、公共施設の適正な管理運営についてのご質問ですけど、その前に、先ほど遠山議員のほうから壇上でお話をさせていただきました第5次総合計画、この後期基本計画は令和8年度までの基本計画となっております。この基本計画におきましては、PDCAサイクルを機能させながら、様々な事業を継続的に展開する必要があると私も考えております。総合計画を展開、推進するにおいても、先ほどからご議論いただいております上

牧町まちづくり基本条例に規定されています町民との参画協働及び情報共有、それと原則に基づき、地域の担い手である町民の皆様をはじめ、地域団体組織やNPO法人、また、民間事業者や多様な主体が、行政との協働で様々な活動に取り組み、町民が希望と安心をもって暮らしていけるまちづくりを推進していかねばならないというふうには考えております。

そこで、1つ目の公共施設の適正な管理運営についてでございます。まず、初めに上牧町では昭和40年代後半から人口が急増したことに伴い、公共施設、箱物やインフラを整備させていただきました。現在保有する公共施設の建築後40年以上経過して、老朽化が進んでおり、今後、多くの施設で大規模改修等が必要な時期を迎えてきます。一方で上牧町の財政は、町税や地方交付税等の歳入が伸び悩む中、少子高齢化などの影響により、福祉関係経費や扶助費が年々増加しており、公共施設、インフラに対する投資的経費の削減が余儀なくされており、厳しい運営を強いられており、施設を更新するための財源の確保は極めて厳しい状況にあります。こうしたことから、本町において公共施設の適正な管理運営を行っていく上でも、客観的、専門的な見地からの検討を進めることで、より公平で効果的に推進するための学識経験者や専門機関で構成する公共施設の配置適正化に関する有識者会議を設置していかねばならないと、まず考えております。公共施設の配置適正化を、取組を進めるに当たっても、総量を縮減を目指すだけでなく、将来のまちづくりを見据えて進めていくという視点も考えていかねばならないと思っております。

それと、公共施設の在り方を考えていく上におきましても、町民と行政が共に考える必要があるのではないかというふうにも考えているところでございます。大きな部分の争点としては、まず、こういうふうなところを進めていかねばならないのかなというふうには考えております。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） ありがとうございます。副町長から、前段でとても大事なお話を頂いて、この総合計画、後期基本計画は令和8年度までのことということなので、たとえ上牧町のトップが替わったとしても、この総合計画は生きていくと、この総合計画を遵守しながらまちづくりを進めていくというお話を頂きました。今回、上牧町は個別施設計画が改定をされました。また、その大本となる公共施設の管理計画にもあるとおり、これからの人口減少を見据え、公共施設の適正な管理運営については、真剣に、そして真摯に向き合い議論していかねばいけない、来年度からはそんな年に来年はなるんじゃないかなというふうに思います。上牧町第5次総合計画後期基本計画の公共施設のところの現状と課題の中で、今

後の公共施設の整備に当たっては、先ほど、まさに副町長言われたことと同じことなんです
が、施設の改修、更新のみならず、利用者ニーズに柔軟に対応したサービスを提供できるよ
う整備するとともに、限られた財源の中で、適正な配置による効率的な施設整備や維持管理
が必要とあります。つまり、利用者ニーズに柔軟に対応しながら、効率的な施設整備が必要、
一見矛と盾みたいな関係の難しい局面が控えていると思います。先ほどお話がありました公
平で公正、そしてともに考え、そして有識者の意見を聞きながらということもありますけど
も、利用者の受益者のことを考えると、ある程度、いつかの時期でのトップダウンといいま
すか、トップの強い意思表示の下に、こうやっていくんだという意思表示も、公共施設の適
正な管理について必要だと思いますが、その辺りについては、いかがお考えですか。

○議長（牧浦秀俊） 副町長。

○副町長（阪本正人） 今、遠山議員のほうから個別施設計画のお話をさせていただきました。
個別施設計画におきましては、町民交流施設におきまして、存続、転用につきましては、継
続して検討を進め、個別施設計画でもお示しをさせていただいておりますように、令和8年
度内において方向性を定めるというふうな形にさせていただいております。今、ピンポイン
トでお話をさせていただいた中で、今、学校統廃合の部分も進めさせていただいております。
上牧中学校と上牧第二中学校を統合して、新たに新上牧中学校を今、建設させていただいて
いる状況でございます。令和4年3月に策定されました学校基本計画におきましては、小学
校の統廃合についてでございますが、この計画におきましては、令和7年度の再調査の結果、
人口の動向や社会情勢が本計画策定時の想定と著しく異なる場合は、存続する公社等を含め
て再協議し、改めて方向を、検証を決定することとなっておりますが、今、副町長の事務方
のトップというお話でございますので、私の所信ということなので、結論的に申し上げます
と、小学校の統廃合につきましては、当面見送る考えでございます。しかし、上牧幼稚園の
築年数が40年以上も経過しておりますので、施設の老朽化が進んでいることから、保育所と
統合をさせていただきまして、認定こども園を進める必要があるというふうには考えている
ところでございます。この認定こども園を進めるに当たりましては、以前から、今中町長か
らも、新上牧中学校の建設が完成した後というふうな形でもお話がございましたので、そう
いうふうな形で進めていかなければいけないのかなというふうには考えております。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） ありがとうございます。今、事務方のトップとしての副町長からお話
がありましたとおり、公共施設のところで特に学校につきまして、今小学校につきましては、

当面見送るというお話があったのと同時に、今年の頭に議論になりましたこども園、お話がありましたとおり幼稚園の老朽化が激しい中で、しっかりとそれを前に進めていくという答弁を頂いたことは大変うれしく思います。先ほどトップのある程度の強い意志が必要だということを、今回すごい感じたのが、中学校の竣工式のときに、今中町長がすごい笑顔をされていて、挨拶されたときに、本当に今日は物すごいうれしいと言われたんです。あれは、今中町長が、いろんな有識者の意見もありましたけども、大英断下されて、1つの中学校にすると、しかもそれをしっかり建て替えですることをしっかりとトップとして意思表示をされた、それが実現されたからこそそのあの笑顔だったと私は思いました。なので、今後も、この公共施設の管理運営については、しっかりとした維持表示が必要、そういうトップの下で、令和7年度、しっかりと上牧町が、いい町となることを願っています。

では、次に、共に支え合う健やかでときめきが生まれるまちづくりとしての結婚、出産、子育ての希望にかなえるための支援についてお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 副町長。

○副町長（阪本正人） 2つ目の結婚、出産、子育ての希望をかなえるための支援についてでございます。この部分につきましても、総合計画後期基本計画で、この施策の展開方向といたしましては、まず、1つ目に、結婚希望者が結婚できる支援体制を整備し、安心して子どもを産み育てることができるよう、結婚、出産、子ども、子育てまでの切れ目のない支援サービスの充実を図りますという1つの項目がございます。それと、もう1つの項目につきましては、出産や子育てにおける不安、悩み、ストレスを抱える親の精神的負担を軽減、解消できるような環境づくりとコミュニケーションの充実に努めますとなっております。その1つとして、出会い・結婚・子育て応援事業を平成28年度からスタートさせていただきました。当時はサポーターさんの養成から、今現在、非営利活動法人かんまきマリッジサポート「赤い糸」の皆さんのご協力によりまして、今、11組の成婚者があります。また、12月に入籍の予定をされておられる方も1組おられるというふうには聞いております。こういう場で言うのはどうなのかなとは思いますが、成婚されましても、あまり上牧町に住んでおられない方々がおられるのかなというふうには認識しておりますので、本人さんの考え方も、職場等の考え方もあるとは思いますが、町といたしまして、住んでいただけるための施策というんですか、そういうふうな方向性に一度目を向けるべきではないのかなというふうにも考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） ありがとうございます。今、副町長からご説明がありましたけれども、現在、上牧町では、NPO法人、マリッジサポート「赤い糸」に委託をし、結婚応援事業として、結婚応援を実施しています。また、今、ちょっとご説明はあれだったんですけども、産後ケア事業も始めさせていただいています。特にこの2つの事業については、近隣自治体でも取り組んでいるところもあったり、自治体によって様々な独自の取組や、あるいは逆に温度差があることも感じています。この中で、先ほどありましたけども、上牧町で結婚応援しても上牧町に住んでくれないという悩みについては、以前、私もそうでしたし、前議員で長岡さんだったかな、移住する方に対しての居住の支援もしたほうがいいんじゃないかということもあったんですけど、そのときに今中町長、僕はすごいなと思ったんです。この少子化は町の問題じゃないと。結婚応援して別に上牧町に住まなくてもいいんじゃないかと。それで子どもが増えることによって、日本全国の少子化対策になるんじゃないかという。すごい大きな答弁を、これ、国の考えることじゃないかなって思いながらという中で、今、阪本副町長、事務方のトップとして、今後は上牧町に住んでもらえる取組も必要じゃないかなという答弁を頂いたのは結構だと思います。結婚応援事業や産後ケア事業については、次の3月議会でも、今度は寺口部長になると思うんですけど、もう今から通告しておきますけど、お願いをしたいというふうに思っています。なので、こちらは結構です。

もう1つ、副町長お願いします。

○議長（牧浦秀俊） 副町長。

○副町長（阪本正人） もう1つ、先ほど私、質問の2つ目、総合計画に書いています出産の関係の部分、今、遠山議員のほうで産後ケアのお話をさせていただきました。その後でまた、この部分を説明させていただこうかなとは思っていたんですけど、先にさせていただきましたので、あれなんですけど、この部分につきましても、9月の決算のときに、遠山議員から質問があったかなというふうには認識しております。この部分につきまして言えば、産後ケア事業や産前産後ヘルパー派遣事業などがあるというふうな形で、この事業につきましては、ニーズが高い事業であるというふうな形でも、資料のほうでもお示しをさせていただきました。もう少し増やす取組をしたらどうなのというふうなお話も記憶はしておるんで、今後、そういうふうな部分で取り組んでいかなければいけないというふうには考えております。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） ありがとうございます。この産後ケア事業、私もここ何回かの中で、近隣、高田、葛城市、香芝の産後ケア事業について、視察じゃないですけど、勉強に行かせ

てもらって、葛城市がすごいこう積極的に取り入れているんですね。その辺りで今年の出生者が、葛城市は約200人いるって言ったかな。高田一方で六十何人とか言っている話があったりとか、それに対して、産後ケア事業に対して、要はとにかく来てというのか、ある程度審査を厳しくするのかという、自治体によって何かいろいろ差があるようで、これについても、僕ももう少し勉強しながら、次、また質問の機会があればいいかなと思うので、ありがとうございます。

では、続いて3点目になります。最後にですけども、快適で住みよく自慢できるまちづくりとしての公共交通の利便性の向上についての所見を伺います。

○議長（牧浦秀俊） 副町長。

○副町長（阪本正人） 3番目の公共交通の利便性向上についてでございますが、今、総合計画外部検証委員会でも、ご意見を以前からも頂いておりまして、その中では公共交通は若者が地域で定着する上でも重要であるというふうなご意見もありました。特に上牧町は駅がないので、バスを中心とした公共交通政策をしっかりと議論してもらいたいという意見がありましたので、公共交通の利便性については、大変重要なことであるというふうには考えております。私、当時、職員のとときに、以前、平成29年11月と12月におきまして、自治会の皆さんにお願いをいたしまして、アンケート調査を実施させていただきました。そのときの住民さんのご意見といたしましては、デマンド交通を取り入れてほしいというふうなご意見もございました。その後も議員の皆さんや、また、それから、住民の皆さんからもご意見やご提案を頂きながら、デマンド交通の話もいろいろ頂いておりますので、今後、上牧町も超高齢化社会の進展によりまして、高齢者の生活の足の確保が、コミュニティーバス、今、3台を動かさせていただいておりますが、今後は、コミュニティーバスとデマンド交通を併用しながら進めていきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） ありがとうございます。先ほどありましたけど、上牧町は駅がないと。国道もない。ガソリンスタンドもない。先ほど副町長も言われましたが、上牧町にとって公共交通の利便性の向上は避けては通れない、大事な施策と考えています。私も、これはむしろ、高齢者の方々の足の確保ということで、高齢者対策についても欠かせない事業だと思っています。その中で、上牧町はほかの自治体では実は類を見ない僅か6平方キロ少しの町ながらコミュニティーバスが3台、しかも全て無料となっています。大変重要な施策ながら、一方でかなりの一般財源、令和5年度決算で約3,500万円、令和6年度予算ベースで約4,000

万円です。ですから、単純に住民1人当たり2,000円負担をしていると、そういう計算になっています。必要な事業として、より使い勝手のよい交通手段として、住民の意見や、先ほどありました委員会の意見も聞きながら。不断の見直しをすべきじゃないかなというふうに思っています。そういう中で、事務方のトップである副町長のほうからデマンド交通の言葉が具体的に出たということは、大変な進展だと思いますので、この辺りも、これからも取り組んでいただきたいというふうに思いますし、この公共交通の現況と課題の中でしっかり、今後のことについては、不断の見直しをしていきたいと。具体的に言いますと、自家用車によらない移動手段の重要性が増しており、地域が一体になって持続可能な旅客運送サービスを確保することが不可欠と書いてあります。それがデマンド交通の導入の検討になるかなと思いますので、今後お願いしたいというふうに思います。

ということで、残り10分を切りましたけども、お話を伺ったところによりますと、阪本副町長は今月末で副町長辞任をされるというお話を伺っています。いろいろ伺ったところによりますと、副町長は昭和54年に上牧町の役場に入庁をされました。そこから様々な要職に務められまして、3年前に副町長になりましたけども、在職時代は、いろいろなこともやりましたけども、私がすごい印象的だったのは、去年、私、議長のとときに静香苑の一部組合の監査委員させてもらったときに、静香苑の一部事務組合の立ち上げに携わっていただいたということが、かなりの功績、大きいものではなかったかなというふうに思います。

少し力を抜いて話をしたいんですが、副町長が入庁されました昭和54年って何があったのかなと少し調べましたら、副町長は野球がお好きなので、野球に関係をしますと、前年にドラフト会議で、法政大学のエースの江川 卓選手が阪神に指名されまして、昭和54年に巨人軍にエースで行きました小林 繁選手とトレードが成立したのが昭和54年、そして、野球で言いますと、野球史で忘れられないのが、夏の甲子園で箕島高校と星稜高校が延長18回の死闘を演じて、そしてその結果、箕島高校が勝ち、その夏の甲子園で箕島高校が公立高校として春夏連覇を果たした、そういう年が昭和54年、その年に阪本副町長は上牧町に奉職をされ、陰にひなたに支えてこられたと思います。いま一度、阪本町長として、この上牧町、そして愛する上牧町役場に対する思い、感想を少しでもいいので伺いたいと思います。

○議長（牧浦秀俊） 副町長。

○副町長（阪本正人） 今、遠山議員のほうから言っていたように、54年に採用していただきまして、職員として42年間、それと副町長として3年9か月、約半世紀ですか、45年と9か月なので、言うている間に50年というふうな形になってくると思うんですけど、当時、

採用していただいたときは厚生課勤務であったのと、それと、役場が野球が盛んで、仕事と野球を両立しながらやらせていただいたという思いがございます。

先ほど、遠山議員のほうから、静香苑のお話をしていただきましたが、当時、平成14年の8月ぐらいでございました。急に静香苑のほうに派遣をしろというような人事がありましたので、その当時、組合ができれば戻してあげるよというふうな話だったんですが、なかなかそういうお声がなくて、結局は供用開始させていただいて約7年間、王寺の役場と静香苑と勤務をさせていただいたという、大きな思い出があります。

上牧町への思いといいますか、自分自身はもう上牧以外から出ていったこともございませんで、やはり、上牧町で生まれて、上牧小学校、中学校と卒業させていただいて、また、役場に採用させていただいたという思いがございますので、やはり上牧町のふるさとというんですか、そういう思いは人一倍強いというんですか、ほかが知らない部分が多々あるんですけど、上牧町への思いというのは、人よりは負けない気持ちで持っておるというふうな形で、簡単ではございますが、そういうふうなお話をさせていただきました。ありがとうございます。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） 本来、通告にないことを質問してはいけないんですけども、この関連質問ということでご容赦いただきたいと思います。

副町長におかれましては、先ほど昭和54年の話をしましたけども、昭和54年は皆さん、当時JRではなく国鉄という電車が走っていたんですが、国鉄のコマーシャルで、山口百恵さんの24枚目のシングルで「いい日旅立ち」、旅行キャンペーンの主題歌なんですけども、それが大ヒットしたのが昭和54年でした。阪本副町長におかれましては、これから、上牧町のため、新しいいい日旅立ちを心から祈念を申し上げまして、私の一般質問36回目、終わらせていただきます。長時間にわたりありがとうございました。

以上です。

○議長（牧浦秀俊） 以上で、7番、遠山議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（牧浦秀俊） それでは再開いたします。



◇服 部 公 英

○議長（牧浦秀俊） 次に、1番、服部議員の発言を許します。

服部議員。

（1番 服部公英 登壇）

○1番（服部公英） こんにちは。1番、服部公英です。議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に従い、質問をさせていただきます。今年、年明け早々に発生した能登半島地震に続き、大雨災害により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された皆様の一日も早い復興をお祈りしています。日本政府及び各政党においても、党派を超えて早急に能登半島地震災害に対する補正予算を成立させ、被災地の復旧工事、被災者支援をお願いいたします。最近では、地震だけではなく、異常気象による台風被害や、大雨による洪水、崖崩れなど、また、これから冬を迎えるに当たり、大雪による被害も予想されます。日本中どこで起こってもおかしくない状況になっています。与党も野党も、災害対策については、党利党略ではなく、協力して対応していただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。今回の質問は大きな項目で3点から成っております。

まず、1つ目、公共施設について。

①第二体育館の耐震補強工事について、何年前に行われたのか、また、工事内容について説明してください。

②駐車場が整備されましたが、入り口側の駐車場は続いて行う予定なのか、聞かせてください。

③体育館のひさしの一部が落ちた原因と、今後の安全性について説明してください。

大きな項目の2番目、コロナワクチン接種について。

1、今回のコロナワクチン接種の内容について、対象者、料金、ワクチンの内容、接種の状況、今回のコロナワクチン接種の対象者以外の個人負担、1万5,000円と高額になっています。これは国の方針と思いますが、コロナが流行しているとしても、高齢者等対象者が重症化にならない政策と考えてよいのか、町としての考えを聞かせてください。

次の項目、3点目、教育環境整備について。少子化が進む中、小・中学校適正化計画に基づき、令和8年度に新しく上牧中学校が統合され、4月から開校します。次は小学校と保育園と幼稚園の教育環境づくりについて、今後の方針を聞かせてください。

①小学校については、どのように考えていますか。以前にも質問を行いました。今後の人口状況を見て考えるとの答弁を頂きましたが、3校とも残す考えはありますか。

②保育所と幼稚園の統合をして認定こども園にする考えはありますか。

以上3項目になります。

再質問につきましては質問者席から行いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） ではまず、1点目の第二体育館の耐震補強工事について、何年前に行われたのか、工事内容について説明してください。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、議員ご質問の上牧第2町民体育館、耐震補強工事につきまして、説明をさせていただきます。当該工事につきましては、7年前の平成29年において実施をしたところでございます。工事の内容につきましては、アリーナ部分におけるカビブレース補強及びその他の部屋における方杖を用いた補強による耐震補強工事に加え、事務室、トイレ、和室及び多目的室における内装と一般改修と和室、多目的にあつては、空調機の設置も併せて行ったところでございます。なお、当該工事に係る工事金額は8,294万4,000円でございます。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） 当時、8,200万円の金額で改修したということで、個人的には屋根も含めた工事をされているのかなというふうな気持ちで質問しているんですが、ここで説明してくれている事務室、トイレ、和室等も、はっきり見えて分かっているんですけども、屋根の部分については、耐震のためには改修も必要であったんじゃないかなと思って、以前から、横から強い風のとくに雨が落ちて、アリーナ部分に水漏れがしていたということも、修理のために、耐震のときの工事にはして、直してあると思います。それから以降に水漏れもしてませんし、今回、外壁部分の屋根のひさしの部分が落ちて、誰もけがしてなかったんですよですけども、あの部分を見させてもらいますと、今落ちた部分だけを修理しても、一列ずっと端から端まで、形状が、落ちた部分と同じような状態でずっとつながっているので、今後、また落ちる心配があると思うので、ここで心配で質問しているんですけども、そ

の対策については、どのように考えていますか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、議員お尋ねの部分につきましては、一般質問通告書にございます③番の回答ということで、先に回答させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

議員ご指摘の体育館のひさしにつきましては、先月11月2日の朝に、ひさしの一部が落下をしているということを確認させていただきました。原因につきましては、長年風雨にさらされ、劣化による表面変化によるものと考えているところでございます。この部分につきましては、先ほど、耐震補強工事の際にどうだったのかというご質問もございましたが、当時の工事に際して確認をさせていただいたところ、重大な事態にはなっていないということ承知しておりますので、その以降の経年劣化によって落下に至ったものであると認識をしておるところでございます。

今後につきましては、議員ご指摘のとおり、ひさしについては同様の加工がなされておりますので、その部分も含めて、適宜、職員もしくは管理を依頼しておりますシルバー人材センターの担当の方による目視等による確認をさせていただき、体育館をご利用いただく皆様方の安全対策及び危険回避に万全を期していきたいというふうに考えているところでございます。

なお、劣化したひさしにつきましては、先月11月16日、復旧作業が完了をしておりますので、申し添えさせていただきます。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） 分かりました。地震が起きたわけでもないのに落ちたという原因については、どのように考えていますか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 先ほど説明させていただきましたとおり、直接の雨が掛かるところではないんですが、いわゆる横殴りの雨等によって、表面材が品質的に劣化をしたために落下をしたのではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） 私、個人的には、強風が吹いて、吹き降りの雨が入って、屋根とその間に水が入ったために崩れたと思っているんですけども、そういった形跡はなかったんですか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 議員ご指摘のところ、天井からの雨漏りによる水の影響も否定をす

るものではございませんが、基本的には、横殴りの雨がかかって、それが乾くまでにかかりの時間を要して、腐食もしくは傷みが生じたのかなど。議員おっしゃった天井からの雨漏りによる原因があったのか否かということは、完全には否定はできませんが、それらの要因が重なって、このたびの事態に至ったのではないかなというふうには考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） 分かりました。1番、2番、3番と順番、ちょっとぐちゃぐちゃになっているんですけど、その耐震工事のときに、天井のLED化というのもしてもらっていて、水銀灯からLEDにも変わっていますし、床面のフロアの部分も張り替えてもらって、きれいになっているんで9,000万円、8,000万円かかっていると思うんですけども、雨漏りもしなくなっているということは、屋根も修理していると思うんですけども、その点は、工事会社の人にはどのように聞いてはるんですか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 先ほどについては、アリーナ以外の部分の位置についての内装の改修等の補修というふうに説明をさせていただきましたが、アリーナについては、フロアであったりというところ辺についても、その工事の内容に含まれていたものと認識をしているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） 確かにそれ、含まれていると思います。最近、雨漏りもしないんで、避難所にもなっていますので、確かにしてはると思います。

それでは、次の②番、裏のほうの駐車場が整備されましたが、今回、私が言っているのは幼稚園側の場所の駐車場になっているんですけども、その整備は続いて行う予定なのかということなんで、答弁いただけますか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 議員ご指摘の上牧第二町民体育館入り口の駐車場につきましては、来年度、令和7年度に予定をしております当体育館の空調機整備に伴う室外機及び有事の際にプロパンガスによる空調稼働を可能とするための装置、いわゆるPAジェネレーター等の設置場所として予定をしておりますので、現状の駐車場をアスファルト舗装等の整備については、現時点では考えてはおりません。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） 今おっしゃっているPAジェネレーターというのは、舗装してあると置きにくいというような理解ですか。どんな形で舗装しないんですか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 当該PAジェネレーター等の設置につきましては、恐らく、地道といますか、土の上には置けないと思います。その工事の中で、そこをコンクリート処理をするのか。その辺の方向が、今、設計中で定まっておきませんので、その部分の工事と併せて、その部分については整備をしていくという方針でございます。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） 分かりました。それまで楽しみにしております。裏の駐車場から表のほうに行くと、雨降ってきますと、幼稚園の場所を使っている、先生方が使っている駐車場が、上からの雨水がたまります。裏から表に行くところの通路みたいなところを歩いていくんですけども、すごい細い状態で、通路とは言えないような状態から、裏の駐車場から、今の土の駐車場を超えて入り口のほうに行くので、その点、きれいに整備してもらったほうが住民の方も使いやすいと思うので、質問していますので、この室外機の工事が終わって、コンクリート整備した後に、またそういう形で舗装工事もするというようなこともあるというふうな理解でよろしいですか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、整備をさせていただきました駐車場から体育館へのアクセスの部分について、ちょっと雨等でぬかるむというような状況もあるというふうにお聞かせいただきましたので、その部分も併せて、空調機設置の部分の検討をする際、いわゆるそこ等へアクセスの通路についても、利用いただく方の安全と快適度を勘案させていただいて、空調機整備に当たって考慮していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） 分かりました。併せてもう1回、新しく整備していただいた駐車場の舗装の部分なんですけども、三角形の形をしておりまして、ラインを引いて、効率的に車がとめられるような形で、そういう整備をしたほうが車の数もたくさんとめられますし、車の当たったりする事故も少なくなると思うので、その点については、また今後、考えて、ラインを引くなり何かをしてほしいと思うんですけど、その辺の答弁を頂けますか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 議員ご指摘のとおり、今、整備をさせていただきました駐車場について

は、かなり整形、整った形でないということは理解をしております。その中でとめていただくと、現状、区画線等もございませんので、かなりとめ方が一時、駐車台数が多いときには、混乱を招くことも考えられますので、その部分、一定の整然性を持って駐車いただけるような仕組みと、このたびについては、周りの生け垣、全て撤去をさせていただいて、どこからでも入ると。利便性の向上には図っているんですけど、逆にどこからでも出られるので、その部分は道と接しておりますので、その辺の安全面も配慮しながら、担当課のほうに、しかるべく対応について検討するように指示をしているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） 分かりました。そしたら、今、コーンを置いている部分の解決もまた図って整備するということで理解しました。

それでは、1つ目の質問は以上になります。ありがとうございます。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） それでは、今回12月に入って、接種を呼びかける案内が始まりましたが、まず、今回の対象者と料金、ワクチンの内容、接種の状況について聞かせていただけますか。

○議長（牧浦秀俊） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（林 栄子） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。令和5年度末をもちまして、特例臨時接種と呼びかけさせてもらっていた新型コロナワクチン接種は終了しております。現在は定期予防接種のB類、インフルエンザとか肺炎球菌ワクチンと同じ扱いで、65歳以上の方を対象に10月より3月末まで実施をさせていただく期間となっております。このワクチンにつきましては、個人の感染予防と重症化予防のために実施されているものでございます。上牧町としては、従来でしたら集団接種で、2000年会館等で行っていたんですが、現在は、医療機関において個別で実施をさせていただいております。法律が変わりましたものですから、強制力というか、受けたほうがいいですよという推奨の部分が無くなってしまいましたので、接種券の送付などもしておりませんし、接種希望者はご自身で医療機関にご予約の電話等入れていただいて、接種に行くという形になっております。予診票につきましては、西和7町と一緒に印刷をしております。それで西和7町の医療機関には備えさせていただいておりますので、予約さえ入れていただければ、そちらで予診票を記入していただいて接種していただくことができます。

接種料金でございますが、北葛城郡医師会と委託契約をしております。これは1回1万5,300円の委託料ということで契約が成立しております。個人負担のほう、3,500円頂いてお

りまして、この個人負担につきましては、市町村ごとに決めることができます。ただ、格差があっても、なかなか先生方にもご迷惑かけますし、西和7町と北葛城郡につきましては、3,500円の個人負担で接種を受けていただくという申合せとなっております。対象外の方は全額自己負担で接種できますが、料金につきましては、任意接種となりますので、町と医師会の契約はしておりませんので、把握はしておりません。この契約料金が1万5,300円となっておりますので、それ相応の自己負担は発生しているかと推測されます。

今現在、接種の人数でございますが、10月から始まっておりまして、今11月分の請求が私どもの手元に来ているところで、現在528名の方が受けていらっしゃいます。なので、これが多いのか少ないのかということでございますが、私たちの想定の中では少ないかなと感じております。医療機関によりましては、インフルエンザと新型コロナワクチンと2種類ありますので、接種の期間をちょっとずらして始められているところもありますので、ちょっと今は少なく出ていることもあるのかなとこちらでは推測はしております。

コロナワクチンといいますと、去年も2種類ぐらいのワクチンがあって、皆さんどっち打つのということで、いろいろな問合せもございましたが、今回5種類のワクチンが承認をされております。今まで皆さん、よく受けていただいたものでございますが、4種類のメッセンジャーRNAワクチンと1種類の組替えたんぱくワクチンということで、違うタイプのワクチンが承認をされております。どのワクチンをどこの病院で打っているかというのは、ちょっと私どもは情報はなかなか言いにくいので、情報は得ておりません。先生方にどのワクチンを打たれるかはお任せしておりますので、そちらのほうは把握してないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） 詳しく説明していただいてありがとうございます。今聞かせてもらって大体分かったんですけども、今回は、補助金の交付額を幾らにするかという設定を、町がしているんやね。私、高取町に、実はうちのは嫁の父、今、病院に送っていつているんですけど、コロナワクチンの接種料金が、個人負担が2,500円、そういうふう聞いて、上牧町も2,500円かなと思込んでたんですけども、3,500円という説明を受けて、ほな、市町村ごとの病院ごとに変っているんだなというふうに思ったんです。私がもし、ついでに高取町の病院で、私が義理の父と一緒に並んで打っても、父は2,500円、私は3,500円の個人負担をそこでせなあかんというふうな理解でよろしいのですね。

○議長（牧浦秀俊） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（林 栄子） そのとおりでございます。町がどれだけを負担していただくかということを決めますので、相手方の医療機関に徴収をお願いしますということで、させていただきますことになっております。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） 分かりました。今言っているように、また、違う話になるんですけど、コロナワクチンは、今、上牧町で個人は3,500円で打てると。インフルエンザは、私、65歳なんで、去年からただなんです。インフルエンザとコロナワクチンと比べて、インフルエンザのほうが重たい病気に分類されているからインフルエンザはただなんですかというふうな疑問が湧いてくるんですけども、コロナワクチンとインフルエンザワクチンとの違いはどこにあるのか教えてもらえますか。

○議長（牧浦秀俊） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（林 栄子） インフルエンザも新型コロナも同じ5類のB類の疾患ということで分類はされているんですが、何がそんなに大きく違うのかということでございますが、ワクチンの購入価格でございます。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） 分かりました。購入価格が違うから、金額がインフルエンザワクチンのほうが安いので、町としては、負担を無料ででも町民の方の健康を考えて出せるけれども、コロナワクチンは高いということで、理解できました。

それと、今回、コロナワクチン接種が始まるまでに、今回のコロナワクチン、打たんほうがええよというような、ガセネタというか、そういう悪評が広まったというのは、どういうところに原因があったというふうに思われますか。

○議長（牧浦秀俊） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（林 栄子） 私も、なぜそのガセネタがはやったのかよく分からないんですが、結構な勢いで私どものところにもパンフレットをお持ちになりましたし、医療機関のほうにも、そういう団体の方がパンフレットを持って行かれたという話は聞いております。開発された企業さんも、全然そのようなことはないということで、法的な措置も考えているということは私たちの耳には入っておりますが、なぜその話が出てきたかというのは、私どもも知らないところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） 全然関係ないのに答弁させてしまってすみません。私の個人的な考えとしては、やはり、私ども65歳に行っている人は、打ってもかかりますけれども、打ったほうがいいというふうに感じましたので、また今後、皆さんも打ちに行かはったらいいと思います。

以上でこの質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） 3番目の項目、少子化が進む中、学校適正化計画に基づき、令和8年度に新しく上牧中学校が統合され、4月から開校されます。これは間違いないですね。次は小学校と保育園と幼稚園の教育環境づくりということで、今後の方針を聞かせてくださいということで、まず、①小学校については、今後どのように考えていますかというところから説明願えますか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 小学校の統廃合につきましては、令和4年3月に策定をした上牧町学校適正化基本計画において示させていただいておりますとおり、令和11年度から令和13年度までの期間において、現在の3校から2校にすることを基本的な考え方とはしておりますが、来年度、令和7年度において学校適正化協議会を再度組織し、直近の児童数を基に、その後の動向も見据えた形での本町における小学校の在り方について再度検証を行った上で、最終的な方針を決定することとしているところでございます。

議員ご質問の小学校3校存続につきましては、本町の小学校の適正化を考える上においての1つの選択肢であり、現時点においてその可能性を否定するものではございません。この上は当事者であり、実際に影響を受ける子どもたちの思いとその保護者の願いに寄り添った形での検討を着実に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） 以前にも聞いたときに、人口動向を見てというふうな話もあったんですけども、その辺の人口動向というのはもう変わってないですか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 町内にも、そんな大規模ではないんですが、住宅地を開発されて、いわゆる建て売り分譲されている住宅もございますので、その部分の転入状況と、そこに転入された方の、いわゆる家族構成、年齢の属性であったりというのを十分に加味させていただいて、把握することとしておりますが、現時点、日々、住民保険課等の人口の動向等については、教育総務課のほうで情報共有をしながら、鋭意、その状況の把握に努めているとこ

ろでございますが、来年度において、その部分についてのより確かな数値を基に検証するという事としておりますので、現時点において、推移は把握はしておりますが、確たるその辺の状況について把握をしているということではございません。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） ありがとうございます。

次に、保育園と幼稚園を統合して、認定こども園にする考えはありますか。

○議長（牧浦秀俊） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺口万佐代） 保育所と幼稚園を統合して、認定こども園にする考えがありますかについてご回答させていただきます。第1保育所におきましては、令和3年度まではおおむね定員の範囲で運営を行うことができておりました。保育需要の増加、また、保育士不足により、私立の保育所で加配対応を行うことができない児童の受入れ要望等が多くあり、令和4年度以降は定員を大幅に超えての児童受入れを行っている状況にあります。保育需要は現在も増加しておりますが、施設の面積上、今以上の児童を受け入れることができない状況となっております。一方で、上牧幼稚園の入園児童数は年々減少を続けております。令和6年度においては前年度と比較して増加はいたしました。令和7年度新規入園希望者は、令和6年の11月末現在で23名となっております。このまま希望者が増えない場合、令和7年度の園児数は77名というふうな形となっております。園児数のみをもって判断されるものではございませんが、幼稚園の園舎の老朽化等も考慮し、保育所、幼稚園の統合はいずれ必要であると考えております。認定こども園を新設した場合、保育所の面積を現状より広げること、受入れ可能な児童を拡充することができます。それから、認定こども園は保育所とは異なり、保護者が仕事をやめた場合や育児休業を延長される場合など、保育を必要とする事由がなくなった場合であっても、退園せずに同園に通うことができるといったメリットもございます。しかしながら、認定こども園を設置する立地、費用面等の課題が多く残っておりますので、町民の意見に耳を傾けながら、今後検討を進める必要があると考えておるところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） 今、保育園の人数がオーバーしていて、幼稚園の人数が少ないということで、認定こども園にするメリットはあるということで、今答弁いただいたと思うんですけども、中長期財政計画を見ても、上牧幼稚園を大規模改修するなり新しくするという余裕はないと思うんですけども、やっぱり子どもたちのことを考えたら、認定こども園、つくる方

向のほうがいいと思うんですけども、予算を大きくかけないでもそういう認定こども園という形を整えられることができるのは可能でしょうか。場所がなくてもできるというか、上牧幼稚園を使って。

○議長（牧浦秀俊） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺口万佐代） 上牧幼稚園もかなり年数がたっておりますので、それをまたリフォームという形になりますと、かなり費用もかかってくると思いますので、これから検討を進めていく段階ではあると思うんですが、その辺もしっかり考えて、上牧幼稚園と第1保育所の2つを1つとする認定こども園の計画について検討を進めていきたいと考えております。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） 教育環境整備ということで質問しているんですけども、保育所と幼稚園を統合してこども園にするというようなことはやっぱり必要とは思っています。今後の方針としては、どのように考えておられますか。どのようにしていけば、上牧の子どもたち、認定こども園に通えるようになるような事業ができるというふうに思われますか。

○議長（牧浦秀俊） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺口万佐代） もう一度、質問内容が、私が理解できてないのかもしれないんですけど。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） 私としては、聞いていますと、実際のところ、やっぱり認定こども園は必要やというふうに理解するんですけども、でも、上牧の財政を考えると、ここから先、認定こども園をつくって子どもたちの教育環境を整備するというのはなかなか難しいと思うので、そういった場合、今のままでいくのか。今後の方針を聞かせてもらえますか。

○議長（牧浦秀俊） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺口万佐代） 先ほど答弁させていただきましたとおり、今の第1保育所では面積も限られておりますし、今、待機児童も出るような形となってきた状態でありませう。認定こども園を、上牧幼稚園と第1保育所という2つの園舎を、これから両方老朽化によって改装していく、そういう費用を考えるよりも、新しく1つ造ることで、2つの経営を1つにする、それで、通いやすい、いろいろメリットもございますので、先ほど申しましたが、保護者が仕事をやめられても、そのまま引き続き、退所することなく園に通えるというメリットもございますので、そういうふうな形で検討を進めていきたい、いろんな形で検討

しながら進めていきたいと考えております。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） 資料を頂いているんですけど、保育所の定員が60名、上牧幼稚園の定員が150名ということで、今少なくなっている上牧幼稚園に保育所の児童を移して、上牧幼稚園でこども園を進めるということは可能ですか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、担当部長説明させていただきましたとおり、今議員のご提案というのは、上牧幼稚園を活用しての認定こども園というようなご提案だというふうに承知したんですけど、上牧幼稚園については、かなり築年数もたっておりますし、かなり老朽化もしているところがございます。もう1つの観点として、上牧幼稚園は二階建てでございますので、当町が考えているのは、基本的に子どもたちの負担等を考えると平家でございますので、空いているところに保育所の子どもたちを移しての認定こども園の運営はかなり難しいと言いますが、それについては、抜本的な改修等が必要となってまいりますので、町としてその施設を少なくして合理化を図るということではなく、やはり、上牧町の子どもたちの実情に応じた形で、保育園を選択される方、幼稚園を選択される方、それぞれ、就業状況であるとかが異なりますので、その部分を総合的に検討させていただく中で、進めていくべき課題であるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） じゃ、今後はしばらく保育園と幼稚園の方向で進んでいくというふうに理解してよろしいですか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 当町、認定こども園の設置に向けて種々検討をさせていただきます。その部分が受皿として整備の完成を待つまでの期間においては、現行の上牧町立幼稚園、町立保育園の体制は維持せざるを得ないのかなというふうに認識しているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） よく分かりました。また、いろいろ考えて、二中の校舎の跡地を利用するなり、お金のかからない方向で、子どもたちの教育整備を行っていただきたいと思います。私の質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（牧浦秀俊） 以上で、1番、服部議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は1時50分とします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時50分

○議長（牧浦秀俊） それでは再開いたします。



◇安 中 和

○議長（牧浦秀俊） 次に、4番、安中議員の発言を許します。

安中議員。

（4番 安中 和 登壇）

○4番（安中 和） 4番、安中 和です。議長のお許しを頂きましたので、一般質問を通告させていただきます。

質問は5つです。

- 1、上牧町内の公衆電話の設置について。
- 2、安否確認の布について。
- 3、貸し会議室の受付開始時期について。
- 4、自治会公民館の防火管理者資格取得について。
- 5、上牧町内のボランティア状況について。

これから先は再質問の席で伺わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 安中議員。

○4番（安中 和） では、質問させていただきます。

昨今、地震が各地で起こっています。テレビなどの情報媒体などにより、地震のときの対応策も流れてきています。私たちの情報源である携帯電話も使用できなくなるとのことですが、上牧町内の公衆電話の設置情報を伺います。

まず、図を出していただきたいと思います。これはNTTのホームページから引用したもののなんです。ちょっと見にくいですが、これ2024年につくられていますと書いていますので、最近昨今の分だと思ふんですが、松里園のところとか友が丘、それから緑が丘のほ

うがちよっと手薄というか、場所に置いてないなという感想を得ましたので、上牧町としていかがかなと思って伺います。お願いします。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 公衆電話の設置におきましては、電気通信事業法施行規則に基に、NTTビジョン、NTT西日本で設置をしていただいているというところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 安中議員。

○4番（安中 和） 設置をしていただいておりますが、足りない部分、最近、高齢者の方にも聞かれるんですけども、電話すると、どこにあるんだということで、携帯を検索してくださいと言われるんです。でも、検索ができないとか、ガラケーをまだ持っていらっしゃる方がいらっしゃいますので、その方々のために、上牧町としてここにはありますよと、前、AEDか何かのことでやっていただいたことがあったと思うんですけども、こういう公衆電話、昨今地震も起きていますので、まず、一安心、ここにあるなという認識をしていただきたいかなと思って、この質問をしておりますので、その点についていかがでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 公衆電話におきましては、一応基準というのがございまして、市街地おおむね1キロに1台、それ以外の地域については、おおむね2キロに1台というふうに一応基準を定めておられまして、ただ昨今、公衆電話の利用状況等が少なくなっているということで、どちらかといいますと、公衆電話を削減という計画は、国においても示されておられます。その中で現状、ほかにも連絡用ツールということで、災害用のということでご質問でございますが、これ以外におきましても、特設公衆電話というのがございまして、災害発生時において、通信手段の確保のために、被災者等が無料で使用することができる特設公衆電話ということでございまして、これは災害時だけでございますが、町がそこに電話機を持っていくと使えるというような状態にするものでございまして、ただ、そこへ行くための環境整備といたしまして、指定避難所にNTTのほうは事前にそこに構築をしていただくと、災害が発生した時点で、上牧町がそこに電話を持っていくことによって利用できるというシステムがございまして、現在、本町といたしましても、NTTと協議をさせていただきまして、町内、今大きな指定避難所、13か所設けさせていただいておりますが、そのうち2か所にも現状設置をさせていただいております。今後、残りの施設についても、現在、NTTと協議をさせていただきまして、できる限りその整備についても早期に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 安中議員。

○4番（安中 和） ありがとうございます。すごい心強いお答えだったので、うれしく思います。まず、住民さんを安心させていただきたいという、そこ1点ですので、ぜひ続けてお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） それともう1つ、災害発生後の安否情報確認に伝えられる災害用伝言ダイヤル、171というのもございますので、そういった部分もまた、活用もしていただければと思います。この辺の周知等についてもまた併せて、町のほうでも、周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長（牧浦秀俊） 安中議員。

○4番（安中 和） 171は結構な頻度でいろいろなところから出てきているんですけども、そちらにたどり着く人ってなかなかいないというか、防災士を取った者とか、それに関心がある者とか若い人とかはあるんですけど、高齢の方が171までたどり着くことが難しいので、定期的に、1年に1回でもいいですから広報に載せていただければ、裏面でも高齢者は助かると思いますので、よろしくをお願いします。以上です。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今、安中議員ご提案いただきました周知ということでございますので、ほかにもいろいろ、町といたしましても、災害発生時等における広報を置きまして、周知等もさせていただいておりますので、そういった中にも併せて盛り込みながら、特にそういう災害ということになりますと、なかなかふだん、広報等を見てもらえない部分もあるんですが、そういう中に盛り込みをさせていただくことによりまして、住民の方々にも見ていただけるのかと思っておりますので、その辺は創意工夫をしながら、啓発等に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 安中議員。

○4番（安中 和） ありがとうございます。この件は結構でございます。

○議長（牧浦秀俊） 安中議員。

○4番（安中 和） では、2番目の質問をさせていただきます。安否確認の布についてということで、災害が起きた後に安否確認を行います。これは他の地域でも無事ですカードというものを用意されています。上牧町の安否確認の方法はどうされていますかということで、図を見ていただきたいと思います。

これはURさんが出していただいている、現に皆さん持っていらっしゃる、これが黄色い安否確認です。次の次ぐらい、オレンジ、これは6自治会が出されたもので、片岡台1、2、3、桜ヶ丘1、2、3が頂いて回しているものです。でも自治会だけに回していますので、そこにいらっしゃる自治会以外の方は持っていらっしゃらないんです。それで、住民の方からこんなにも欲しいわということでもちょっと考えまして、真ん中の白いタオルです。このように、白いタオルってどこの家でもありますので、かけて大丈夫ですよというおしるしになればそれでいいのかなって、お金も要らないしと思ったんですけども、なかなかそうはいかないみたいで、そのこのところの説明をしていただきたい、町の方針を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 安中議員ご提案いただいております無事ですカードでございますが、この無事ですカードにつきましては、地域にお住まいの方々が互いの安否を円滑に確認し合うことができる、要は自分の世帯の安否確認が不要である、無事であること及び、避難が完了していることを表示するようなものであるというふうに認識しているところでございます。これによりまして、近所の方々だけでなく、自主防災組織や消防、警察などを行う安否確認や救助活動などの時間短縮が期待されるとともに、内容によりまして、避難する際に慌てて忘れがちな電気、ガス、水道、戸締まりに対する注意喚起等も、併せてその中に表記したような無事カードを作られるところもございますので、二次災害を防ぐ効果もあることから、地区防災計画の取組を積極的に実施している先進地の自治会等で、ご近所の方々の安否情報を確認するため、自治会でのルールといいますか、統一のマークを、無事ですカードを使って各家庭から発信してもらうようにしている地区があることは承知しているところでございます。

それとまた、併せて、今、安中議員がご紹介いただきました、過去に無事カードを配布されたということも聞いておるところでございますが、現状上牧町では、この無事ですカードについては、廃止したことはございません。ただ、今後、町といたしましては、各地区において各自治会の地区防災計画を作成いただくように、積極的に働きかけをさせていただきまして、併せて町も協力をしていきたいと考えているところでございます。この地区防災計画といいますのは、それぞれの地域特性に応じて地区住民が主体となって計画を立ていただき、ハザードマップの作成、避難所運営マニュアル、要配慮者等に対する支援の方法、安否確認の方法、地区内事業所等の協力関係の構築等を検討し、作成していただくものと考えて

おり、この計画の中で、今ご提案いただきましたように、無事ですカードではなくても白いタオルをかけていただくことによって、そういうことが分かるのかなとも思っておりますので、まずはしっかりと各自治会におきまして、主要な方法などを検討していただきまして、こういった内容を載せるのか、こういったときに使うのかというようなものをご検討いただければと考えておるところでございます。ただ単にずっと無事ですカードをつけておきますと、まだ違った犯罪等の起因にもなるようなこともございますので、その辺は一定限度、ルール化する必要もあるのかなというふうに考えているところでございますので、まずは、地区におきまして、そういったことのルールづくりをしていただければというふうに考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 安中議員。

○4番（安中 和） 言われていることはごもっともよく分かります。その中で、地区防災計画を地区ごとにつくってほしいということで、ちらりちらりと、総務のほうから24自治会のところでも聞いたことがあるような気はするんですけども、私も地区防災計画を自分でつくりました。ある程度できるんですけども、これでいいのかとか、いろいろ悩みながら、今半分しかつくってないんですけども、その中でこれを片岡台1丁目だったらお金がないので白いタオルにしようとか、そういうのを、それでいいですよというのをまだ伝えてほしいのと、それと、最近、防災のほうで話していましたら、昔はそういうことをしっかりと地区でやっていたと。だけど、もう何回もやって、地震が来ないというところの安易な安心感でやっとなんかということもあって、やらなあきませんよねって、今のところは、上牧町の中の結構なところが、前はやっていたけど、もう消火訓練も一生懸命やっていたけど、やってないねんとかいうことを聞きますので、もう一度、この地区防災計画が本当に必要だということを周知していただきたい、そしてレクチャーしていただきたい。これ、つくっていくのが結構難しいです。だからひな形というのも出しまして、だけど、細かい字がいっぱい書いてあって、会長と言っても、1年に1回変わっていくことになりますので、簡潔につくっていくようなもので実行できるようなことをご指南いただければ、自治会のほうもやっっていけるのかなと考えております。

それと、諦めずにやっていくということも伝えていただきたいなと思いますので、町のほうから、上からトップダウンで言うと聞かないっておっしゃるかもしれないんですけども、いやいや、結構皆さん待っていらっしゃるところもありますので、どうしたらいいんやとか悩んでいらっしゃることもありますので、ぜひぜひそういうご指導はいただきたいと思います

ので、よろしくお願ひいたします。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 少し先ほども答弁させていただきましたように、地域防災計画を作成いただきますように積極的に働きをさせていただきますして、併せて今、議員よりご質問等ございましたので、町といたしましても、協力できることは協力をさせていただきますして、情報提供できるものは情報提供させていただきますながら、また、関係機関等にも照会等が必要な場合については、そういったこともさせていただきますたいと思っておりますので、なかなか地域防災計画は、最近、働きかけができておりませんので、こういった部分につきましても、町といたしましても進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 安中議員。

○4番（安中 和） ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願ひいたします。

○議長（牧浦秀俊） 安中議員。

○4番（安中 和） では、3番の貸し会議室の受付開始時期についてなんですけれども、上牧町内の会議室の予約期間がささゆりルームは2か月前から、西館中央、社協などは1か月、2か月前からといろいろありまして、予約開始となっておりますが、イベントを行う場合、時間が足りません。他の場所の今後の対応について伺いますということなんです。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、教育委員会事務局が所管しております西館中央公民館の利用を受け付け開始時期につきましては、上牧町公民館管理運営規則第5条第2項の規定により、使用をする日の1か月前からとなっております、当該規定に基づき運用をしているところでございます。この運用に関しまして、ご利用いただいております方々からは、現行の予約期間の延長等に関する要望はお聞きをしていないところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、イベント開催の使用に際しましては、当該イベント開催までに調整すべきことも多く、開催告知等に一定の期間が要することは十分に理解をさせていただきますしているところでございます。加えまして、規模に若干の差異はございますが、2000年会館の多目的室の利用申請は2か月前から可能とされているようでございまして、教育委員会部局所管の各種イベント開催対象施設としての西館集会所につきましては、今後、予約開始期間を1か月から2か月前と変更する方法で調整をさせていただきますたいと考えております。この調整が調った上におきましては、先ほど説明をさせていただきました管理運営規則の変更等が必要になってまいりますので、いろんな企業に対応をさせていただきますたいと

いうふうに考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 安中議員。

○4番（安中 和） ありがとうございます。昔、その団体はもうなくなっただけですけども、ペガサスホールを活性化させようと言って、一生懸命してやっていた。ペガサスホールは、五、六年前は本当に、あそこはいいのか悪いのかという議論があって、住民も悩みながら一生懸命活発にしようというのと、もう潰してしまえというのが、そういう時期もあったんです。そんなときにその団体がもうとにかく活発にしようと思って動いてたら、やっぱりそういう住民さんの粘り勝ちで、その後のたくさんの方に使っていただけるようになった、「何で使っていただけましたか」と聞いて、「使ってもいいみたいだから」というのをお聞きしたことがあったんです。だから、やっぱりそういう行動を起こすと、その波動が伝わって、使っていただいて、活発化、活性化されていくということを目の当たりにして見てきましたので、公民館の皆さんの、中央公民館なんかはお稽古ごととか使っていらっしゃるから1か月前で十分で、そこに言うことはないんですけども、そうじゃないところの、ちょっと大きなところとかは2か月前、なぜかって言ったら、企画して、それからそれを告示するためにつくって印刷して、それを皆さんに配るとやっぱり最低でも2か月は要るんです。その部分で活動していきたいというお声も聞きますので、今はそれこそそういう声はないというのは、それをやっていいのかどうかという、そういうこともありますでしょう。だからこそ、こういうことを提示してやってもいいんだよ、使えるよ、印刷できるよ、告知できるよというのを活動として伝えることが、すごく住民さんの活動につながっていくと思いますので、今回、考えていただいて、本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

私は以上です。

○議長（牧浦秀俊） 安中議員。

○4番（安中 和） 4番の自治会公民館の防火管理者資格取得について、先日、2日間にわたり、防火管理者講習というものを受けてきました。防火管理者の仕事について学んできましたが、その中に罰則という項目がありました。会長とはいえ、一住民にこの罰則のあるものを推進してよいのでしょうか、町の見解を伺いますということです。お答えくださいませ。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） まず、各公民館、老人憩の家における防火管理者につきましては、管理権原者が選任することとなってございまして、この防火管理権原者といいますのは、建物を管理している者ということになりますので、指定管理者が選任していただくものでござ

います。ですので、各所管課から、各指定管理者であります自治会長に向けまして、防火管理者等の選任をお願いしたいということで、現在、周知を進めているところでございます。ただ、各自治会の公民館、老人憩の家等は、消防法施行令で集会場に当たるため、防火管理者を定めなければならない防火対象物になり、現在、先ほども言いましたように、各担当課から定めてもらうことがあるということで周知をさせていただいているところでございます。ただし、集会所のうち、消防施行法令で定める条件の全てを満たし、収容人員が50人未満の施設につきましては、消防署等への変更届を提出して承認されますと、小規模地区公民館というふうに、集会場から小規模地区公民館に変更されまして、防火管理者を定める必要がなくなります。ですのでもう一度、各担当課より各施設の指定管理者等におきまして、先ほど言いましたように、条件を全て満たす必要がございますので、その辺を協議させていただいて、防火管理者が必要かどうかというのを再度、また、周知をさせていただきたいと思っております。

ただ、先ほど議員ご質問いただきました罰則のあるものを推進してよいのかということでございますが、ここにつきましては、先ほど説明をさせていただいたとおり、施設の管理者が防火管理者を選任しなければならないというふうに定めておられるところからお願いをしているところでございます。ただ現状、日頃から各施設の使用については、適切に使用管理していただいていることを認識しておりまして、今までそういった問題等も起きてないことから、今後におきましても、引き続き適切に使用管理していただくことをお願いしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 安中議員。

○4番（安中 和） これはとても難しいと思って、聞く前、勉強を受けたときには随分悩んだんですけど、説明を伺ってから防火管理の講習会を受けまして、防災に関する高い知識というのかな、すごい思いというのがたくさん湧いてきましたが、疑問点も出てきましたので、今回ちょっと伺いました。結果、総務とかそれから町の消防署とかいろんな方に聞いて回りましたが、上牧町の自治会の関わりの中での決まり事及び体制を維持するためには、防火管理者の存在は必要であるということで、この町を整えていくためにも、個人としての意識を高めるためにも、防火管理者の存在は本当に必要だなと思いました。ですから、この件については、町の配慮というか、住民さんへのしっかりとした説明をしていただいて、今後、住民さんが被害を受けないように、誤解をされないようにしていただければよろしいのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 先ほども言いましたように、防火管理者の選定につきましては、必要であるということですので、ただ、再度担当課に、今、言いましたように、集会場にするのか、小規模地区公民館にするのかということもございますので、十分担当課より、指定管理者である方に協議をさせていただきまして、その後、どうしても集会所という区分になるような施設につきましては、防火管理者を置いていただく必要がございますので、そういった部分も併せてお願いをさせていただきたいと思っております。ただ、公民館等につきましては、自治会にお住みの住民の方々がお使いいただいておりますので、ただ自治会長なり防火管理者が持っている者だけが防火意識を高めるものではなく、使っていただく方が、ふだんからそういう防火の意識というのを高めていただき、そういう形で利用していただければ、防火管理者に罰則規定があるんですが、受けていただくことはないのかなと思っておりますので、そういったことも各自治会で、使用していただくときに、併せて自治会においても周知、啓発をしていただければと思っておりますのでございます。

○議長（牧浦秀俊） 安中議員。

○4番（安中 和） そこまでおっしゃってくださいまして、やっと納得ができましたので、ありがとうございました。よろしく願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 安中議員。

○4番（安中 和） 最後の質問をさせていただきます。5番、上牧町内のボランティア状況について。年々町内のボランティアの数が減少しています。近隣の高校、大学などではボランティア活動の推進を行っていると聞きます。上牧町でも学生へのボランティア募集の体制を検討されてはいかがでしょうか。町の見解を伺います。

○議長（牧浦秀俊） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺口万佐代） 上牧町内のボランティア状況、学生へのボランティア募集の体制についてご回答させていただきます。社会福祉協議会では、上牧町ボランティア連絡協議会の事務局をさせていただいておりますが、ボランティアを募集する際に、学生と限定はされていないということなんですが、社会福祉協議会で実施しております子どもの居場所づくり事業のきらっとというのがございます、のボランティアにつきましては、県内の各大学のボランティアセンターに依頼し、学生ボランティアを募っておられました。新型コロナウイルス感染症以前においては、奈良女子大学、それから奈良教育大学、畿央大学の学生らがボランティアとして参加してくれておりましたが、新型コロナウイルス感染症以降は参加を得られ

ていないという状況でございます。

このほかにも、社会福祉協議会で社会福祉士、現場見習として受け入れた学生にもボランティアの呼びかけを行っており、これまで関西福祉科学大学、龍谷大学、佛教大学の学生らの協力を得ております。中には社会人となった後も、年数回程度、ボランティアを協力している方もいらっしゃるということです。ただ、実習生のボランティアについても、新型コロナウイルス感染症以降は、新規で協力していただける学生がいないのが現状だということでございます。

○議長（牧浦秀俊） 安中議員。

○4番（安中 和） ありがとうございます。

最近の大学受験項目の中に総合型活動実績というものがありまして、自分の経験と大学側が求める要素が一致すると。評価されやすい活動実績になるそうです。その1つがボランティア活動だったそうで、調べましたらボランティア証明書の提出可能な大学がかなりたくさんあって、大学のほうも勉強だけじゃなくて、人づくり、人間力というのを高めようと、そういう人を取りたいという傾向にあるように思います。大学とすると、高校生がボランティアの経験をすることにより新しい価値観を得られ、社会の一員であると実感でき、進路決定のヒントとなる点を重視しているそうです。また、親御さんからすると、上牧町内でのボランティアなら安心して行かせることができるということでした。今回、お祭りを年3回、私たちの地区はやっているんですけども、やはり中学生とか高校生とか来るようになりまして、高校生の親御さんと子どもさんから、そういうものを学校が提出してほしいという現実がありましたので、じゃ、聞いてみましょうと。今後、上牧町がそういうことをやることができたら、あまりこうです、ああですと言って打ってしまうと違う形になってしまいますので、そこはちょっと上手に、新しいことですので、考えていただきながら、でも、確かにニーズは増えていくと思いますので、今、まさに上牧町はボランティア不足になっていますので、ここで、この方法を使って上牧町内のボランティア不足を打開する方法の1つとしても、そして子どもの成長の機会としても、上牧町としての登録可能な高校生からのボランティアの募集の検討をお願いしたいと思ひまして、この質問をさせていただきましたので、よろしくをお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺口万佐代） 社会福祉協議会におきましても、こういったちょボラという、ちょっとボランティアをしてみませんかという、町内で活動しているボランティアグループ

の情報誌なども、年に数回、発行もさせていただいておりますし、上牧町地域福祉計画、地域福祉活動計画の中におきましても、誰もが地域に参加できる仕組みづくりというところで、ボランティア活動の推進も行っております。こういったものも全戸配布もさせていただきますので、そういったところで学生さんたちが見ていただいて、こういうボランティアをしたいんだというところがあれば、合ったボランティアを勧めさせていただきたいと思っておりますので。

○議長（牧浦秀俊） 安中議員。

○4番（安中 和） では、今回は会長として書かせていただいて、この子が本当にボランティアしていますよということを証明させていただいたんですけども、社協の局長にも伺って、こういうことが今後広がっていくでしょうが、うちの高校生なりそれを必要とする子が、まず社協に行って、こういうボランティアをしたいんだけど、社協でお墨つきいただけますかということをするようなルートはもうできているのでしょうか。それとも今後でしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺口万佐代） 上牧町ボランティア連絡協議会におきましては、誰がというのを決めておりませんので、来ていただいて、そちらでこういったボランティアがありますよって、こういうボランティアがしたいっておっしゃっていただければ、今もやっておる状況でございます。

○議長（牧浦秀俊） 安中議員。

○4番（安中 和） ということは、お祭りをしている私たちのグループが、社協に何月何日、高校生ボランティア募集ですというのを出しておくと、そしたらその子たちが行くと、何月何日にやるんだったらここで受けていただいて、その日にやってもらうと。そしたら社協がその子のために学校に提出できるお墨つきを頂けるのでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺口万佐代） システム構築というのは、どういうふうな形ですというのは、今、勝手に決めることはできませんので、今後課題となると思うんですけども、これまでもそういうボランティアをしたよというところの証明というのはされていると思っております。

○議長（牧浦秀俊） 安中議員。

○4番（安中 和） とても有意義なお答えいただきまして、喜ばれると思いますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

私の質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（牧浦秀俊） 以上で、4番、安中議員の一般質問を終わります。

再開は2時35分をお願いいたします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時35分

○議長（牧浦秀俊） それでは再開いたします。



◇東 初子

○議長（牧浦秀俊） 次に、5番、東議員の発言を許します。

東議員。

（5番 東 初子 登壇）

○5番（東 初子） 皆様、こんにちは。本日の最終の登壇となります、5番、公明党、東 初子でございます。議長の許可を頂きましたので、一般質問を行わせていただきます。

その前に、さきの議員からもございましたが、ノーベル平和賞授賞式が10日、ノルウェーのオスロで開かれました。ノーベル平和賞を受賞された日本原水爆被爆者団体協議会、日本被団協は1956年結成され、約70年間、再び被爆者をつくるな、ノーモアヒバクシャを合い言葉に活動してこられ、人類が核兵器で自滅することのないよう、核兵器も戦争もない世界を求めて、共に頑張りましょうと呼びかけられました。平和賞ご受賞、本当におめでとうございますと申し上げさせていただきます、何としましても、核のない、戦争のない平和な世界を築いていくことを改めて心に誓い合える上牧町でありたいと願います。

それでは、通告書に基づき質問を行います。

まず、質問の1番目でございます。来年度から実施予定の使用済み紙おむつ回収の進捗状況についてを伺います。質問の要旨でございますが、住民の方々より、とてもよい取組ですので、ぜひ早急に行ってもらいたいとお声が寄せられております。また、具体的にはいつからどのような方法で回収されるのか教えてほしいなどの質問もあります。取組方や周知方

法など具体的にお聞かせください。

2つ目の質問です。社会貢献の一助となるプルタブ回収やエコキャップ収集運動について、要旨ですが、プルタブ回収では、回収によって得た収益で車椅子を購入し、無料で貸出しをしている自治体等もあります。また、ペットボトルのキャップを回収し、そのリサイクルで発生したお金を医療が行き届かない途上国の子どもたちに対するワクチン支援として寄附する運動も行われております。我々上牧公明党としましても、エコキャップを長年、町内一部地域でこつこつ回収させていただき、業者にお届けしております。地域や学校でも取り組むことができれば、社会貢献につながるのではないのでしょうか。本町での取組のお考え、現状を伺います。

質問の3つ目です。住民のスポーツ活動や文化的活動を応援する取組をについてでございます。質問の要旨でございますが、少子高齢化の時代、スポーツやいろいろな文化的活動は、自分の内面と向き合ったり、人々との交流の中で関係を育み、毎日を力強く生きていくための活力につながるとして、これまで以上に重要な役割を果たすものになっているのではないのでしょうか。それを具体化する施策として、幾つかの補助金が交付されていると思いますが、それらをこれまで以上に有効に活用し、住民に広く知ってもらうことで、スポーツ、文化振興に役立ててもらえたらよいのではとのお声もあります。本町の現状と今後の取組について伺います。

再質問につきましては、質問者席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 東議員。

○5番（東 初子） 令和6年、本年の5月議会の一般質問をさせていただきました。紙おむつを使用されているご家庭では、介護に利用する紙おむつの量の多さや、要介護度も進むなど、先が見えない状況もあることから、大変なご苦勞をされておられます。また、子育て世帯も何とか少しでも負担を軽くしてもらえたら助かるとのお声があります。燃えるごみの日に、上牧町指定ごみ袋ではなく、紙おむつのみを透明、または半透明の袋に入れて排出する方法で、使用済み紙おむつの無料回収を行ってもらうことはできないでしょうかという質問をさせていただきました折、使用済み紙おむつの回収につきましては、近隣で実施している自治体があることや、さらなる負担軽減に寄与できるなど、収集体制を講じながら、来年度実施に向けて整理をしていきたいと考えておりますという前向きなご答弁を伺いました。現在の取り組み方、また、周知方法など、具体的にお聞かせください。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 使用済み紙おむつの回収につきましては、ごみの分け方、出し方の冊子の更新に伴いまして、令和7年3月中に全戸配布をすることに併せ、新年度、令和7年4月より開始をしたいと考えております。広報紙等通じてお知らせをする予定ではありますが、周知の母体をなるべく増やし、住民の皆さんに情報が行き届くよう努めたいというふうに考えているところでございます。

そして、回収方法につきましては、汚物をトイレに流していただいてから、燃えるごみの日に透明または半透明の袋に入れて、燃えるごみの集積場所に出していただきたいと考えております。また、紙おむつのほか、紙パンツ、尿取りパット、汚物を拭き取ったペーパーも同様に回収可能としたいと考えているところでございます。ただし、あくまでも、子育てや介護をされている方の負担軽減措置であることから、ペット用のおむつは対象外とさせていただきます。

以上です。

○議長（牧浦秀俊） 東議員。

○5番（東 初子） よく分かりました。実現に向けてしっかりとお取り組みいただいておりますこと、感謝申し上げます。3月中にはお知らせが皆様のところへ届くということで、理解できました。

以上で、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（牧浦秀俊） 東議員。

○5番（東 初子） 社会貢献の一助となるプルタブ回収やエコキャップ収集運動についてなんですけれども、本町のリサイクル、リデュース、リユースの活動の推進、資源の有効活用など、よりよき生活環境づくりへのお取組の現状をお伺いします。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） まず、現在のプルタブ回収についてでございます。これはアルミ缶につけたまま回収し、リサイクルされておりますが、今後も引き続き同様の回収と考えております。その理由といたしましては、現在のプルタブはステイオンタブといいまして、タブを開けても缶から離れない仕様となっております、無理に外すことでけがのおそれがあるからでございます。また、プルタブを車椅子に交換することにつきましては、当町では、ふるさと納税を活用して購入しているなど、全部で13台ございまして、一定の台数を確保できていると考えております。

次に、ペットボトルのキャップについてでございますが、現在、プラスチック製容器包装

として回収をさせていただいております。今後、山部県北西部広域環境衛生組合の稼働後におきましても、施設に別途、ペットボトルキャップの仕分レーンができる仕様になっておらず、現状といたしましては、今後もプラスチック製容器包装として、リサイクルされることになるということでございます。

○議長（牧浦秀俊） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。プルタブの回収は、今役場の入り口とかで回収されていると思うんですけども、引き続き回収は行われるということでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 役場のところにあるプルタブ回収につきましては、ボランティア団体、インフォメーション上牧が実施されておるところでございますので、これを別に否定するわけでもございませんので、引き続き、実施していただくものかと考えておるところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 東議員。

○5番（東 初子） それで、やはりプルタブを取るのが危険だということで、その回収は町としては行わないということですね。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 町としては行いません。

○議長（牧浦秀俊） 東議員。

○5番（東 初子） 理解できました。そして、エコキャップは、私たちもちなみに直近では、7月23日に80キロを氏原議員が届けてくれたんです。今回は80キロでしたので、発展途上国の子ども40人分のポリオワクチンが送られるということを知っております。ですから、また、その取組等も町のほうでもお願いしたいというふうに思っておりますが。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 今の件でございますが、当然、ワクチン支援などの社会貢献にもつながることから、現在、先立って実施されております、今言われましたボランティアグループの上牧ピースネットからいろいろ助言を頂きながら、本町としても、実現に向けて、今後、前向きに検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 東議員。

○5番（東 初子） 前向きに検討していただけるようによろしく願いいたします。

それでは、次に地域や学校でも取り組む事ができればということで、質問させていただき

ます。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、ペットボトルキャップの回収に関する学校における取組について説明をさせていただきます。町内小・中学校では、10年ほど前に、ペットボトルキャップの回収活動をPTAまたは生徒会が主体となって取り組んでいたという経緯がございます。しかしながら、当該キャップの洗浄作業等の負担、回収業者、近隣の回収ステーションの減少など、エコキャップの取組を取り巻く状況が変化しておりまして、現在では児童、生徒を対象とした回収活動は行われてはならず、一部の学校において、職員室に回収ボックスを設置し、教職員の方々のみで集めていただいているという状況となっているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 東議員。

○5番（東 初子） 現在は、一部の学校で教職員の方のみで集めていただいているという形でございますね。そのことを理解いたしました。

日常生活の中で普通に利用されているペットボトルのキャップを一般のごみに混ぜてしまうと、焼却処分され、CO₂、二酸化炭素の発生源となります。また、埋め立てて処分されると土壌汚染し、地球環境を破壊することにもなります。キャップを分別回収することで、再資源化を促進し、CO₂、二酸化炭素の発生抑制になるばかりではなく、医療の行き届かない途上国の子どもたちを助けることができますので、ペットボトルキャップの回収に関する学校における今後のお取組についてのお考えを伺います。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 学校で回収をさせていただいた際の、回収したペットボトルの引渡し、それに付随する教職員の作業の負担軽減を視野に、庁内関係各課と連携、協働の下、その在り方について模索していきたいと考えているところでございます。現時点において想定をしております取組の方法といたしましては、各学校の児童、生徒が日々使っております昇降口に回収ボックスを設置し、一定量が集まったときの回収につきましては、役場リサイクル担当部署の協力を得るなど、適切な回収に当たっていききたいというふうに考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 東議員。

○5番（東 初子） 前向きにお考えいただきありがとうございます。いろいろと大変なことも多いとは思いますが、また、関係のほうでお取り組みいただけるのかというのを、

ちょっとお伺いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 先ほども申しましたように、今後、実現に向けて前向きに検討していくという中で、当然、学校の回収も当然含まれてきますので、今後、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

○議長（牧浦秀俊） 東議員。

○5番（東 初子） ありがとうございます。そういう方向で調整していただけたらと思います。

そしたら、各学校におけるエコキャップ運動については、子どもたちのリサイクルに関する認識や社会貢献意識を高めることにつながるものであると、考えに対する教育委員会としての見解についてお伺いさせていただきます。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、議員お述べのごとく、各学校におけるエコキャップ運動の取組につきましても、児童、生徒のいわゆるリサイクルに関する認識や社会貢献意識を高めることも期待できることから、早期の実現を目指し、先ほど担当部長からもありましたとおり、前向きに取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 東議員。

○5番（東 初子） 早期の実施を目指して取り組んでいただけるというご答弁いただきました。ぜひ、前向きにお取り組みいただきますよう、早期の実施に向けて、よろしく願いいたします。

以上で、この質問を終わらせていただきます。

○議長（牧浦秀俊） 東議員。

○5番（東 初子） それでは、まず初めに、本町におけるスポーツ振興に資する補助制度、予選を勝ち抜くなどして、全国大会への出場に際しての補助の現状についてお伺いします。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 議員ご質問の本町におけるスポーツ振興に資する補助制度として、全国大会規模のスポーツ競技会への出場に際しましての補助の現状について回答をさせていただきます。町民の方が個人または団体として各種スポーツ大会の全国大会等に参加される場合におきましては、町としての激励の意味を込めまして、上牧町スポーツ大会参加補助金交付内規に基づき、補助金を交付させていただいているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。町としての激励の意味を込めていただいて、上牧町スポーツ大会参加補助金交付内規に基づいて補助金を交付していただいているということでございます。上牧町のスポーツ大会、参加補助金交付内規に規定する補助の対象者、それと金額についてお伺いします。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） まず、補助の対象につきましては、町内に住所を有する小学生、中学生、高校生、スポーツクラブ、スポーツ少年団登録者、中学校の部活に所属している生徒が全国レベルの各種競技大会に出場する場合において、当該、該当者からの申請に基づき交付をさせていただいているところでございます。補助の金額につきましては、個人出場の場合、小学校にあつては1万円、中学生以上にあつては1人1万5,000円。4名以上の団体出場の場合にあつては5万円と設定をしているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。補助金の額につきましては、個人出場の場合が小学生が1万円、中学生以上、大人も含むは1万5,000円、4名以上による団体出場の場合にあつては5万円というふうにお伺いしました。この現行の補助制度におきまして、個人出場の場合と団体出場の場合において、補助金額にちょっと不均衡が生じるといったお声もあるんですけども、そのことに関する教育委員会の見解についてお伺いします。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 当該補助制度におきましては、議員ご指摘のとおり、個人出場の場合の補助金額と団体出場の場合の、いわゆる1人当たりの補助金の金額において不均衡が生じているものは、指摘のとおりであるというふうに認識をしております。現行の補助制度において、例えば団体出場の人数が4名であった場合については、1人当たり1万2,500円、極端な話ではございますが、10名の出場であった場合については、1人の単価が5,000円となってしまいます。このことを受けまして、当該団体出場に際しての補助金額の在り方について検討をさせていただいておきまして、基本的には、個人の出場、それぞれ小学校、中学校の区分はあるんですが、それに団体で正規に出場される人数、正規の選手もおりますし、補欠的な選手も含めての話でございますが、その人数を掛けた額とするというような形での変更を考えているところでございまして、この部分については、速やかな対応が必要であるという認識をしているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。速やかなご対応ということで、同じ運動するのに団体も個人も、団体だから、ちょっと金額が低いというのはやっぱり不公平感があるのではというお声にお答えいただいて、喜ばれると思います。物価高騰の折でもございますので、この補助金単価の改正についてのお考えの有無について伺わせていただきます。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 当該補助金の額につきましては、先ほど説明をさせていただきました内規を制定させていただいた平成10年度には、個人の場合、小学生が5,000円、中学生以上が1万円、団体の場合にあっては3万円としておりましたが、平成27年度からは、当該金額の変更をしております、現行の小学生1万円、中学生以上1万5,000円、団体出場の場合5万円としているところでございます。

また、平成27年度の改正から10年程度が経過をしております、当然、全国大会等出場に際しての宿泊や交通費等、諸物価が高騰しているという状況も考え合わせまして、近隣の町の状況なども考え合わせながら、当該補助金額についても、併せて検討をしていく必要があるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 東議員。

○5番（東 初子） ありがとうございます。現状のものが10年経過しているということで、本当に現在の諸物価の高騰からしますと、もう少し補助してあげたほうがという思いはあります。そこからもう本当に全国大会に出るって。なかなかまれなこと、皆さん頑張って本当に出られますので、その出場に際しての補助金交付の意義についての見解を伺います。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 町民の方々が全国大会への出場に際して、町として補助金を交付することで、当該出場者の方及び、波及効果として、日々スポーツに親しんでおられる方々の励みになり、ひいては本町における各種スポーツ人口の増加や、スポーツ振興を図る上においても有益なものであると認識をしているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 東議員。

○5番（東 初子） 本当に励みになると思います。また、スポーツをされる人口も増加していく方向になるのではないかなというふうに思います。

次に、文化活動を応援する意義からも、今まではスポーツのことを伺いましたけれども、文化的活動における功労に係る補助制度、例えばシルバーの方とかいろいろな方、小学生、

中学生もそうですけれども、絵を描かれたとか書道されたとかで、県だとか、全国だとかというところも頑張っておられることもあるかと思えますけれども、そこに係る補助制度についてのお取組のお考えを伺います。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 議員お述べのごとく、現状、文化的な活動に際して、スポーツ大会の全国大会に際しての補助のような制度は、現在はございません。ただ、本町主催の文化教室や文化協会主催の文化クラブ等において、日々、その活動に励んでおられる方々もいらっしゃいますし、そのような方々が、全国レベルの発表会やコンクール等において表彰された場合におきましては、町としてのお祝い、もしくは当該功労に報いる何らかの方策を検討することは、本町の文化振興行政を推し進める上において有益なものであると認識をしております。以上のことから、その方策につきましても、また、担当をします文化振興課のほうで十分な熟慮、検討を重ねていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。全国レベルの発表会やコンクールにおいて表彰された場合などにおきましては、町としてのお祝い、もしくは功労に報い、何らかの方策を検討していただけるということの意識でさせていただきます。ありがとうございます。

そして、さきに申し上げましたとおり、少子高齢化の時代、スポーツや文化的活動は毎日を力強く生きていくための活力につながるものと思います。ぜひ前向きに、今おっしゃったとおりご検討いただき、住民の皆様の後押しをぜひ行っていただけますようご期待申し上げまして、私、東 初子の一般質問を終わらせていただきます。丁寧なご答弁、感謝申し上げます。

○議長（牧浦秀俊） 以上で、5番、東議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○議長（牧浦秀俊） 本日はこれで散会いたします。どうも皆様、ご苦勞さまでした。

散会 午後 3時03分

令和6年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和6年12月13日（金）午前10時開議

第 1 一般質問について

9番 石丸典子

6番 上村哲也

10番 康村昌史

2番 氏原賢一

8番 竹之内 剛

11番 木内利雄

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	服部 公英	2番	氏原 賢一
3番	竹中 亮造	4番	安中 和
5番	東 初子	6番	上村 哲也
7番	遠山 健太郎	8番	竹之内 剛
9番	石丸 典子	10番	康村 昌史
11番	木内 利雄	12番	牧浦 秀俊

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中 富夫	副町長	阪本 正人
教育長	松浦 教雄	総務部長	中川 恵友
都市環境部長	吉川 昭仁	住民生活部長	山下 純司
健康福祉部長	寺口 万佐代	教育部長	松井 良明
総務部理事	高木 真之	総務課長	丸橋 秀行
企画財政課長	中本 義雄	まちづくり推進課長	細川 夏人
建設環境課長	武安 康至	住民保険課長	和田 暁
税務課長	山本 敏光	福祉課長	俵本 大輔
教育総務課長	辻村 純	社会教育課長	吉川 信一郎

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	金崎 恭彦	書記	森本 香寿美
書記	横田 大樹	書記	林 大貴

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（牧浦秀俊） 皆様、おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（牧浦秀俊） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（牧浦秀俊） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇石丸典子

○議長（牧浦秀俊） それでは、9番、石丸議員の発言を許します。

石丸議員。

（9番 石丸典子 登壇）

○9番（石丸典子） 皆さん、おはようございます。9番、日本共産党の石丸典子です。議長より発言の許可を頂きましたので、ただいまより一般質問の通告書の内容に従って行わせていただきます。

早速中身に入らせていただきます。今回、私の質問は3項目です。1つ目、健康保険証新規発行廃止への対応について、2つ目、上牧第二中学校校舎の活用について、3つ目、非核・

平和都市宣言のまち推進事業に関してです。

まず、1点目ですけれども、9月議会に続いての質問です。保険証新規発行が12月2日から停止とされました。12月初めのNHKによる電話アンケートでは、マイナ保険証のことがよく分からないとの回答が3割あると報道がありました。また、1枚のカードに本人確認証明や保険証機能など追加したものを持ち歩くことに不安感を持つ人が、今、大変多いのが現実です。現在の保険証に代わるものが発行とはなりませんけれども、今までどおりの健康保険証を発行してほしいと思う方が大変多く、8割にも及んでいるところです。

そこで、次の項目についてお伺いいたします。

まず、①国民健康保険と後期高齢者医療保険のそれぞれの被保険者数とマイナ保険証取得者数についてお伺いいたします。

②12月2日から2025年7月31日までに70歳、75歳になる被保険者数と対応についてお伺いいたします。

③保険税滞納者への対応をお伺いいたします。9月議会で質問時には、短期保険証は廃止されるとの回答でしたが、対応をお伺いいたします。

④10月下旬から可能となりましたマイナ保険証解除の手続についてお伺いいたします。

次、大きな2番、上牧第二中学校校舎の活用について。令和8年度開校予定で、現在、新上牧中学校が建設されています。廃校となる第二中学校の活用はどのように検討されるのかを伺います。

3つ目、非核・平和都市宣言のまち推進事業に関してです。2024年は、世界に被爆体験を伝えてきた日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞しました。12月10日ノルウェーのオスロで開かれた授賞式での被団協の田中熙巳さんの演説は、核兵器の保有と使うことを前提とする核抑止論ではなく、核兵器は一発たりとも持つてはいけないというのが原爆被害者の心からの願いです。人類が核兵器で自滅することのないように、核兵器も戦争もない世界を求めて共に頑張りましょうと演説を締めくくられ、感動的でした。また、2025年は被爆80年の年です。上牧町が毎年開催されている平和祈念事業の来年の計画をお伺いします。

以上の内容です。再質問につきましては、質問者席から行わせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） それでは、順次、答弁のほどよろしくお伺いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） それでは、1つ目のご質問でございます。

まず、国民健康保険につきましては、令和6年10月末時点ではございますが、被保険者数4,289人、マイナ保険証登録者数につきましては、2,719人となっております。

次に、後期高齢者医療保険につきましては、令和6年9月末時点ではございますが、被保険者数4,298人、マイナ保険証登録者数2,629人となっております。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） ありがとうございます。それぞれ対応は、現在のところ、どのようにされていますか。今のところ、まだですか。

○議長（牧浦秀俊） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 対応というのはどういった対応のことをお聞きでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） マイナ保険証になっていない方については、資格確認書が送られるという理解をしているところなんですけれども、今後そのような対応が行われるという理解でよろしいですね。

○議長（牧浦秀俊） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 先ほど石丸議員、壇上で言うていただきました短期証と資格証明書の発行は廃止となりました。保険証も廃止となりましたので、今後はマイナ保険証を登録されていない方につきましては、資格確認書を発送させていただくことになります。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 国民健康保険、後期高齢者医療保険、それぞれ、大体60%ぐらいの方がマイナ保険証にされているということですね。

では、引き続いて2番目の70歳、75歳に途中でなる方についての対応をお願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） それでは、2つ目のご質問でございます。

国民健康保険加入者で12月2日から2025年7月31日までに70歳になられる方の人数は、135人、75歳になられる方の人数は233人となっております。対応につきましては、上牧町では既に国民健康保険被保険者証と高齢受給者証の一体化を済ませておりますので、12月2日以降の対応につきましては、マイナンバーカードをお持ちでない方、また、マイナンバーカードを持っているが、保険とひもづけをしていない方につきましては、70歳の誕生月に負担割合の入った資格確認書を、マイナ保険証をお持ちの方につきましては、資格情報のお知らせを

お送りさせていただきます。また、75歳になられる方につきましては、令和7年7月31日までの期間は暫定的な措置ではありますが、全対象者に後期高齢者医療保険の資格確認書を75歳の誕生日までにお送りさせていただきます。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） ありがとうございます。それぞれ70歳、75歳ということで、70歳は負担割合が一部変わってくるということで、高齢受給者証というのが入っていたので、その関係だと思えます。70歳の方については、誕生月に、マイナ保険証でない方については資格確認書が郵送される、75歳の後期高齢者の方については、全員に送られるということですね。マイナ保険証のあるなしにかかわらず、全員に資格確認書が送られるというふうな説明だったかと思いますが、それでよろしいですか。

○議長（牧浦秀俊） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 7年の7月31日までの暫定的な措置ではございますが、全対象者に資格確認書を発送いたします。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 特に高齢者については、手続等で遅れたりすることのないようにということで、暫定的にということではありますけれども、資格確認書が発行されるということですね。これ、今後もずっとこの形でされるよう、本当に希望するところですが、取りあえずこれ、今のところこういう形ということでお伺いしておきます。

では、続いて、短期保険証廃止に伴う保険税滞納者への対応、上牧町はどのような対応をされましたか。

○議長（牧浦秀俊） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） それでは、3つ目のご質問でございます。滞納者への対応ということでございますが、特別療養費の支給を含め、滞納者に対する措置の取扱いにつきましては、国の方針にのっとりまして、上牧町国民健康保険における特別療養費の支給等に係る取扱い要綱に基づいて事務処理を実施していきたいと考えております。保険税を滞納している方に対する特別療養費の支給につきましては、保険税の納期限から1年を経過するまでの間に、保険税の納付に資する取組を行ったにもかかわらず、長期滞納者、原則1年以上保険税を納付しない方には、療養の給付等に代えて特別療養費を支給することとしております。保険税の納付に資する取組といたしましては、従来の督促、催促の滞納整理業務に加えまして、新たに滞納者と接触を図るための3つの項目が加わりました。

まず、1項目めにつきましては、納付勧奨通知の送付となります。滞納されている方に対して保険税の納付勧奨を促すための通知でございます。滞納されている方と定期的な接触を確保する観点から、おおむね3か月に1回程度の頻度で通知を行うものでございます。

2項目めは、個別に電話による納付催促や自宅へ出向いての納付催促を行うものでございます。

3項目めにつきましては、電話、窓口等における納付相談機会の設定でございます。滞納者と滞納解消に向けた納付相談の機会を設けることで納付の勧奨を促し、早期に滞納額解消に向けた納付指導をさせていただくものでございます。この納付相談の時点におきまして、災害その他の特別の事情の有無を確認するとともに、保険税の減免や徴収猶予の制度を周知するほか、分納納付等によるより計画的に納付税を納めることで、滞納者の方が保険税を納付できるように相談をさせていただきます。この取組を実施したにもかかわらず、原則1年を経過するまでの間に保険税を納付されない方に対しては、弁明の機会の付与の通知を送付させていただき、自身の滞納について弁明できる弁明書を提出していただきます。弁明書が期限までに提出されない場合、または弁明によっても予定されている処分が正当であると認められる場合につきましては、特別療養費の事前通知を行うこととしております。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 詳しく説明いただきましたけれども、そういう文書があれば、また後ほど頂きたいと思いますが、要は、特別療養費扱いというのは、保険扱いではなく、10割負担ということで、一旦建て替えをするということだと思えます。それで、9月議会でお聞きした数では、令和5年では短期保険証が109件発行していて、令和6年は141件ということなんですけれども、上牧町が発行する広報12月号では、令和6年12月2日から現行の保険証は発行されなくなりますという記事で、10ページのところで、短期保険証の廃止というところが設けられているんですけれども、該当の可能性のある方には事前通知をしますというふうになっているんですけれども、要は、いろいろ督促なり面談なりされても、支払いがなかったり、面談がない方に対する最後のところという理解でよろしいですね。上牧町は特別療養費扱いをすぐするのではないということだと思えますけれども、これまではこういうことはありましたか。

○議長（牧浦秀俊） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 今までというか、前回でしたら資格証明書という形で10割負担というのがございますけども、前回もご回答させていただいたように、そういうのはなかつ

たということでございます。今回、特別医療費支給になるまでに、1年ぐらいかけまして納付相談等、いろんな取組をさせていただきまして、できる限り納付いただくような形でさせていただこうと考えております。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） これまで、資格証というのは上牧町では発行されていないというのが、ここ数年、ずっとお聞きをしておりましたので、理解しております。それで、特別療養費扱いというのは、特に18歳以下の子どもさんに対しては、こういう扱いではなく、資格確認書の発行をすべきだと思いますけれども、その観点はいかがですか。

○議長（牧浦秀俊） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 今、議員言われたように、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者に対しましては適用されないということで、特別療養費の支給とはならないということで、適用除外ということでございます。

また、原爆一般疾病医療費の支給を受けられている被保険者につきましても、同様に、特別療養費とならないということではございます。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 分かりました。18歳以下の子どもさんのあるところには、もし滞納があっても資格確認書の発行がされるということですね。

○議長（牧浦秀俊） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 資格確認書の中に特別療養費という文言が入っているか入っていないかということでございますが、18歳未満の方につきましては、特別療養費という言葉は入れない、普通の一年証と同じ資格確認書ということでございます。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 分かりました。理解いたしました。ありがとうございます。

それでは、最後のマイナ保険証解除の手続きができるというふうにされておりますけれども、この扱い、手続きについてお願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 4番目でございます。マイナ保険証の解除申請につきましては、令和6年10月28日から受付が始まっております。町ホームページの申請書ダウンロードのページに解除用の申請用紙も掲載させております。また、現時点では、国民健康保険3件、後期高齢者医療保険3件の解除申請の届出がございます。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） マイナ保険証にしたけれども、資格確認書という形で保険証が完全になくなるのではないのであったら解除したいというふうなご希望の方も確かにあります。特に高齢の方など、持ち歩くのが大変であったり、また、介護施設などでの扱い等もありますので、その辺で解除ができるということなんですけれども、手続に日数がかかるというふうにも一部で言われておりますけれども、上牧町においては、手続、どのぐらいで終了しますか。

○議長（牧浦秀俊） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 先ほど議員言われましたように、12月2日までは出務都合上日数がかかったわけなんですけれども、12月2日以降、すぐに適用されることになります。

○議長（牧浦秀俊） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 窓口で申請を受けまして、すぐにシステムには登録させていたれているのですけれども、1か月程度、連携のほうがかかる場合がございますということです。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） これは、国民健康保険、後期高齢者とも町の窓口でできますか。

○議長（牧浦秀俊） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） どちらも住民保険課の窓口でできます。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） それで分かりました。ありがとうございます。

それで、現在はマイナ保険証と今、国民健康保険、後期高齢者とも来年の7月31日までが有効期限ですので、それまでは今の保険証が使えると。マイナ保険証に切り替えておられる方はマイナ保険証で使えるという、言ったら二本立てみたいになっています。今後もマイナ保険証になっていない方については、資格確認書が発行されるわけなんですけれども、当面の間は、上牧町では職権で申請なしに資格確認書を発行しますということなんですけれども、これは将来的にも上牧町の職務権限で発行していくということは可能ですか。要は、今の保険証の代わりとなるものでずっと使いたい方は資格確認書で医療を受ける、マイナ保険証に切り替えてそれで使いたい方はそれで保険証として使うという、二本立てにしてはどうかという声もありまして、特に全国の保険医団体連合会等は、このような要望もされております。二本立てでしていけば、それぞれの不安な部分も解消されるのではないかということなんですけれども、上牧町としての対応はいかがですか。

○議長（牧浦秀俊） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 当面の間は、上牧町としても資格確認書、こちらから申請なしに発行させていただくのは変わりございません。あとは、上牧町としてどうかということでございますが、国の基準を問いまして、事務処理をさせていただきたいというふうには考えております。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 上牧町の国民健康保険の保険者というのは上牧町ですね。保険証を発行したり、療養の給付ということで、保険に基づいた医療を受けてもらうための給付費を払うというのが保険者の役割となっています。本来なら町で決められることだと思いますけれども、その辺のところも今後、しっかり取り組んでいただきたいところですが、当分の間は、今のところは資格確認書を発行することで、これまでどおりの保険医療、健康保険でお医者さんにかかれるということで、保障しますということですが、今後もまた、この問題につきましては取り上げさせていただきます。今日はこの辺で結構でございます。ありがとうございました。

1つすみません。12月2日に担当の窓口等に何か問合せ等ありましたか。保険証がなくなってしまうというふうな誤解をされている方も一部あったりとかありましたけれども、何か混乱等はありませんでしたか。

○議長（牧浦秀俊） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 12月2日とは関係なしに、その以前から、少しは問合せ等ありましたけれども、混雑するほどの件数ではございませんでした。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 広報もいろいろしていただいていますけど、なかなか目に届いていない、ちょっと難しい部分もありまして、分かりづらいというのがありますので、また、広報もしっかりしていただきますようお願いいたします。

結構です。ありがとうございました。

では、次の項目をお願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、2つ目のご質問でございます。統合後の上牧第二中学校の活用構想及び方針について、まず回答をさせていただきます。令和8年度以降、統合後の上牧第二中学校の利活用につきましては、その全容が現時点において確定しているわけでは

ございませんが、現時点におきましては、防災施設としての活用に加え、社会教育としての生涯学習及び子どもたちを含めた幅広い世代が利用できるスポーツ施設並びに地域コミュニティ創出の場といった総合的かつ複合的な施設として利活用することを基本とし、このことについては町長からも示させていただいておりますとおり、その方向で今後、継続的に検討を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

なお、統合後の上牧第二中学校の利活用に係る検討に際しましては、当該検討の過程、いわゆる政策形成過程における検討内容に係る情報の共有など、町民のご要望、ご意見を反映させることも必要であると認識しているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） ありがとうございます。この関連の質問は、9月に上村議員も質問されていたということで、私も改めて広報の記事をめくったところで、少し重なるところもあります。

それで、今言っていたように、主に社会教育施設、社会体育施設、防災関係で使いたいということなんですけれども、これはまだ決定ではありませんよね。廃校となる上牧第二中学校を転用するというので、11月改訂の個別施設計画の28ページ、29ページでもこの内容で書かれています。それで、ほぼ校舎は残ります。解体されるのはプールと6号棟ということで部活の部室、それと8号棟ということで、プールに附属する部屋が除却されるということで、これらについては、令和7年、令和8年の事業で、新中学校建設と同時にこの部分も解体されるということで、同時に進められると思います。後の校舎をどうするかについては、現在はまだ中学生が1年校舎を使われるわけなんですけれども、今後の活用については、社会体育、防災倉庫等に転用というのは町の計画なんですけれども、もう少し、町民の提案とか意見の反映が先になされるべきではないかと思います。私は、活用はどのように検討されるのかということで、今回お聞きしているんですけれども、ほかにもまた民間の参入もあるかも分かりません。また、昨日も町立保育園と幼稚園の統合で認定こども園の話も出てきておりますけれども、認定こども園、将来的には必要な施設であると。そしたら、第二中学校の跡地が認定こども園に転用、一部活用することはできないのかどうかということも、当然上がってくると思います。第二中学校が丘の上ということで、立地条件からすると、利用がなかなか難しいということも確かに考えられます。防災訓練の時も、私、今年参加させていただいたんですけれども、ここまで上がってくるのが大変でしたという方もおられました。歩いて第二中学校に来られたということもありましたけれども、全体をやはり広く、町民の施

設でありますから、提案とか意見の反映をしていただく期間を十分取っていただきたいというのが私の今回の質問の趣旨です。

ちなみに、改修の費用は当然かかってくると思いますけれども、先日、中長期財政計画の見直しで経常収支比率が出されました。令和7年度で98.6、令和12年度が最高で99.4、令和13年度が99.3ということで、このあたりが今の段階で一番高くなってきますので、大規模な改修等、本当にできるのかどうかということもあります。財源と場所、それが大きく関わってくると思いますけれども、まず、町で一定の方向を出される前に、町民の提案、意見の反映をしていただきますようお願いしたいところですが、その点はいかがですか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、議員お述べのごとく、転用に関わる部分については、そのまま転用ということはできないと思っております。その部分については、一定の財源等が必要になってまいります。補助金であったり助成金であったり、まだ優位な地方債等を模索、検討させていただきながら、当初の財政状況を勘案をしながら進めることが必要であるという認識をしているところでございます。

また、先ほどお述べの民間活力、民間のノウハウ、スキルを活用するということも併せて検討していく必要があると思っております。このことについては、広く町民の方々のニーズ、要望等を十分に反映させるという方向で検討しておりますので、その部分の、先ほど回答もさせていただきましたとおり、転用の在り方についての、いわゆる政策を形成する過程においても、情報の提供をさせていただきながら、住民の皆様方と共に検討していくというスタンスで進んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 分かりました。提案するにもまず、計画の素案というか、町の考え方というのが一番要だと思いますので、大変だと思いますけれども、全町の考えで、皆さんで力を出し合って活用できるような方策を、まず考えていただきたいと思います。また、議会のほうにも何か進展等ありましたら報告をお願いしておきます。よろしく願いいたします。

この件は結構です。ありがとうございます。

では最後の項目、お願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 総務部理事。

○総務部理事（高木真之） ご質問でございますけれども、来年度における平和祈念事業の計画はとのことでございます。これまで平和祈念事業、資料展におきましては17回、そして朗

読劇におきましては3回開催してまいりました。年々、来場していただく方も増えております。アンケートなどから、引き続き、命の貴さ、大切さを訴えてほしい、続けてやってほしいというようなアンケートも多数寄せられておりますので、来年度の開催につきましては、ただいま検討いたしております。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 毎年大変ご苦労さまです。仕事が終わってからの朗読劇の準備、練習等もされているということは重々承知しております。本当にご苦労いただいております。ありがとうございます。

それで、ノーベル平和賞受賞、また、来年が被爆80年の年ということで、テーマについて、原爆のテーマはいかがなものでしょうかということ、ちょっとお伺いしたいところですが、その辺は、検討は何かおありですか。

○議長（牧浦秀俊） 総務部理事。

○総務部理事（高木真之） このたびのノーベル平和賞の授賞式が開かれるオスロに向けて、現地で平和出前授業をされるという、この国の高校生の平和大使4人が派遣をされました。その中で長崎県のある高校生が、この受賞理由についてのコメントを求められた中で、この平和賞はゴールではなく、被爆者たちの活動をこれからどう受け継いでいくかというスタートであるというコメントが寄せられたわけでございます。そのコメントを聞きまして、私も感服したわけでございますけれども、平和の大切さというのも含めて、そして命の大切さというのを含めて、もともとこの企画をしている内容、コンセプトでございますので、広島、長崎のことも含めて検討していきたいと思っておりますのでございます。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 期待するところです。本当に若い人にこのことを知ってもらって、平和が大切ということを広げるのがこれからの仕事だと思っておりますので、十分、また、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（牧浦秀俊） 以上で、9番、石丸議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時50分

○議長（牧浦秀俊） それでは再開いたします。



◇上村哲也

○議長（牧浦秀俊） 次に、6番、上村議員の発言を許します。

上村議員。

（6番 上村哲也 登壇）

○6番（上村哲也） 改めましておはようございます。6番、上村です。議長に発言の許可を頂きましたので、通告書に基づき一般質問を行わせていただきます。

私の今回の一般質問は大きく2項目です。まず1つ目、多くの住民が町に関心を持ってもらうためには、2つ目、町内の空き地利用についてです。

1つ目の質問の要旨ですが、昨年12月の一般質問で、愛知県半田市のマイレポはんだというスマートフォンの無料アプリを利用して、道路の陥没や施設の破損など、身近な問題を手軽に解決する先進的な取組について質問させていただきました。そのときの答弁では、前向きに検討していただけるとのお話でしたが、この取組は住民にとっても行政にとっても非常に画期的で便利だと思います。その後のお考え、また進捗状況などいかがなものでしょうか。

2つ目の質問の要旨です。

①本町の空き地及び利用されていない公園またはゲートボール場など、何か所ぐらいあるのか。

②町内の飼い犬の登録件数は何件あるか。

③空き地を整備して、愛犬を自由に走らせられるドックランなど、人も愛犬も憩えるスペースを検討されてはどうかの3項目です。

再質問は質問者席で行います。

○議長（牧浦秀俊） 上村議員。

○6番（上村哲也） それでは、1つ目のマイレポはんだの進捗状況について、よろしく願いします。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） ご質問にお答えさせていただきます。

まず、令和5年の12月の第4回の定例会の一般質問におきまして、議員より質問いただいたときには、住民の皆様が町の身近な問題に関心を持ってもらえるメリットがある反面、このサービスを導入し、住民の皆様から多種多様な意見投稿がなされた結果、迅速に対応ができない案件や案件多数により通常業務に支障を来すおそれがあるなどの課題があることが予想されます。そのため、当町といたしましても、他市町村の先進的な取組や課題解決を研究しながらサービス導入を検討していきたいと考えております。

また、インターネット上で都市計画図や航空写真等確認できる上牧町地図情報システムのオプション機能として活用検討すると回答させていただきました。しかしながら、多額の初期導入費及びランニングコストがかかることから、この地図情報システムを活用することは難しいと。町としては判断しました。ですが、令和6年7月より、町はL o G oホームというオンライン申請に係るシステムを導入しております。この申込み予約や住民アンケート等、行政における様々な紙での業務手続についてオンライン化することを目的としているシステムでございます。今後は、L o G oホームを活用し、運用に向けて検討を進めていきたいと考えております。

○議長（牧浦秀俊） 上村議員。

○6番（上村哲也） そのL o G oホームというのは、僕がマイレポはんだで研修会してもうたそういう機能というんか、住民が写真を送ったり、また、それを投稿、結果、ビフォーアフターみたいな、そういうのは住民が見れるアプリですか。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） おおむね同じ内容で対応できるというふうに確認しております。

○議長（牧浦秀俊） 上村議員。

○6番（上村哲也） 大変すばらしいことやと思います。もっと、1人でも多くの住民がその活用をすると、町も活気づいて、多分、災害時の職員も、まず、見に行つて戻つて対応という、まず、この行つてがなくなって、俊敏な動きもできると思います。

そこで、誹謗中傷とか迷惑メール等の削除とか、その辺についての対応はどういうお考えですか。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 先進地の半田市の中でも、いろいろそういうメリットデメリットがある中で、そういう迷惑的な部分のところについても、一応、ある1つの部署で担当で

受けられて、それを振り分けされておるといふふうなこともお聞きしております。ですので、先ほども私、申しましたように、業務が過多になるとかいうことで、通常業務に支障を来すとかいうところの部分もございますので、そういうところも総合的にいろいろ判断させてもらいながら、どういった形で運用していけばいいのかというところの話もあるかと思えます。今、そのL o G oホームにつきましても、近隣市町村で先進的にも導入されてやられとる市町村も伺っておりますので、そういうところも参考にさせてもらいながら、今後進めていきたいとは考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 上村議員。

○6番（上村哲也） ありがとうございます。これで、住民もまちづくりに参加できて、大変喜ばしいと思います。そこで、もう答弁は結構ですが、対策として、職員の今の業務、支障ないようにするには、僕なりの考えですが、任期付職員の方をその業務にいくくりにして、その任期付職員の方の知識と経験を生かして、そこで管理していただき、また、その手腕を発揮していただくと。例えばシルバーに振るとか、自分らで行こうとか、建設協会に振ってしまおうとかいう采配もしてもらったら、現職の職員さんの負担もちょっとは軽減されるんかなと思いますので、ご検討いただけたらと思います。

それでは、この質問はこれで結構です。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） それでは2つ目のご質問でございます。

まず、公園についてでございますが、都市公園が42か所、そして町管理公園が26か所の、合わせて68か所を町は管理しております、地域住民の交流や健康維持、子どもの遊び場の提供、災害時の避難場所などに利用されておまして、社会課題の解決に貢献している側面もあるため、利用頻度の多い少ないはございますが、使用されていない公園というのはないと考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 上村議員。

○6番（上村哲也） 公園は少なからずと変わらず、使用はされていると思うんですが、例えばゲートボール場、今ちょっと心当たりは、葛下川沿いの北上牧のゲートボールの公園、それと南上牧の地蔵峠の途中にある右手のゲートボール場なんかは、もう使用されている気配がないというか、例えばこの2か所はどんなものでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 一番最初に言われた葛下川沿いの部分、ゲートボール場の話な

んですけども、ゲートボール場とはいえ、あそこは公園として我々は位置づけて、管理させてもっておりますので、公園の一部ということで認識していただきたいと思います。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） それと南上牧の部分につきましては、現在使用はされていないというのは伺っておりますが、担当が我々ではないんですが、詳しい話はなかなか難しいんですけど、現状そういう状況であるということです。

○議長（牧浦秀俊） 上村議員。

○6番（上村哲也） それでは、2つ目の、町内の飼い犬の登録件数は何件ぐらいですか。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 登録件数についてですが、令和6年11月末現在で1,233頭の登録がございます。そして、上牧町では令和元年度が973頭、令和2年度が1,021頭、令和3年度が1,048頭、令和4年度が1,132頭、令和5年度が1,245頭となっております。コロナ禍の影響や令和5年4月からマイクロチップ制度がスタートして、登録に係る手続の簡素化等により、登録件数が増加しているものと考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 上村議員。

○6番（上村哲也） ちょっと教えてほしいんですけど、この登録件数というのは、例えば、死んでしまったり、おらんようになった件数はどう反映されますか。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 当然、人間と同じでございますので、亡くなれば抹消されるし、転入転出も当然そこに、数字として反映してくるということでございます。

○議長（牧浦秀俊） 上村議員。

○6番（上村哲也） 分かりました。それでは3つ目ですが、空き地や整備指定、愛犬のドッグランの使用、大きさで言うと難しいと思うんですが、このお考えはいかがでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） ドッグランなんですけども、まず、人も愛犬も憩えるスペースに空き地利用する提案については、住民のペットライフを豊かにする観点から大変意義深く考えておるところでございます。本町においても、ペットを飼う住民の増加に伴い、ペットと共に過ごせるスペースの確保は重要な課題の1つと認識しているところでございます。しかし、このような施設の整備には、慎重に検討すべき課題がございまして、底地の整備や、フェンスの設置などの施設の初期費用や排せつ物など、定期的な清掃の維持管理費用が発生

し、また、ペットの鳴き声や集団利用による騒音などが近隣住民とのトラブルを招くリスクもあり、利用者のモラル向上だけではなく、施設の管理体制を整備する必要があると考えているところでございます。

他の都道府県では、公共団体によるドッグランの設置事例もございますが、比較すると公園の規模もかなり大きく、近隣への影響が少ないと考えられるほか、犬同士のトラブル回避のため、小型犬と大型犬のゾーンを区別するなど、一定の広さを確保できる公園に設置されておるといふ現状でございます。

ドッグランの設置には様々な課題がございまして、それらを検討しながら、自治会等の意見も聴取し、近隣住民の方々とも合意形成を図っていく必要があると考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 上村議員。

○6番（上村哲也） このドッグランの整備については、昨年6月、東議員からも一般質問でなされた件ですが、東議員の場合は濁池、あそこも住宅が隣にあるけど、下やしいけるのではないかなと思うし、今先ほど言わせていただいた南上牧のゲートボール場なども、民家はあるって言うても結構離れているし、できひんかなとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 昨年の6月に東議員のほうから一般質問をしていただいて、回答させていただいたんですけども、濁池の場所につきましては、いいのかなとは思ったんですけど、あそこは県の特定保水地整備事業といいまして、貯留浸透施設というところで、洪水対策、大雨が降ったときには、池の水を一旦そこに貯留するという土地の形状になっておりますので、あまり似合わしくないのかなという判断もございまして、今、先ほど議員も申していただきましたとおり、近隣に住宅地もあるというところで、なかなかハードルが高いのかなというのは率直な感想でございます。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今、議員よりご提案いただきました場所につきましては、総務課について、維持管理等を行っておりますので、私のほうから回答させていただきます。

ドッグラン設置についての町の考え方につきましては、先ほど担当部長より回答させていただいたとおりということで考えております。ただ、ご提案いただいている場所につきましても、近くに民家があったりとか、隣接する道路が狭いというようなこと、また、駐車場の確保等も難しいという点などの課題がありますので、南上牧での場所についての設置は難

しいとは考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 上村議員。

○6番（上村哲也） 頼もしい答弁いただけないのはちょっと悲しいですが、無理って言い切らずに、例えば、少量でも、今、ほったらかしで草刈りだけの公園にするよりは、たとえ少人数でも憩えたらいいのかなということで、多少なりとも検討していただきたいと思うので、今後とも、断念するわけでもなく、検討の一案としていただけたらと思います。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 貴重なご意見というところで認識させていただいておりますので、また、今後もしろいろ広い意味で検討させていただきたいと思います。

○議長（牧浦秀俊） 上村議員。

○6番（上村哲也） よろしくお願いします。

それでは、これで、早いですけど、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（牧浦秀俊） 以上で、6番、上村議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時15分。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時15分

○議長（牧浦秀俊） それでは再開いたします。

◇ 康 村 昌 史

○議長（牧浦秀俊） 次に、10番、康村議員の発言を許します。

康村議員。

（10番 康村昌史 登壇）

○10番（康村昌史） 10番、自由民主党、自民党の康村昌史でございます。

議長の許可を得ましたので一般質問を行います、その前に少しお話ししたいことがございます。近所のごみ屋敷のことで悩んでいる住民から、ぜひ読んでいただきたいという新聞

記事です。日本経済新聞の夕刊、2024年11月14日木曜日の生活欄です。表題は「ごみ屋敷、精神的支援に軸足」、副題として「医師とも連携、包括的に対処」とございます。それでは、本文を読ませていただきます。

悪臭や害虫の発生などで周囲に大きな影響を与えるごみ屋敷、居住者の自己責任と思われてきたが、疾患や認知症などの問題が影響するケースも多いことが分かってきた。自治体は当事者に寄り添った精神的な支援に軸足を移している。ごみが壁のようになっていた、愛知県内に住む自営業の40代女性は、実父の家の状態を振り返る。2023年2月、父の入院を機に足を踏み入れると、服やティッシュ箱、缶などが室内にあふれていた。父は昔から物を全く捨てられない性格、家族が訪ねても中に入るのを嫌がられ、状況がつかめなかったという。事態に気づいた後は、夫と週2回、1年以上通い、8割ほど片づけた。衛生上の懸念や親戚の反発、近隣住民からの苦情もあり、結局は家の解体を決めた。自分も幼少期から20年ほど住んだ思い出があり、残せるなら残したかったと複雑な思いもある。環境省の調査によると、全国1,741自治体の38%が、22年度までの直近5年度で、ごみ屋敷事案を認知していると回答した。ごみ屋敷が形成される要因の1つに、生活への意欲を失い、無頓着になるセルフネグレクトがある。ほかにも身体的、精神的な障害や特性があっでごみが出せない例もある。認知症などにより判断能力が低下し、周りの環境を正しく認識できずに物をため込む場合もあり、事情は様々だ。ごみ屋敷は、その居住者だけの問題と捉えられやすいが、実情は異なる。東京都立中部総合精神保健福祉センターの菅原副所長は、高齢者単身世帯の増加などによる孤立や孤独などの問題も絡んでおり、ごみ屋敷は社会の縮図とも言えると話す。8月公表の総務省の報告書によると、181事例のごみ屋敷のうち、約3割は居住者に精神疾患やその疑いがあるという。菅原さんは、住環境の改善に加えて、支援に精神医学的な知見を入れる必要があると説く。当事者への精神的な支援を重視し、手厚く対応する自治体も出てきた。東京足立区は23年、ごみ屋敷対策のために精神科医を配置した。職員は月1回、悩みや課題を相談できて、実際の対応に生かせる。これまでの事例を分析したところ、問題が長期化している居住者の約6割に精神上の課題があることが分かった。ごみ屋敷対策係の小野田係長は、医療的な助言があると自信になり、現場としてとても助かると安堵感をにじませる。

まだまだ続くんですが、時間の関係で、ここで読み上げはやめておきますが、要点を述べてみます。2018年から22年度でのごみ屋敷事案の認知状況、認知している自治体は38%、ごみ屋敷には多様な問題が潜む。孤独、孤立、生活への意欲を失うセルフネグレクト、身体的、精神的な障害や特性、認知症などによる判断能力の低下、もし家族や近隣住民の家がごみ屋

敷になる気配があったら、トラブルになる可能性が高いので、個人間で解決しようとしなさい。
事実関係を記録し、整理した上で自治体に相談、家族に片づけられないなどの兆候があれば、
早いうちから専門家に助言を仰ぐ、日々の挨拶や定期的な連絡で孤立、孤独を防ぐ、以上で
ございます。

それでは、私の一般質問に入らせていただきます。私の一般質問の質問事項は2点から成
っております。質問事項1、近隣とのトラブルについて、2点目は上牧町小・中学校の教育
水準についてです。

近隣とのトラブルについての質問の要旨は、上牧町は、大阪のベッドタウンとして発展し
た町ですので、庭付きの戸建ての家が多く、最近建設された家も小さくても庭があります。
そのことにより、1、捨て猫、放し飼いの猫等によるふん尿被害、2、庭の樹木や雑草の手
入れ、掃除をしないため、樹木や雑草が茂り過ぎて、隣家に伸びたり、境界にある側溝の雨
水が流れない被害等があり、近隣住民が困っています。上牧町空き家等及び空き地の適切な
管理に関する条例がありますが、上牧町の対応について質問いたします。

2点目の上牧町小・中学校の教育水準について。質問の要旨は、今回の上牧町議会議員選
挙の私の目標として、学校の勉強だけで必要な教育水準が保てるよう、上牧町小・中学校の
教育内容の見直しを求めるとあります。

1、令和6年3月に卒業した小学生のうち、私立中学と公立中学に進学した人数を教えて
ください。

2、令和6年3月に卒業した中学生のうち、私立高校と公立高校に進学した人数を教えて
ください。

3点目が、上牧町小・中学校の教育水準向上について。

以上、質問いたします。

再質問は質問者席で行わせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 康村議員。

○10番（康村昌史） それでは、質問を行います。上牧町内における捨て猫、放し飼いの猫
等によるふん尿被害の地域や被害状況、件数等を分かる範囲でお話してください。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 猫のふん尿被害につきましては、捨て猫や野良猫によるふん尿
及び飼い猫が外に出てふん尿するなどが考えられます。捨て猫については、動物の愛護及び
管理に関する法律第44条の違反となり、1年以下の懲役または100万円以下の罰金となりま

すので、まずは遺棄しないことが大前提となります。当町では、広報で周知しているほか、町内の掲示板に遺棄防止のポスターを掲示させていただき、周知しているところがございます。捨て猫防止には、地域目で見張ることが大切であると考えております。

次に、飼い猫については、外に出している飼い主が存在していることが原因の1つに挙げられます。飼い猫は室内飼育が原則となりますので、家から出ないように配慮いただくことが必要となります。特に、不妊去勢手術をしていない猫、飼い猫が外に出ると、外にいる猫との間に子どもをつくり、ふん尿被害が数倍にもなりかねませんので、飼い猫であっても、不妊去勢手術を行っていただくことは大変有用なことなのかなと思っております。

なお、本町における今年度の相談件数は2件となります。プレステアーバン西大和と米山台地区でございます。いずれも餌やりで、このことに伴い、ふん尿被害も当然に起こっている状況であるということでございます。

○議長（牧浦秀俊） 康村議員。

○10番（康村昌史） 今年度は相談件数2件ということで、よく分かりました。そこで、先ほどの答弁で、飼い猫は室内飼育が原則となりますので、家から出ないように配慮いただくことが必要となりますとの説明ですが、法律等で規定されているのですか。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） まず、動物の愛護及び管理に関する法律に、動物の飼養者は命ある動物の所有者としての責任を十分に自覚し、その動物の習性等に応じて適正に飼養保管し、動物が人に迷惑を及ぼさないよう努めなければならないことが定められております。また、環境省が定めた家庭動物等の飼養及び保管に関する基準に、動物の所有者は、遵守事項として自ら飼養する動物が、公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等をふん尿等で汚さないよう努めることが定められております。さらに、交通事故や感染症、猫同士のけんかにより、尊い命を失うことのないよう、また、飼養している周辺環境が保全されるよう、猫の屋内飼育に努めることとされております。

○議長（牧浦秀俊） 康村議員。

○10番（康村昌史） この野良猫については、猫にしつけを行うこともできず、また、急に頭数を減らすこともできませんので、地域猫活動を行っていただくことが最も有効な手段となると考えています。今年度、広報紙で認知度を上げるために、度々掲載されております地域猫活動の説明をお願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 地域猫活動とは、今いる野良猫と上手に付き合いながら、その数を徐々に減らしていく方法として考案された活動で、地域住民を主体として、行政、ボランティアの三者協働で行うものでございます。上牧町には、野良猫の不妊去勢手術に尽力いただいているボランティアの方々が数名いらっしゃると伺っております。今日、上牧町で野良猫の数が減っているのは間違いなく、その方々のおかげであると認識しているところでございます。ただし、そのボランティアの方々に猫をお願いして、それで終わりというのでは根本的な解決にはなりませんので、野良猫がいる地域ごとに地域猫活動をする必要があると考えております。不妊去勢手術の徹底、餌やりの管理、ふんの後始末等が主な活動となりますが、まずは町に相談していただきたいと思っております。町は一緒に解決方法を探っていければと考えております。そして、地域猫活動を行いながら、野良猫の一代限りの命を全うするまで、地域で見守ってあげていただきたいと考えているところでございます。

そしてまた、上牧町では、野良猫の不妊去勢手術を助成する上牧町地域猫不妊手術費助成金の交付を平成27年4月より実施しております。

○議長（牧浦秀俊） 康村議員。

○10番（康村昌史） 地域猫活動というのがよく分かりました。ありがとうございます。ここでの答弁の中で、上牧町地域不妊手術費助成金、この内容説明をお願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 地域猫に対して、繁殖を抑える不妊去勢手術を実施する団体に手術費の一部を助成する制度を設けているというところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 康村議員。

○10番（康村昌史） 1匹当たり4,000円を助成するということですね。

それでは、奈良県うだ・アニマルパーク振興室との間で、奈良県と上牧町との地域猫対策支援事業に関する協定を、令和6年7月31日に締結したと聞きましたが、その内容説明を詳しくお願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） この協定につきましては、猫の殺処分数を削減するため、地域住民の生活環境が飼い主のいない猫により損なわれる事態を削減するため、住民が実施する地域猫対策を支援することを目的とし、無料で締結する近隣動物病院で野良猫の不妊去勢手術を行うことができるようになりました。これらも利用していただくことで、猫が好きな人にとっても、嫌いな人にとっても、猫にとっても暮らしやすいまちづくりの実現へ向けて、

地域の方々とボランティアの方々のお力もお借りしながら進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 康村議員。

○10番（康村昌史） 要はこの野良猫と共生するというような考え方に変わってきたということなんですね。捨て猫、放し飼いの猫等によるふん尿被害で困っている人々には、本当にこれ、ありがたい話と思います。

それでは、最後に、野良猫がかawaiiそうという理由で餌を与える人々への町の対応をお願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 野良猫がかawaiiそうという理由で餌を与えるという思いは分かるんですけども、野良猫のためを思って餌を与えることは、結果として不幸な野良猫を増やしてしまう場合があるということになります。また、餌を与えている野良猫がご近所の敷地で排せつするなど、ご近所の迷惑となっているかもしれません。なので、どうしても猫に餌を与えたいという場合は、猫への悪影響や近隣住民とのトラブルを防ぐために、ルールとして、まず、1つとして、置き餌をしないということ、これにつきましては、猫が来る時間が不特定だからといって、長時間餌を置いたままにすると、餌を求めて他の地域から猫が入ってくるとか、カラスが寄ってきたり、ゴキブリやハエを発生させるなどの問題が生じます。餌やりの時間を決めて適量を与え、猫が食べ終わったらすぐに片づける、そうすることで、決まった時間に猫が姿を見せるようになります。

2つ目として、排せつ場所、トイレを用意するというところでございます。これは餌を与えている猫がご近所の敷地で排せつするとトラブルになるため、決まった場所に猫トイレを用意して、清潔を保っていただきたいと考えております。

そして、3つ目としましては、不妊去勢手術を行うということでございます。これは野良猫がかawaiiそうと思うのであれば、これ以上野良猫を増やさないようにするために、不妊去勢手術を行っていただきたいということです。先ほども申しましたが、本町では、野良猫の不妊去勢手術費を助成する上牧地域猫不妊手術費助成金の交付を行っております。また、猫は繁殖力が旺盛で、年平均3回発情し、1回の妊娠で平均5匹の子猫を産むということでございます。不妊去勢手術を行わずに餌だけ与えていると、その地域で野良猫がどんどん増えていくということになります。

4つ目といたしましては、近隣住民に配慮するというところでございます。これは、猫の行

動範囲をよく観察して、餌を与えている猫がご近所の迷惑となっていないか確認していただきたい。猫が嫌いな方やアレルギーをお持ちの方は、猫が敷地内に入っただけで不快な思いをされることがございます。また、用意した排せつ場所以外で猫が排せつしてしまった場合は、ご自身で清掃するよう心がけていただきたい、以上、こういった餌やりのルールを守っていただきたいと考えておるところでございます。野良猫の寿命はおおむね3年から5年と言われております。しかし、それをしっかり管理すれば、その地域から野良猫はいなくなると思われておりますので、これらのことを1人で全て行うのは難しい場合は、近隣住民が協力して地域の猫問題に取り組む地域猫活動という方法もございますので、まず、町のほうへご相談していただきたいと思っておるところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 康村議員。

○10番（康村昌史） 今の部長の説明でよく分かりました。捨て猫、野良猫、飼い猫によるふん尿被害対策については、まず、町に相談して解決を図ることが大事だということがよく分かりましたので、ありがとうございます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。まず、モニターをご覧いただきたいと思えます。モニターには個人情報の問題で、隣家との側溝の写真しか見せられませんが、明らかに空き家の雑草、雑木が家全体を覆っている写真は、議員、理事者側のiPad等で見れるようにしています。モニターにもあるようなひどい状態にある問題について、町はどのように対応しているのかを教えてくださいたいと思えます。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 適切な管理がなされていない家屋等につきましては、当町においては、空き家であるか、居住されているかで対応が分かれてきます。

まず、この空き家の場合につきましては、住民の方々から苦情や情報提供があれば、現地確認、そして所有者調査を行い、所有者に対して注意喚起を行い、適切な管理を促します。所有者等が不明である、状態が改善されないといった特定空家等に認定すべきと判断した場合には、空家等対策協議会において、特定空家等に該当するか否か協議を行います。特定空家等として認定された場合は、所有者に対して指導及び助言を行い、状態が改善されない場合には、相当の期限を設けた後に、当該措置に係る勧告を行います。さらに、正当な理由がなく勧告に係る措置を取らなかった場合には、この命令を十分に履行しない、または期限までの完了見込みがない場合は、行政代執行と順に追って対応することになります。また、現に居住されている場合におきましては、上牧町空き家等及び空き地の適切な管理に関する条

例は適用されず、上牧町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第7条において、周囲の生活環境を著しく害していると認められる場合は、必要な措置を講ずる旨の通知をし、改善するよう指導しておるところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 康村議員。

○10番（康村昌史） それでは、先ほどの答弁で、上牧町で特定空家等として認定された空き家はあるのですか、お答えください。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 2軒ございます。

○議長（牧浦秀俊） 康村議員。

○10番（康村昌史） 2軒あるということですね。それはもちろん上牧町内で、その地域は述べることは可能なのでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 北上牧地区が1軒と服部台地区が1軒ということでございます。

○議長（牧浦秀俊） 康村議員。

○10番（康村昌史） それでは、この2軒については、現在どのような対応をされているのかを教えてください。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） どちらの案件につきましても、現在、指導及び助言を行っている段階でございます。しかしながら、改善が見受けられないため、今後、勧告を行う予定でございます。

○議長（牧浦秀俊） 康村議員。

○10番（康村昌史） よく分かりました。いよいよ勧告に入っていくということです。

それでは、次に、現に居住されている場合は、上牧町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第7条に基づく改善指導を行うとのことですが、今までにこの条例を適用して、住民に改善の指導をしたことがあるのですか、お答えください。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 実績といたしまして、令和2年度は13件、そして令和3年度が18件、令和4年度10件、令和5年度17件、令和6年度12件の改善指導を行っておるところでございます。令和6年度につきましては、改善が見受けられていないものが5件ございます。なお、令和5年度以前につきましては、全件改善されております。

○議長（牧浦秀俊） 康村議員。

○10番（康村昌史） よく分かりました。この上牧町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第7条で改善指導を行えば、令和5年度までの問題のある家については改善が終わっているという、本当にうれしい状態です。ただ令和6年度はまだ5件が残っていると。まだ時間もございますので、これについては、近隣等のトラブルが発生する前に解決できるよう、部長、理事者側をお願いを申し上げまして、この質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（牧浦秀俊） 康村議員。

○10番（康村昌史） それでは、まず、1番目の質問です。令和6年3月に卒業した小学生のうち、私立中学と公立中学に進学した人数を教えてください。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは回答させていただきます。

令和6年3月に卒業した小学生は147名で、そのうち私立中学校に進学した児童は5名、率にして3.4%。公立中学校に進学した児童は、特別支援学校中等部への進学者を含めて142名、率にして96.6%という状況でございます。

○議長（牧浦秀俊） 康村議員。

○10番（康村昌史） それでは、次の質問です。私立中学校に進学した5名の在籍した小学校別の人数を教えてください。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 教育委員会では、全国学力・学習状況調査の結果やいじめ、不登校など、子どもたちの状況につきましては、校種、小学校、中学校ごとの公表はしておりませんので、学校名を特定してお答えすることはできないというふうに考えているところでございますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（牧浦秀俊） 康村議員。

○10番（康村昌史） そうですか。了解しました。

それでは、次の質問です。令和6年3月に卒業した中学生のうち、私立高校と公立高校等に進学した人数を教えてください。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 令和6年3月に卒業した中学生は計163名で、そのうち私立高等学校へ進学した生徒は34名、率にして20.9%。公立高等学校へ進学した生徒は、県立高等養護学

校及び国立学校への進学を含めて124名、率にして76%、その他5名がございまして、率にして3.0%という状況になっているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 康村議員。

○10番（康村昌史） よく分かりました。

それでは、令和6年3月に卒業した中学生は、計163名で97%が高校へ進学したとの説明ですが、その生徒たちは希望の高校に進学できたのですか、お尋ねいたします。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 当該生徒たちにとって、希望どおりの高校進学であったか否かにつきましては、そのことを客観的に計測、または把握することは現実的に困難であり、希望どおりであった、もしくは希望どおりではなかったと断言してお答えすることは難しいと考えております。しかしながら、教育委員会といたしましては、それぞれの生徒にとって、希望にかなう高校進学になったものと認識をしており、また、ぜひそうであってほしいと願っているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 康村議員。

○10番（康村昌史） よく分かりました。この教育問題は本当にデリケートな部分が多くて、質問する私も本当に気を遣います。

それでは、次の質問です。私が中学生のときは、まだ将来の進路など考えたこともなく、まずは学力を身につけてから将来の進路を決めたものですが、現在の中学校における進路指導はどのようになっているのかをお答えください。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 近年、中学生の進路決定に際して、特に重視し、大切にされている指針として、行ける学校よりも行きたい学校という観点がございまして、本町中学校におきましても、様々な職業を調べ、実際に可能な範囲で職業を体験することを通しての職業感について考える機会を設けるなど、いわゆるキャリア教育に力を注いでいるところでございます。将来希望する職業に就くには、どのような学校に進んで、どのような力をつけることが必要なのかを生徒とともに考えながら、進路選択、進路決定をしていくことが大切であるとの考えの下、進路指導に当たっております。

教育委員会といたしましては、中学校を卒業した子においても、自身の将来の夢を実現するための考えを深めてほしいという願いを込めて行っております中学校での取組を支持、バックアップしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 康村議員。

○10番（康村昌史） よく分かりました。しかしながら、生徒たちはまず、学力をつけること、つまり、学校の教育水準の底上げが大事と考えていますが、いかがですか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 学校における一般的な教育水準というのは、基準が様々で、その指標も一面的なところがございます。また、保護者の価値観も多様化しており、学校教育に求められるものも必ずしも1つに集約されるわけでもございません。

上牧町では、知、徳、体のバランスの取れた教育を目指しており、子どもたちが将来社会で生きていく上で求められる多種多様な力をつけることを目標としているところでございます。この力を測定することは難しいと考えておりますが、各学校が毎年度実施をしております児童、生徒、保護者へのアンケートでは、小学校、中学校への満足度は高いレベルにあると考察をしているところでございます。本町の小・中学校の先生方は、日々、学校教育の第一線で情熱を持って熱心に指導してくださっているものと確信をしております。また、働き方改革が進む中で、多くの先生が時間や労力をいとわず、子どもたちの教育に当たっていただいているというのが現状でございます。このことを受けまして、引き続き、教育委員会は、学校と連携を深め、人的、物的に必要な支援を行うなど、よりよい教育の提供に向けて取組を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 康村議員。

○10番（康村昌史） 今の答弁で、各学校が毎年実施しているという児童、生徒、保護者へのアンケートがあるということがよく分かりました。

それでは、私の最後の質問です。中学生の進路選択及び決定の過程における取組の基本的な考え方を述べていただきたい。よろしくお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 中学校卒業後の進路選択については、偏差値に基づいたレベルを基に高等学校を選ぶ傾向もありますが、子どもにとって好きなことや得意なことを伸ばせる学校を考えて進路選択をするケースや、高校生活3年間で学ぶ環境を重視するケースなどがあるなど、生徒や保護者の考え方も変化しているものと考えております。また、公立、私立を問わず、学科の変遷が進み、魅力的なコースが増えております。町内の小・中学校では、行ける学校を探るという観点のみでの進路指導ではなく、それぞれの生徒がそれぞれの行きたい学校に行ける力を身につけるようにすることが、教育水準の維持、向上につながるもので

はないのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 康村議員。

○10番（康村昌史） なるほど、部長の答弁から少し違和感を感じながらも、ジェネレーションギャップを痛烈に私自身感じています。現在の教育は本当に難しいと痛感しています。保護者のライフスタイルや価値観の多様性により、教育委員会や学校の先生方の苦労は大変なものと思察されますが、子どもたちの未来のためにも、学校の教育水準の向上を目指していただきたいと思います。特に、全国的にも問題になっています学力の二極化についても、私自身、問題視していますので、その辺りの学力の底上げをお願いを申し上げまして、私の質問は終わらせていただきます。

それでは、これで私の一般質問は終わります。ありがとうございます。

○議長（牧浦秀俊） 以上で、10番、康村議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は1時といたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（牧浦秀俊） それでは再開いたします。



◇氏原賢一

○議長（牧浦秀俊） 次に、2番、氏原議員の発言を許します。

氏原議員。

（2番 氏原賢一 登壇）

○2番（氏原賢一） 議席番号2番、公明党の氏原賢一でございます。議長の許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。私からの質問は2点でございます。

1点目は、合理的配慮の義務化についてでございます。令和3年5月に障害者差別解消法の一部が改正され、今年4月1日に合理的配慮が法的に義務化されました。合理的配慮とは、障害の有無に関係なく、全ての人々が平等に社会生活を送れるようにするため、日常生活に

ある様々なバリア、障壁を取り除くための措置です。聴覚障害を持つ児童、生徒に特化して、上牧町内の障害児に対する合理的配慮の現状をお伺いします。

1つ目、難聴児補聴器購入費助成制度の申請及び決定件数（過去5年間）。

町立小・中学校の在校生の学校別人数。

3つ目、奈良県立聾学校との連携について。

2点目は、ごみボックスのごみ回収後についてでございます。自治会と上牧町の協議で、集積場所に設置しているごみボックスは、カラスに突かれてごみが散乱するのを防ぐための有効な手段であり、暑い日、寒い日、雨の日にかかわらず、回収をしていただいている職員さんに感謝申し上げます。また、日常的に介護や介助が必要で、ひとり暮らしなどの理由で、集積場所までのごみの持ち出しが難しい人のために、玄関先での戸別ごみ収集と安否確認を兼ねたふれあい収集は、SDGsの理念である誰ひとり取り残さないに合致した誇らしい事業であります。さて、ごみボックスの蓋を開けて回収した後、蓋を閉めていないのはなぜだろう。回収漏れ防止のためなのかなと考えましたが、ネットなどで中身の確認ができるのに、開けっ放しの理由についてお伺いします。

以上の再質問は質問者席で行わせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（牧浦秀俊） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） それでは、過去5年間の難聴児補聴器購入費助成制度の申請及び決定件数をお伺いします。

○議長（牧浦秀俊） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺口万佐代） ご回答させていただきます。

上牧町難聴児補聴器購入費助成事業による令和元年度から令和5年度までの申請及び決定件数は、ともに令和2年度に1件、令和3年度に1件となっており、令和6年度は現在0件ということになっております。

○議長（牧浦秀俊） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） ありがとうございます。ということは、令和元年度、令和5年度はともに申請0件。令和6年度も現時点で申請0件、令和2年度と令和3年度については、ともに申請及び決定が1件ずつと承知しました。

参考にお聞きしたいんですが、令和2年度と令和3年度の補聴器代、そして上牧町の助成金、申請者の自己負担額をお聞かせいただけますか。

○議長（牧浦秀俊） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺口万佐代） 令和2年度におきましては、当時6歳の児童に対する分と、令和3年度におきましても、当時5歳の児童に対する分です。補聴器代といたしましては、5万8,074円、助成額は3万8,000円、自己負担額が2万74円、2年度、3年度もともに同じ金額でございます。

○議長（牧浦秀俊） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） ありがとうございます。安心して小学校入学につなげることを目指す5歳児健診は、必要に応じて耳などの診察も追加できるということを申し添えて、合理的配慮、1つ目の質問を終わります。

続きまして、合理的配慮、2つ目の聴覚障害を有する町立小・中学校に在籍する児童、生徒の状況についてお伺いします。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、聴覚障害を有する町内小・中学校に在籍する児童、生徒の状況について回答をさせていただきます。町立小・中学校に在籍する児童、生徒のうち、聴覚障害を有し、特別支援学級種別難聴に在籍する児童、生徒の状況につきましては、上牧第二小学校において1名のみとなっております。

○議長（牧浦秀俊） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） ありがとうございます。それでは、特別支援学級の種別難聴への入級者以外の聞こえに不安がある児童、生徒の状況についてお伺いします。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 町内小・中学校には、診断書は提出されておりませんが、若干聞こえにくい、もしくは小さい頃に聴力の検査で指摘を受けた。または、先ほど、健康福祉部長から答弁がございました難聴児補聴器購入費助成制度を活用し、補聴器を常時装着している子どもたちを含めて、合計5人が在籍をしておりますが、現状、授業等において著しい支障はなく、担任の教室の席を前方にするなどの配慮により対応しているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） ご配慮に感謝いたします。

次に、特別支援学級、難聴に入級している児童への配慮についてお伺いします。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 現在、特別支援学級に入級をしております児童に係る部分についての配慮について回答をさせていただきます。当該児童は知的な発達に問題がないため、日常

は通常学級、いわゆる交流学級と申しますが、において授業を受けることが多い状況でございます。その場合における合理的配慮について、具体例のうち主なものを回答させていただきます。

1つ目といたしましては、可能な限り大型テレビに教材を映し、映像を多用した視覚を通じた事業の展開、2つ目、日々の学校生活の流れをテレビ画面で示すことによる活動内容の明確化、3つ目、座席の最前列を基本とした設定、4つ目、特別支援学級担任、または支援員を必ず授業において配置をし、難聴傾向にある子どもの聞き逃し等がないか確認しながらの授業展開、5つ目、絵本の読み聞かせに際して、聴覚障害者への理解を促す本を取り上げるなど、併せて、指文字及び手話を紹介するなどの工夫で対応しております。以上、5項目が学校における主な配慮の内容でございます。

○議長（牧浦秀俊） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） きめ細かいご配慮に感謝いたします。深掘りしますが、授業時間以外の休み時間における配慮についてお伺いします。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） いわゆる業間等の休み時間において、運動場で過ごすということを前提に回答をさせていただきます。当該児童については、周りの音や声が聞き取れないことから、運動場は雑然としておりますので、その場合、他の児童との接触を回避するため、特別支援学級担任や支援員と一緒に遊んだり、傍らで見守ったりするなどの安全の確保に努めているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） さらにご配慮に感服いたしますとともに、引き続きの安全確保をお願いいたします。

合理的配慮の3つ目の奈良県立聾学校との連携についてお伺いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、議員お尋ねの奈良県立聾学校と本町の学校の連携について、主なものについて4項目、お答えをさせていただきます。

まず1点目でございます。聾学校との交流として、年に一度、聾学校主催により各小学校の難聴児童が、聾学校にて一緒に事業を受けたり活動をしたりという交流会が開催されており、本町からも参加をしております。また、加えまして、聾学校には本町在住の児童が在籍しておりまして、当該児童と聾学校の担任の先生が年に2回、校区の小学校に来校し、交流

を行っております。

2つ目、職員研修関連といたしまして、聾学校主催により担当教員向け研修会が開催されておりました、その内容といたしましては、先生方に具体的に難聴を体験いただく場面であるとか、聾学校の授業参観や、様々な支援の方法等を学ぶ機会が設けられているところでございます。

3つ目でございます。聾学校への随時の相談体制として、地域の学校において難聴児童等との関わりの中で分からないことがあれば、随時電話による対応が可能とするシステムを構築されているところでございます。

最後に、聾学校からの情報提供として、聾学校においては月に1回ペースでプリントが作成をされておまして、交流や研修の情報が盛り込まれているところでございます。その部分も本町の学校にも届いておりますので、当該指導に当たる教員及び当該児童の保護者にも配付させてもらっているところでございます。

以上が、本町と聾学校との連携の主な内容でございます。

○議長（牧浦秀俊） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） きめ細やかなご配慮に感謝申し上げます。

余談ですが、再来年の令和8年4月に上牧中学校の新校舎建設に伴い、2学期から上牧小学校の通学路の変更があり、教育長はじめ教育部長。教育委員会事務局の職員さんが、業務開始前に児童の見守りを自発的にしてくださっていることに、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます、聴覚障害を持つ児童、生徒の合理的配慮についての質問は以上でございます。ご答弁ありがとうございました。

次に、2点目のごみボックスのごみ回収後の開けっ放しの理由についてお伺いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 日頃は上牧町ごみ行政にご理解とご協力を賜り、この場をお借りしてお礼申し上げます。

まず、ふれあい収集につきましては、現在29名の方がご利用いただいております、大変喜んでいただいております。さて、議員ご質問にあります、ごみボックスの蓋を開けて回収した後、蓋を閉めていないのはという問いに対しまして、回収漏れ防止のためということで、議員お見込みのとおりということでございます。それとまた、過去にも問題となっておりました、ごみの回収後におけるごみ出し、いわゆるごみの後出し対策、及びごみを回収しましたというような意思表示のために蓋を開けた状態にしておったということで

ございます。しかし、回収後にごみボックスを閉めてほしいという要望が多数ございましたので、現在は全てのごみボックスを回収後に閉めていると確認させていただいているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） 私が一般質問通告を出させていただき、そして12月に入って、ちょくちょく見てたら、全て閉まっているんです。一般質問に入れてよかったんかどうかというのもありましたけども、確かに私も、たくさんの方から、何で開いてんやろうというのを聞いていましたので、早々のご対応に感謝いたしますとともに、回収してくださっている職員さんに御礼を申し上げます。

以上で私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（牧浦秀俊） 以上で、2番、氏原議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時30分。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時30分

○議長（牧浦秀俊） それでは再開いたします。



◇竹之内 剛

○議長（牧浦秀俊） 次に、8番、竹之内議員の発言を許します。

竹之内議員。

（8番 竹之内剛 登壇）

○8番（竹之内剛） 皆様、こんにちは。議席番号8番、竹之内剛です。議長の許可を得ましたので、一般通告書に基づき一般質問させていただきます。

一般通告書を読み上げる前に、1つ訂正をお願いいたします。

質問の趣旨の本文中にあります。上から5行目になります。排水性が悪く安全面に問題がありました正しいのでありますが、したが2つ入っておりますので、1つしたを消してい

ただきたいと思います。申し訳ありません。

それでは、一般通告書に従いまして、報告させていただきます。

まず、私の質問は大きく1つになります。

質問事項について、上牧中学校施設について。

質問の要旨、上牧中学校の新校舎は、現在のメイングラウンドに建設中であるため、南グラウンドは、今後約3年間の期間、体育事業、部活動等のメイングラウンドとして使用することになっております。しかし、南グラウンドは、全面的に排水性が悪く、安全面に問題がありました。そこで、今年、安全に使用できるよう工事が施行されました。以上の経過を踏まえて、南グラウンドの工事施行後から、現在の状況について質問をいたします。

1、工事の内容について、2、利用の状況について、3、今後のメンテナンスについてお聞きいたします。

再質問は質問者席から行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 竹之内議員。

○8番（竹之内剛） それでは、1つ目の工事の内容についてお聞きいたします。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 議員お尋ねの工事に係る主な内容について回答をさせていただきます。

まず、主なものといたしましては、グラウンド中央部分約6,900平方メートルにおけるクレ一舗装と、野球用マウンドの整備、体育倉庫の設置、側溝清掃、不要物の処分となっております。

○議長（牧浦秀俊） 竹之内議員。

○8番（竹之内剛） ご説明ありがとうございます。ここで少しスライドを見ていただきたいと思います。今、部長のほうから答弁がありました。今年度、工事を施行しました。これは6月、7月の、工事の始まって少したった状況でございます。今説明にありましたように、真ん中のほうに土を置いて広げていくという形を取られたということをお聞きしました。

次、お願いします。これは県民グラウンドのほうから、工事の全容が見えるように撮りました写真です。非常に大きな重機と、真ん中にブルーシートがかぶせてあるのがこれからグラウンド整備に使われようとする土です。非常に大きな工事になりました。

次、お願いします。これが7月に工事が完成しましたということで、同じ位置から確認をしました。これが今も同じ状況のグラウンドの景観となっております。

それでは、引き続き質問させていただきます。今、工事の内容について質問を頂きまして、工事の状況のスライドを見ていただきました。こちらの予算は、一般財源で2,992万円ということで施行されたとなります。主として、使用する中心部分の約6,900平方メートルをグラウンドの敷地面に合わせてグラウンドに敷いたということで、少しここで質問ですけれども、グラウンドの6,900平方メートルに土を敷いたということは、グラウンド全体の敷地面積ではないという理解でよろしかったでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 中央部分ということでございますので、中央から6,900平米程度、ですから、グラウンド全体の全てにおいて整備工事を行ったというわけではございませんで、先ほど、議員ご指摘のとおり、水の流れるところ、道ができているところについては、今回の施工場所ではないというふうに認識をしているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹之内議員。

○8番（竹之内剛） 今見ていただいているスライドの中では、工事を完了して、今、部長の説明があったような工事をされたということで理解しました。

では、2番の利用状況についての答弁よろしくをお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、議員おっしゃっております整備工事につきましては、令和6年7月に工事が完了をしておるところでございまして、それ以降、体育の授業や部活動、体育大会などで使用をされております。しかしながら、整備当初の表面が柔らかい土で加工したことにより、併せて豪雨が発生したため、今回の工事施工以外の部分でございしますが、特に外周に向かって傾斜のある箇所が、自然発生的に採水経路となり、雨水によって表層度が削り取られる、いわゆる土壌浸食が起きております。当初は、学校教員により、余った土等で埋め戻すなどの対応をしていただいておりますが、一度雨がすると、元の状態に戻ってしまうという形が常態化しておりますので、現在、施工業者と相談し、対応について調整をしているところでございます。

なお、学校の活動においては、当該、土壌浸食の起きている部分は避けて、利用することを徹底させていただいているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹之内議員。

○8番（竹之内剛） ご答弁ありがとうございます。それでは、今の答弁いただきましたところになるんですけども、また、スライドをご覧いただきたいんですが、11月末にグラウンド

の状況の写真を撮ってきたところをちょっとご覧いただきたいと思います。

では4番、お願いします。これは先ほどの全体図のほうから右のほうにフォーカスしていたところでございます。カップコーンが置いてございますけれども、こちらがちょっと侵食のスタート地点としてご覧ください。

では、5番お願いします。これはさらに向こうに進んだ状態でございます。

6番お願いします。今、部長の答弁の中にありました、侵食がしてしまっていると、このような深い非常に危険な状態の侵食になっていると思うんですけども、今、3つ、見ていただきましたけども、このような状態になっていることは理解していただけたと思います。こちらに立っていますポールというか、鉄の支柱があるんです。ちょっと見にくかったんですけど、鉄の支柱が打ってあったので、これはもしかしたら入らないようにしてあるのかなと思って、学校に問い合わせさせてもらったら、体育大会を開催するときに当たって、子どもがちょっと危ない、生徒が危ないので、こっちから行ったらあかんというくいを打って、ロープをされたということで、それがまだそのまま置かれていることでした。

では今、写真の先ほどの答弁にありました。部活動や体育はこの中でやられているので、外には安全なところだけ使用されているということで、特に安全面ではけが等の状況はなかったということの理解でよろしいですか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 過去のほうで、若干危険が憂慮される部分については、使用を差し控えるということで、生徒にも共有をさせていただいておりますし、体育科の教員であったり、クラブ担当の教員であったりには周知をさせていただいておりますので、現時点、その場所において、けが等が発生したという報告は受けてはございません。

○議長（牧浦秀俊） 竹之内議員。

○8番（竹之内剛） 議会中、すいません。ちょっと確認していませんでした。答弁のときは起立でしたか。座ったままでよろしかったですか。

○議長（牧浦秀俊） どちらでもいいです。

○8番（竹之内剛） 分かりました。では、引き続きお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 竹之内議員。

○8番（竹之内剛） そうしましたら、授業に関しましては、配慮をしていただき、危険なことはないということで、あと、続きまして、先ほどありましたが、今、グラウンドにおいて部活動をされていると思います。では、何部が今、部活動で使用されていますか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 現在、陸上部とサッカー部において利用しているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹之内議員。

○8番（竹之内剛） 今、サッカーと陸上部が部活動で使用されているということで、引き続きスライドをご覧くださいと思います。

7番をお願いします。これは多分、陸上部が使用しているであろう、直線を引いたレーンに分かれたゾーンでございます。これは、侵食されてないほうから撮った写真であります。測ったら50メートルありました。多分、50メートルの中で陸上部は練習しているのかな、そして、写真にないんですが、こちら側に200メートルのトラックが描かれてたんで、これも陸上部の顧問の先生にお聞きしましたら、50メートルと200のトラックで使用しているということでした。

次、8番をお願いします。これは直線ではなくて側面から、ちょっと見にくいですが、上のほうの白い線が50メートルの白線を描いたところの、こっちの端っこのほうです。

では、9番をお願いします。これがまず、逆から見た方向になります。これでいきますと、今のところは、50メートル走に支障がなく、トラックも支障がないんですが、これが侵食が進んでいくと、先ほどの側面から見ていただきましたけども、これから進んでいくのかなと、ちょっと危険を感じたので、見ていただきました。

では、次、サッカー部も使用されているということで、10番をお願いします。これは倉庫の前ですね。

11番をお願いします。これはサッカーゴール設置をしていただいている、多分ここでサッカー部が練習しているのであるという部分になります。見ていただいたら分かりますように、サッカーゴールが置いてあって、これ、横5メートル、約5メートルです、縦が2メートル40ぐらいありまして、非常に重く感じるんですが、現在のサッカーゴールにおきましては、非常に軽量につくってありまして、数十年前は鉄で重かったんですが、最近は軽くて、私が片手でひゅっと押しても動く重さなんです。ですので、この状態で設置していると、サッカー部がこの状態で練習した場合、向こう側からボールを蹴ります。そしたらそれたボールが飛んで行って、取りに行ったりします。説明するまでもなくいろんな危険を生ずるということとはご理解いただけたと思います。その危険をまず回避しなければいけないということで、続いて質問していきたいんですけども、では、この状況において、真ん中に土を敷いて、

そして広げていって、侵食する予定ではなかったけども、このようになってしまっていると。今、体育の授業や部活動には支障はないけれども、これから先、これを見ていくと侵食が進んできて危険な状態になるのではないかということで、次の3番目の、今後のメンテナンスについて、答弁をお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 先ほど回答させていただきましたとおり、現時点において学校教育活動において、極度な制限がかかるなどのことは、影響は出ておりません。今後、議員ご指摘のとおり、侵食の範囲が広がることも十分に考えられますので、日常的な土砂の補充については、学校の判断で適宜行っていただくこととしておりますが、抜本的な対策につきましては、教育委員会と施工業者等による必要な調整を図りつつ、一定のスピード感をもって、当該グラウンドに即した最善の対処方法を模索、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹之内議員。

○8番（竹之内剛） ありがとうございます。そうしましたら、今の現状を確認いただき、これから解決策を模索しながらやっていかれるということで、この状況を、例えば答弁にありましたけども、雨が降ったからこうなったと。それは理解できるんです。これ、完成したのが7月の下旬だったと思うんです。8月の終わりに、私自身、プールで水泳教室やっておりましたので、毎日通っていたら、ゲリラ豪雨もありましたので、雨降ります。そのときに既に侵食が始まっていたんです。気にはなっていたんですが、そのときには工事の方が来られて、何か多分舗装されてたので、このような形で減ったら舗装、減ったら舗装でやられていくのかなと思っていたのが、11月に入りましたらこのような状況になっていましたので、今は、これからまた考えていただけるということで、非常に安心というか、理解できました。この件につきまして、ちょっと理解不足だったんですが、グラウンドに、当初、説明を受けたときに、今まで土を整備したけれども、流れていったりするので、今回はきちっとやられるということで、きちっとはできてたと思うんです。できてたけれども、やっぱり侵食していってしまうという、想像できなかったものが起こったと思うので、やはり危険を伴いますので、事故が起こらないうちにしっかりと、令和8年には新しい校舎もできて、新中学校が開校しますので、その辺りしっかりとやっていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） その件、教育委員会としての対応について、対応させていただいた

内容をモニターで掲示させていただきたいと思いますので、ご覧いただきたいと思います。

ただいま議員ご指摘のところにつきましては、生徒及び指導教員の危険回避のため、教育総務課職員による応急的対応として、モニターに示させていただいておりますとおり、土砂流出箇所への土の補充を行ったところでございます。このことにつきましては、この対応に関して、上牧中学校長にも連絡をし、当該対応は教育委員会事務局職員によるもので、決して盤石なものではないという認識から、当該グラウンドを使う生徒及び担当の先生方にその旨の、盤石ではないということも含めて注意喚起を上牧中学校長あての電話でお願いをしたところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹之内議員。

○8番（竹之内剛） 今、あれ、ちょっと見にくくなっていたんで、こちらのほうに頂いた写真を見ていると、フラットにさせていただいて、ゴール、これで安全なんだなというイメージもありますし、そしたら、これから侵食とか見ながら、これを繰り返していかれるという理解でよろしいですね。砂を入れながら、協力してやっていくと、ここの管理については、学校が見て、そしてもう報告を受けて工事を、また整備をしていくという理解でよろしいですか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 教育委員会といたしましては、この状況を長く継続するということでは考えておりません。たまたま、今の時期、台風の時期も過ぎましたし、梅雨はもう過ぎておりますので、その部分が、被害が甚大になるであろう時期までには、抜本的な対策も講じていきたいというふうに考えておりますので、このままで将来的にとどめ置くという考えではございません。

○議長（牧浦秀俊） 竹之内議員。

○8番（竹之内剛） 将来にわたってきちっとやっていただけていると答弁いただきましたので、ありがとうございます。

それと、1つ目の質問の中にあっただけですけども、整備とともに設置されたのが、体育倉庫の設置、そして、側溝清掃、不要物の処分となっていて、体育倉庫の設置、以前、質問でさせていただいたところ、設置していただいたんですけども、今、現状ですけども、体育倉庫は体育で使うスポーツ用具の収納、そして部活の使うであろう収納で納める場所であると思うんですけども、今現状、もう写真はないんですけども、全部の体育倉庫にあったものをこちらに移したものを、本当ならば全部入れておくところが物理的にあればい

いということだと思っておりますが、今、全部入っていない状態ということなんです。入る分は倉庫に入れてあり、出ている分はちょっと種目別に言いますと、走り高跳びのマットが2段に積んで雨ざらしになっている状態になっています。多分、陸上部のトレーニングに使うであろう跳び箱とかが号令台の下に、うまく雨がかからんように置いてあったりするので、高跳びのマットをちょっと触ったら、もう使えない状態になっていました。というのは、クラブでブルーシートを敷いて雨をしのいでいたらしいんですけども、雨が浸透して、高跳びのマットはラバーですので、全部吸収して、もう人力では動かない状態になっているということをお聞きしたので、非常にマット自身も、授業でも使うであろうし、いろんな用途があるので、あれ、乾かすの時間かかると思いますが、そういう状況が起こってますので、早急にちょっとその辺の、どうするのか、学校のほうと話し合っていていただいて、打開策を考えていただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 南グラウンドで整備をさせていただきました体育倉庫につきましては、基本的には今おっしゃっていただきましたとおり、体育の授業であったり、クラブ活動の備品、器具等を収納するために設置をさせていただいたところでございます。

ただ、今議員ご指摘の高跳びのマットについては、かなり大きいものでございまして、今、整備をさせていただいた部分に入り切らないという状況がございまして、学校とも相談をさせていただいて、ブルーシート対応をさせていただいているところでございます。また、現在建設をしております上牧中学校においては、体育倉庫の整備をする予定としておりますので、それらが完成しましたら、いわゆる保管場所の調整については、十分に検討をさせていただきながら、一日でも長く備品を使うことができるということに資するための取組はしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹之内議員。

○8番（竹之内剛） 今、サッカー部と陸上部がグラウンドを使用して頑張ってくれています。陸上部におきましては、陸上部設置後、陸上の専門の先生が来ていただいて、ここ数年、非常に優秀な成績を収めてくれているみたいで、全日本中学校の総体とか、毎年出ていると。去年におきましては、奈良放送でも放送していただいていますので、頑張っているということで、備品というのは大事になってくると思うので、その辺をしっかりとやっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきたいと思います。ご答弁ありがとうございました。

○議長（牧浦秀俊） 竹之内議員、ちょっと質問内容と外れていますので、次回から気をつけてください。

○8番（竹之内剛） 分かりました。すみません。

以上で終わらせていただきます。

○議長（牧浦秀俊） 以上で、8番、竹之内議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は2時5分をお願いいたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時05分

○議長（牧浦秀俊） それでは再開いたします。



◇木内利雄

○議長（牧浦秀俊） 次に、11番、木内議員の発言を許します。

木内議員。

（11番 木内利雄 登壇）

○11番（木内利雄） 11番、木内利雄でございます。議長より指名、許可を頂きましたので、ただいまより通告書に従い、順次質問をさせていただきます。

質問事項は、1点目は、各選挙時における投票率向上の施策について、2点目は、学校等でのいじめ対策について、そして3点目は、103万円の壁問題についてでございます。

それでは、早速ですが、1点目の投票率向上の施策についてお伺いをいたします。本年10月27日に投開票されました衆議院選で、奈良県内の小選挙区の投票率は58.49%と、2021年の前回選挙、59.1%を0.64ポイント下回ったとの報道があり、同時に、各市町村の小選挙区の投票率も公表されたところでもあります。ここでは奈良県2区内の北葛城郡4町の投票率について申し上げます。上牧町は57.63%、王寺町は62.61%、広陵町は58%ちょうどでございます。そして、河合町は62.44%となっています。4町の中で最も投票率の高い王寺町と最も低い上牧町の差は4.98ポイントで、投票者総数に換算すれば、あと約920人となります。言い換

えれば、上牧町であると920人の有権者が投票所に足を運び、投票すれば、王寺町と同じ62.61%となるものでございます。

前後しますが、今回、何ゆえこの質問を取り上げたかと申し上げますと、10月下旬に片岡台1丁目にお住まいの男性からお手紙を頂きました。その内容は、次のとおりであります。私をはじめ、高齢者で足が弱く、手押し車で歩行している者にとっては、投票所である第二小学校までは遠いため、投票に行くことは困難であります。上牧町役場片岡台出張所の隣に空き店舗があります。そういうところを臨時の投票所にするとか、または、以前テレビで放映されていましたが、他県では、障害者や足の弱い人のために、巡回バスを運行して投票の補助をしていました。議会の選挙時には、そうした形で投票できるようにお願いいたしますという訴えでありました。よって、まずは町当局の見解をお伺いいたします。

次に、いじめ対策についてお伺いをいたします。ここで紹介させていただくのは、2022年11月29日、ちょうど2年ほど前の産経新聞の掲載記事です。少し長いですが、ここで紹介をさせていただきます。

いじめで、大阪府寝屋川市の寝屋川モデルが全国的に注目されているのは訳がある。寝屋川市は、2019年に市長部局の危機管理部に監察課7人を設置、毎月、全小・中学校にチラシ約1万6,000枚を配布し、学校以外にも市の監察課がいじめの相談や通報を受けていることを周知しています。被害者や家族、友人から学校経由やスマートフォンアプリなどで情報が入ると、翌日までに事実関係の調査に乗り出し、いじめられる側、いじめる側、保護者、そして教員らに面会し、いじめとされる言動を早期に封じているものであります。寝屋川市は2020年に子どもたちをいじめから守る条例を施行、いじめについては、児童らを明確に被害者と加害者に分けて、間に入り、まずは平穏な状態に戻すことを主眼としている。当事者間に、関係修復が見られない場合には、市長が学校長に子どもの別室指導や出席停止、クラス替え、転校などを勧告、助言できる権限を与えている。このほか、刑事や民事などの法的措置を取るケースを想定して、費用を30万円まで補助する制度も設けている。寝屋川市によると、いじめ事案は2019年度172件、翌年の2020年度は169件、翌年の2021年度は183件に、監察課が対応、1から4か月の確認期間を経て、全件を終結させ、うち計6件については、市長が勧告を行った。寝屋川市の広瀬慶輔市長は、寝屋川市は、いじめを重大な人権問題として捉え、市長の権限と責任で子どもたちが安心して学べる教育環境をつくと説明、いじめ問題の99%は学校や教育委員会で解決できるが、複雑化、深刻化させないために、教育的アプローチと行政的アプローチで役割を明確にすることが重要だと強調する。いじめに関しては、

2013年に国や自治体などの責務を定めたいじめ防止対策推進法が施行されたが、初期の対応については、従来どおり学校と教育委員会に委ねられている。教育現場では、被害者、加害者ともに指導、支援の対象となるため、いじめをからかいや悪ふざけと軽微に評価しがちで、情報を校内にとどめておこうとする傾向がある。自治体トップも教育の中立性への配慮や批判を避けるために関与しにくい側面もある。2021年3月に、北海道旭川市でいじめを受けていた女子中学生が、公園で凍死、いわゆる凍えて死ぬことです、公園で凍死して見つかる事件があり、真相解明に取り組む今津寛介市長は、2021年12月に寝屋川市を視察に訪れ、寝屋川市に倣った制度導入を含めて条例づくりなどの検討を進めたいと話していた。寝屋川市には、2023年予定のこども家庭庁が管轄するいじめ対策として、国からも問合せがあり、国会議員や他の自治体からも視察などが相次いでいる。大阪府内の教育関係者は、寝屋川市のような仕組みなら、学校もいじめを隠すことなく、本来の指導や見守りに専念できる。子どもにとっては、先生とのトラブルも含めた相談の窓口が広がり、先生も保護者対応などの負担が軽減されるのではと話している。

以上、新聞の掲載記事をご紹介します。私は、この寝屋川市の取組は素晴らしいものであり、有益な施策であると考えます。そこで、まずは上牧町立小・中学校のいじめの現状について答弁を求めます。

次に、103万円の壁問題についてお伺いをいたします。所得税などの負担が発生し、働く時間を抑える要因となる年収の壁が政府、政党間で協議されています。そこで、国民民主党が主張しているとおり、103万円を178万円に引き上げた場合について、上牧町の税収減ほどの程度を見込むのか、まず、答弁を求めるものであります。

質問事項、内容は以上でございます。再質問に関しましては、質問者席で行わせていただきます。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 投票率向上にという部分でございます。本町におきましては、少し通告書等にもご記入いただいておりますように、平成27年度の参議院から、投票所のバリアフリーや駐車場の確保などを図るとともに、目的に、15か所から8か所のほうに統合させていただきました。その結果、ご指摘いただいておりますのも関係あるのかも分かりませんが、家から投票所の距離が長くなった方もおられるということも認識をしており、投票率に若干の影響が出ているのかなというふうに考えておるところでございます。

ただ、以前より期日前投票といたしまして、役場1階ロビーで開設しておりましたが、住

民の方々のご意見であったり、議会等のご意見も頂きながら、検討をさせていただきました
令和5年の統一地方選よりラスパ西大和店ささゆりルームにおきまして、期日前投票所の増
設を行っております。この2か所において、上牧町のコミュニティーバス等も利用してい
ただけるということもございまして、投票率向上に努めるために、改めて1か所増設をさせ
ていただいたというところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） まず、壇上で申し上げましたとおり、住民からいただいた手紙の回答
を頂きたいと思うんですが、片岡台出張所の隣に空きテナント、この間、私も見てきま
したが、間口2.7メートルぐらいのところの空きテナントがございました。この手紙を私で送っ
ていただいた男性は、そこを臨時投票にするとかの施策を要望されているんですが、この点
はいかがでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 出張所の隣の空き店舗での臨時投票所の開設という部分でござい
ますが、現状、そこでの臨時の会場というのは考えておりません。ただ、期日前投票所とい
うことで、ラスパ西大和店等も開設をさせていただきまして、当日行けない方々についての投
票の機会等も考えて、そこを増設させていただいておりますので、できましたら期日前投票
所をご利用いただきたいと思いますところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） ラスパ、また町の巡回バス、これ等のことは承知いたしました。その
ほかに、投票率を向上させるための施策というのは、あれば具体的に何点か答弁を頂きたい
と思います。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 現状でおきますと、具体的にさせていただいておりますのは、さ
さゆりルームでの期日前投票所の増設ということになります。それ以外に直接、すぐに投票率
向上につながるというものではございませんが、本年の11月3日のペガサスフェスタにおき
まして、18歳未満の子どもの選挙活動事業といたしまして、投票の模擬体験をしてもらうと
いう投票所開設をさせていただいたところ、386名の方に投票いただきまして、今後もこうい
った啓発活動を努めていきながら、投票率向上に努めてまいりたいと思っておりますし、な
おかつ、また、先ほど頂いております移動バス等の投票所についても、県からも一部、そう
いうこととというような文書も頂いておりますので、そういったものも研究をさせていただ

きながら、投票率向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） そこまでお聞きしておきます。そこで、壇上でも少し触れさせていた
だいたんですが、2022年の7月10日執行の第26回参議院選挙、2023年1月9日執行の知事選
挙、2023年4月23日執行の町議会選挙、ついこの間、2024年10月27日執行の第50回衆院選挙、
これら全ては、ご案内のとおり、北葛4町の中で全て投票率が低いです。これらについては、
担当部長としては、いかがお考えですか。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議員ご指摘のとおり、今ご紹介いただきました選挙におきまして、
北葛において、どの選挙においても上牧町が一番低かったと認識をしておるところござい
まして、投票率向上のために、ささゆりルームでの期日前投票所増設をさせていただきまし
て、投票率向上に努めているところでございまして、少し紹介をさせていただきますと、今
回の衆議院選挙におきましては、前回の衆議院選挙でしたら、まだ、ささゆりルームでの投
票所というのは開設はしておりませんでした。今回、開設をしてにもかかわらず、前回の
衆議院選挙の投票率を下回っているという結果になっております。ただ、奈良県の統一選挙、
知事選挙、令和5年4月9日執行の分と、前回の平成31年にありました知事選挙を比べます
と、約9%の投票率向上につながっているということもございますので、なおかつ、ささゆ
りルームでの投票率のほうが、期日前投票所のうち10%の方々が、ささゆりルームの期日前
投票所を利用いただいているというようなこともございますので、引き続き、投票所の、こ
こでの啓発も進めていながら、投票率向上について研究等もさせていただきながら、取り
組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） そやから、あらゆる取組をして、登用率を0.1ポイントでも、2ポイン
トでも上げれるような取組をしていかなければならない状況にあると私は思っているんです。
そこで、移動投票所というのが、車自体を投票所として、交通弱者の投票機会を確保する、
こういった取組をいろんところでやられているんです。例えば、島根県の浜田町、愛知県
では西条市、四国中央市、西予市及び上島町、久万高原町、高知県では安芸市、いの町、岐
阜県でまた違った取組をやられている等々、これも私、全部調べたわけじゃないですが、ま
だほかにもあるかと思うんですが、こういった車で移動をして、そこで期日前投票していた
だと。こういったことはいかがお考えでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） この移動投票所という部分につきましても、本町としてもそういう自治体等があるというふうには認識しているところでございまして、実情を少し内容を見せていただきますと、面積の広い、大きな市町村であったり、村におきましては、少し山間部ということで、投票所までの距離があるような市町村等が実施されているのかなということでございまして、本町におきまして、6.14キロメートルという小さな町でございますので、その中に一応循環バスも利用していきながら、改めて、大型商業施設の中に少しでも投票しやすいような環境づくりということで、期日前投票所のほうも増設をさせていただき、過去3回とも、会場を設けさせていただいているところでございますので、今、来年3月に予定しております町長選挙におきましても、ラスパでの期日前投票所の開設をしていきたいというふうにも考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） それじゃ、車における移動投票所の件はしっかりとまた研究をされて、お取り組みいただけたら結構かなというふうに思います。

ここで角度を変えてお聞きするんですが、上牧町内の不在者投票施設は何か所ありますか。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 県のほうに登録していただいている施設といたしましては、14施設ございます。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） 不在者投票の施設が14か所、ここであまり施設の個別名は出さんとこうと思っていますので、部長も心がけてそういうふうに答弁を頂きたい。事前に資料を頂きました。例えば、ある施設においては、収容人数が100名とか150名おるのに、投票されているのが1名とか10名とか16名とかなんですよね。投票率を上げるために、これらの不在者投票施設においては、どういった取組をされて、アプローチをかけて投票率を上げる働きをされているのか、具体的に答弁いただきたいと思います。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） ご質問いただきました各施設の取組といたしましては、地方選挙と申しますか、町長選挙、町議会選挙におきましては、上牧町選挙管理委員会から、県議会、県知事選、参議院、衆議院選挙、国政選挙等におきましては、奈良県の選挙管理委員会から各施設につきましても、選挙があることに伴う不在者投票事務取扱というような文書等が出さ

れておりまして、その中で、もしそういうことがされる場合におきましては、事務手続等々をお願いしたいというような通知文が発出されております。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） ですから、先ほど申したように、0.1ポイントでも0.2ポイントでも投票率を上げようということであれば、こういった施設に上牧町の責任者が行かれて、向こうの施設の責任者と、きちっと対面で話されて、施設内ですから、一番しやすいですね。そんなに外へ出て歩き回らなくても、その施設内でできるわけですから、これは細かくは申し上げませんが、14か所合わせれば、収容人数にしたら結構な収容人数です。だから、このところはしっかりと選管委員長が、もしくはそれに準ずる人が、14か所の施設へ行って、向こうの責任者に、施設内の投票所で入所の方がしっかりと投票していただくように等々の啓蒙されるのは、当然やるべきことだと思うんですが、いかがですか。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議員おっしゃっていただいたとおり、各施設14か所ありながら、大きいところでしたら、おっしゃっていただいたように200名程度と。ただ、ここにつきましては、収容人員ということでございますので、全てが上牧町の方ではないというところもあるかと思いますが、ただ、おっしゃっていただきましたように、そういう投票所の啓発というのも十分大事かなと思っているところでございますので、その分につきましては、改めて選挙管理委員会等とも、今頂いたご意見等も伝えさせていただきました。今後、そういった形の取組を考えていきたいと思っているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） 要は、今、この施設のことを申し上げたんですが、これはもう一例であって、あらゆる手段を尽くして。1人でも2人でも投票所に足を運ぶ、また、不在者投票するんだという機運を盛り上げるよう、あらゆる手だてをされるように、強く申し上げておくんですが、いかがですか。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今回、木内委員からもご意見賜りましたので、改めてまた、選挙管理委員会のほうに今のご意見等も伝えさせていただきました。1人でも多くの方々に投票していただける取組というのを、再度また、選挙管理委員会でも協議をさせていただきながら、投票率向上に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○11番（木内利雄） 結構です。では、次、お願いします。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） では、お尋ねの本町の小・中学校におけるいじめの現状について回答をさせていただきます。本町小・中学校におけるいじめの現状につきましては、令和5年度調査における結果を基に回答をさせていただきます。小学校におきましては、いじめ認知件数が101件、うち、日常的に観察継続中も含めて解消しているものが100件、現時点においてもいじめに起因する不登校状態にあり、取組を継続している事例が1件という状況でございます。中学校におきましては、いじめ認知件数が8件、うち日常的に観察継続中を含めて解消しているものは7件、令和5年度においては取組中であり、同年度末で卒業した生徒に係る事例が1件ございました。以上が状況でございます。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） 令和5年度に関しては、大半がもう解決を、解消をしているということでございますが、令和5年度、小学校全体で、1年から6年までで101件、中学校で8件、これらの中で担当部長が、松井部長が、また、課長が、これは深刻ないじめやったなというのはいかがでしたか。あったのか否か。また、あったのは何件ぐらいあったのか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） いじめの状況については、ちょっとご回答は差し控えではさせていただきますが、先ほど説明させていただきましたとおり、いじめが原因で不登校になっているという状態については、教育委員会としては、重く受け止めているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） そこで、先ほど申し上げた寝屋川モデルに入るんですが、まず、ちょっとモニターに出していただきました。これは壇上で申し上げたとおり、大阪府寝屋川市が数年前に取り組んで取り組んでいるものでございまして、今、テレビモニターに出ているのが、寝屋川市の部分でして、切取り線で切ったのりを貼って出せば、寝屋川市の危機管理課に届くように、宛先がなっています。当然切手は張らずに済みます。これが、今モニターで見ていただいているのは、小学校の低学年です。やっぱり寝屋川市、きちっと考えてはります。これは小学校の低学年。それともう1つは、モニターには出しませんが、小学校の低学年、それと高学年、それと中学生用に文書を考えてつくってはります。これは今、モニターに出ているのは手紙の送り方ということを小学生でも分かるように書いてあります。

次、めくってくれますか。次のところは大きく上に、「もとめます、あなたのゆうき！」、これ、小学校低学年用ですから、こういうふうに書いています。ここに氏名とか学校名とか、

何年何組とか書くようになっておいて、その用紙の右側には、あなたの周りのいじめについて知っていることを書いてくださいということで、細かく書くようになっておいて、出すようになって、市役所の監察課に届くようになっておくと。

ここで伺いますんですが、部長のほうで、この寝屋川モデルについての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 当該のモデルにつきましては、従前の教育委員会、学校の取組に加えて、行政として積極的なアプローチをするという、基本的な考え方の下、策定をされた取組の内容だというふうに認識をしております。本町におきましても、いじめの早期発見及び機動的な初期対応に資する組織づくりにつきましては、いじめに悩む被害者たる児童、生徒と、保護者の対応に携わる教員の負担軽減の観点においても、極めて先進的な事例であるというふうに承知をしておりますので、本町に即した形にはなるんですけど、そのような方向性も、教育委員会として検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） 先ほど壇上でも申し上げましたが、北海道の旭川では深刻な女子中学生のいじめ事件が起こって、凍死をするということでありました。市長が寝屋川市へ赴いて、旭川モデルというのをつくったんです。旭川の事故というか、いじめは、大まかに言うところのことです。旭川の中学2年生だったHさん、当時14歳は3年前の2021年3月、雪の積もった市内の公園で死亡しているのが見つかり、遺族の求めで設けられた市の再調査委員会は、時間的なラグがあるんであれですけど、今月、いじめが原因の自殺だと報告書を市に提出しましたという、悲惨な事故で、ここの旭川の市長は、寝屋川市へ赴いて、今回、寝屋川モデルに対抗して旭川モデルというのをつくったんです。これらに関しては、松井部長のほうはいかがお考えでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） ただいま議員からご紹介のありました北海道旭川市の取組につきましては、今回の木内議員の質問に際して、木内議員から事前にご教示を頂いておまして、私なりに調べさせていただきました。当然、その部分については、さっきの説明の市の取組をさらに強化をされているような印象を受けております。といいますのは、市長部局に部を設置され、部長を配属して、いわゆる1部1課の体制で対応されているというところについては、先ほどの中学生の事件を受けての対応としては、かなり手厚い対応をされているのか

など思っております。ただ、この部分について、ホームページを確認させていただきますと、一般的な事務職員に加え、社会福祉士、臨床心理士、弁護士、それと併任の教育委員会の指導主事、教職経験者とかかなり多岐にわたる専門家の方が参画いただいているので、感想としては、かなりの経費がかかるのではないかなというふうに考えておりますけど、この部分について、先ほど、いじめ問題に行政が積極的に初期の段階から介入をするということについては、有益なことだと考えておりますので、その部分について、さらに進められた取組が、この旭川の取組であるのではないのかなというふうに考えております。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） 教育長、町長にこれの見解をお伺いしたいんですが、まず、最初に、ただいま私と部長と質問、答弁を頂いておったんですが、これらについて、まず、教育長に、その後、町長にお願いするんですが、まず、教育長にお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 松浦教育長。

○教育長（松浦教雄） まず、いつもながら感心をいたしております。このたびも新たな事例並びに情報提供ありがとうございました。

さて、このたびの寝屋川モデル、大変私も注目をしておるところでございます。先ほどから出ておりますように、寝屋川市長直轄部局、すなわち、本庁で言うところの町長部局によっていじめに介入を行い、その対応件数も増え続けているという好事例だと、認識をいたしております。簡潔に申し上げますと、学校や教育委員会だけに解決を任せず、第3の窓口として、市長、本町で言えば町長が先頭に立って、いじめを重大な人権問題として捉え、市長部局に監察課を設置して、そして児童、生徒に毎月チラシを配布して相談を呼びかけ、同課が認知の後、1か月以内にいじめをストップさせるという大前提の目的意識を持ちながらの取組だと、まずは認識いたしております。内容は、先ほどから出ておりますように、行政的アプローチで、まずは短期的に判断、解決、その後、児童、生徒の人間関係再構築という、長時間かかる教育的な指導は、やはり学校、また、教育委員会の手でという二本立てであるように思います。その部分が私にとってはとても厳しい部分かなと。多様化、複雑化しておるこの世の中でございます。とりわけ、一番問題、課題を解決するために要する時間、労力は、本当にもうリミット、限界状態でありまして、教員にとっての過労な勤務にもつながっているのではないかなと、そんなようにも考えているところでございます。だからこそ、揺るぎない、また、定着した継続的な取組が必要ではなかろうかな、そんなふうに思っているわけでございます。

また、特徴として第3の視点で、いじめ対応の不備や事後検証をダブルチェックするというのを寝屋川ではされております。また、相談者が望む形での解決を選択したり、教職員等の問題にも対応可能となることにさらに教職員の負担軽減、専門的な対応。先ほど部長のほうからも答弁ございましたように、いろんな専門機関の支援も頂きながらのことでございます。法的なアプローチも行って、賠償請求などの民事訴訟や刑事告訴の支援、弁護士費用の補助を行っておられ、いじめ対応の三権分立制度というようにも私は理解をしております。

この場においては、少し内容を控えさせていただくものの、本町におきましても、この何年かで、皆様方ご承知のように、問題課題は山積をいたしております。町内学校における重大問題対応として、私、大変ありがたく思っておりますが、今中町長、本当にご理解、ご配慮いただきながら取り組んでいる、今、まさに渦中でございます。一部の市町村では、町の顧問弁護士のほかに、スクールロイヤー制度を導入した市町村もあることも聞き及んでおります。私がちょうど教育長に就任をさせていただきました10年前に、新しい教育委員会制度が設立をされました。町長と教育委員会との総合教育会議というものがございまして、その開催は、情報共有の場としては一定の効果が出ているようには思いますけれども、ただ、いじめの問題の解決を実現が可能にする取組としては、この寝屋川モデルの事例のごとく、具体の取組がまだ現実問題としては存在していない状況は否めません。いつも画期的な、斬新なご提案を感謝するとともに、この寝屋川モデルを本町の1つの取組のモデルとして取り組んでいくためには、やはり精緻な計画と取組が絶対必要ではないかなと。ただ、静観をするとか、ただ、見守るとか、何とか取り組んでいこうという漠然なものやなしに、精緻な計画をしっかりと我々教育委員会自らが構築する必要があるのかなと、そんなように、今日のご質問を頂く中で、私の感じた部分でございます。ひとつご理解いただけたらと思います。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） 教育長、ありがとうございます。

今中町長には、町長という立場での、これに対する見解を答弁いただきたいと思います。

○議長（牧浦秀俊） 今中町長。

○町長（今中富夫） ただいま、教育長が答えさせていただいたとおりでございますが、町長部局といたしましては、人の命より大切なものはないわけでございますし、また、被害を受けている子どもが、苦しみで学べない、やっぱりこれは一刻も早く取り除くという考えが、当然必要でございますし、早く芽を摘むということが一番大事だろうというふうに思います。教育長も、当町の問題を例に出しながら、お話をされました。時間がたてばたつほど複雑に

なりますし、本来の話が、当然、うそのなか本当なのか分からなくなってしまうと、こういう状況があるわけですので、早く芽を摘んでいくということが大事だろうというふうに思います。

寝屋川モデルの話も、今、木内議員からもお話を頂きました。当然、人的な問題、弁護士さんであるとか、心理士さんであるとか、そういう専門職、これもしっかり確保をしながら取り組んでいく、当然必要があるわけですので、そこには我々行政側からいきますと、予算的な部分も当然、そこに張りついてくるわけですので、しっかりとその部分を人的な確保、それと予算部分を調査、研究をしながら、いい方向を見つけていくということが大事だろうというふうに考えております。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） ありがとうございます。先ほど申し上げたように、北海道の旭川市のように、一定のスピード感を持って取組をされるように、強く申し上げておきたいと思います。

それでは、次、お願いします。

○議長（牧浦秀俊） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） それでは、現在、国で協議されております年収の壁について、103万円を178万円に引き上げた場合の上牧町の税収減はどの程度見込むかということでございます。令和6年11月27日時点の所得割納税義務者数9,324名に基礎控除75万円引き上げたとして試算させていただきました。町民税の減収見込額は、簡単な試算ではございますが、4億1,958万円でございます。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） 念のために少しお聞きしますが、当初予算から比べて、約4億2,000万円というのは、どの程度のパーセンテージを示すのでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 令和6年度の当初予算額で説明させていただきます。令和6年度の町民税個人分、現年度課税分の額につきましては、9億778万8,000円でございます。先ほど答弁させていただきました4億1,958万円につきましては、約46.2%となっております。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） ざっくり言うともう半分ぐらいがなくなってしまうんですね。後で町長にお聞きするんですが、まず、その前に、これはこの11月17日の、皆さん見てはるか分

からんけども、「日曜報道 THE PRIME」というんですか、これは橋下さんがキャスターかな、その中で私がむちゃくちゃ違和感を感じて、こいつあほかと思っただけです。国民民主党の代表代行古川さん、こういう発言をしているんですよね。古川代表代行は財源を考えるのは基本的に与党だとしよう。ほんで、橋下さんが、今回、野党は決定権があるので、財源全部を明確にしなくては、一定程度めどは立てないといかんのではないかというふうに古川さんを批判しとるわけですけど、私は全くもって、この国民民主党の代表代行古川さん、何を言うとするのや、どこ見てももの言うてんのやという感じを、テレビを見ながらしたところがございます。大変違和感がありました。

次、町長なんですけども、この4.2億円が税減収になるというのが、おおむね分かったんですが、これは上牧町にとってどの程度のバイアスなのか、また、痛手なのかも含めて、この施策に対して、町長の見解を求めたいと思います。

○議長（牧浦秀俊） 今中町長。

○町長（今中富夫） まず、どの程度の痛手なのかと、新しい部分でございますが、ただ、予算は編成できないだろうというふうに思います。真水の4億でございますので、当然、事業をやる場合は、4億全てありつけるわけではございませんので、いろんな補助金や起債や、そういうところの裏に真水を持っていくということになりますので、4億円あれば、相当の事業量ができるということになります。これがなくなるとしたら、委員会でも、議員の皆さん方と協議させていただくわけでございますが、もう我々としてはできないということしか言葉が出ないのではないのかなというふうに思います。

それと、木内さんにこんな話をするというのも、もう十分お分かりいただいていると思うんですが、当然、先ほど国民の古川さんの話もお出しいただきましたが、我々としては、恐らく、国のほうとしては、最終的な話になってくると、交付税の話がまた出てくるのではないのかなというふうな気がいたしております。当然、税収が減されるわけでございますので、計算式は、基準財政収入額、需要額、これの差が交付税で支出されるわけでございますので、基準財政収入額が4億減るという計算で地方交付税に反映されるのではないのかと。恐らく、こういう考え方、思いがまた出てくるのではないのかと。我々としては、当然、基準財政収入額75%でございますので、25%は計算上入らないということにもなります。我々の地方自治体の考え方としては、減収部分を真水で出せと。交付金で、それぞれの地方自治体に交付せよと、地方交付税で計算しますというような計算式はやめてほしいと。地方交付税というのは、総額が減れば全て減りますので、この部分を補填されたということにはならないので

はないのかというふうにも思いますので、我々としては、まだはっきりしてないわけでございますので、全国知事会あたりはかなり厳しい意見を出していただいております。また、我々、全国の市長会、町村会が、また、追随をするということになろうかと思いますが、今の段階で、まだはっきりとしたものは出ておりませんので、その様子を見ながら、これからしっかりと要望をする必要があるというふうに考えております。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） ありがとうございます。私もこの178万のことは、別に反対はしてないです。今、町長が答弁いただいたように、税収減になった分を100%埋めてくれるならばという前提なんですけど、別に反対するものではないです。しかし、今の町長のご答弁もあったように、真水でもらえるかどうかというのは、今までの経験値からして、大きな疑問であるなというふうに思っているところでございます。町長、これまた、年末が年明けか分かりませんが、決まりましたら、しっかりと町村会等でタッグを組んで、政府のほうに、真水で減額分は1円たりと削られないように、しっかりと運動されるように申し上げておきまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（牧浦秀俊） 以上で、11番、木内議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○議長（牧浦秀俊） 本日はこれで散会いたします。皆様、ご苦勞さまでした。

散会 午後 2時56分

令和6年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

令和6年12月16日（月）午前10時開議

- 第 1 総務建設委員長報告について
- 第 2 議第 1号 上牧町まちづくり基本条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議第 2号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議第 3号 上牧町税条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議第 4号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 6 議第 6号 令和6年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について
- 第 7 議第10号 令和6年度史跡上牧久渡古墳群整備工事請負契約の変更契約について
- 第 8 文教厚生委員長報告について
- 第 9 議第 5号 奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更について
- 第10 議第 7号 令和6年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について
- 第11 議第 8号 令和6年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について
- 第12 議第 9号 令和6年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について

本日の会議に付した事件

第1から第12まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	服部 公英	2番	氏原 賢一
3番	竹中 亮造	4番	安中 和
5番	東 初子	6番	上村 哲也
7番	遠山 健太郎	8番	竹之内 剛
9番	石丸 典子	10番	康村 昌史
11番	木内 利雄	12番	牧浦 秀俊

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中 富夫	副町長	阪本 正人
教育長	松浦 教雄	総務部長	中川 恵友
都市環境部長	吉川 昭仁	住民生活部長	山下 純司
健康福祉部長	寺口 万佐代	教育部長	松井 良明
総務部理事	高木 真之	総務課長	丸橋 秀行

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	金崎 恭彦	書記	森本 香寿美
書記	横田 大樹	書記	林 大貴

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（牧浦秀俊） 皆様、おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（牧浦秀俊） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。



◎総務建設委員長報告について

○議長（牧浦秀俊） 日程第1、総務建設委員長報告について。

上村委員長、報告願います。

上村委員長。

（総務建設委員長 上村哲也 登壇）

○総務建設委員長（上村哲也） 皆様、おはようございます。総務建設委員長の6番、上村哲也です。総務建設委員会の報告をさせていただきます。

去る12月6日の本会議において総務建設委員会に付託されました町長提出議案は6議案で、次のとおりであります。議第1号 上牧町まちづくり基本条例の一部を改正する条例について、議第2号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、議第3号 上牧町税条例の一部を改正する条例について、議第4号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約の変更について、議第6号 令和6年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について、議第10号 令和6年度史跡上牧久渡古墳群整備工事請負契約の変更契約について、以上の6議案については、12月10日、全委員出席の下、総務建設委員会を開催し、慎重に審議をいたしました。

結果、さきの6議案は可決すべきものと決しましたことをご報告いたします。

次に、各委員からの議案に関する主たる質疑は以下のとおりです。

議第1号 上牧町まちづくり基本条例の一部を改正する条例について。問い。上牧町まちづくり基本条例検証委員会の委員について、住民主体の委員会構成であったか。答え。学識経験者を有する者3名、一般公募町民2名、町議会議員2名、自治連合会会長、前回の検証委員会の委員1名、南都銀行上牧支店長、奈良県立大学の学生1名、上牧町副町長の計12名で、うち7名が町内在住者ということで、住民主体の委員会であった。問い。同条例第39条に規定する、事前に住民に改正の趣旨を説明し、広く意見を聞く場を設けるという内容についてどのような手続を実施したのか。答え。広報6月号、ホームページ、LINE、フェイスブックにて周知し、検証結果報告書についてのパブリックコメントを本年6月3日から7月2日の1か月間実施した。問い。本来であれば、改正案について住民の意見を聞く場を設けるべきであるが、今回は改正案でなく検証結果報告書についてのパブリックコメントを実施している。この点、委員会では議論になっていないか。答え。今回の改正は検証結果報告書の内容を最大限尊重した結果の改正案となっており、改正の内容についても住民の方々に過度な負担や不利益を与えるような内容ではないということから、検証委員会委員の方々にも相談した上で、改正案のパブリックコメントはしないこととした。問い。今後、住民に対し負担を強いたり義務を生じさせるような改正がされる場合は、改正案についても事前に住民の意見を聞くという解釈でよいか。答え。その認識でいきたいと思う。

次に、議第6号 令和6年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について。初めに、歳入の不動産売払収入について。問い。法務局の謄本によると、当該土地は10月10日付で売却されているが、売却に至った経緯と土地利用について説明を。答え。普通財産処分検討委員会を9月27日に開催し、特段議論はなく、申請が上がってきたので検討させていただいた。通常、一般競争入札をするところ、隣接土地所有者でもあり、当該所有者より申出があったので売却した。売却する過程で当該土地を利用している北側隣接土地所有者との協議をするという約束をしており、売却価格の根拠は香芝市の固定資産評価額である。問い。土地利用の形状を考えると、香芝市に対し寄附をして道路認定してもらうべきではなかったか。答え。香芝市とも協議をしたが、道路幅員が足りず、市道認定できないということだった。問い。土地開発公社用地において協議中の売却予定地はあるか。答え。現在のところない。

次に、物品売払収入について。問い。幼稚園バスの売却が予定価格30万円に対して51万円での売却となった要因は。答え。一般競争入札で3社の応札があった。需要が多く、価値が

あったと考える。

次に、総務費寄附金について。問い。寄附いただいた企業名は。答え。企業側の要望で企業名は公表は控えている。問い。今後の企業版ふるさと納税制度の延長について情報はるか。答え。来年3月末までの予定が延長される見込みと思うが、まだ連絡は来ていない。地域再生計画については総合戦略とリンクしていることもあり、その総合戦略の見直しが令和9年を予定しており、その時期に合わせて見直しをしたいと考えている。

続きまして、校務支援システム導入及び運用支援業務委託料について。問い。具体的にどのような支援につながるのか説明を。答え。令和7年9月から県内市町村が一斉に新システムに移行するに当たり、業務を円滑に進めるため、今年度から業者選定等の準備を進める。具体的には、教職員が書類を作成、管理しているデータ等を電子的に管理することにより、負担を軽減し、児童、生徒に向き合う時間を増やすという働き方改革の1つとも言えるシステムで、教員の質の向上にもつながると考える。

次に、病児・病後児保育事業について。問い。西和医療センターにあるいちごルームの周知方法、ホームページの統一等は行わないのか。答え。今のところ、構成自治体5町でホームページを統一しようという話はないので、これから検討していく。問い。西和医療センターの移転計画に伴い、いちごルームも移転する予定か。答え。一緒に移転する予定となっている。問い。香芝市病児保育室ぽっぽの利用者数増加の理由は。答え。病児保育室ぽっぽは令和5年度から新たに契約した保育室で、地理的に近いことやネット予約が可能ということを利用してやすい。

次に、性被害防止対策に関わる整備等支援事業費補助金について。問い。こども家庭庁が示した保育所等における性被害防止対策に係る整備等支援事業で、事業の目的は、パーティション等で子どものプライバシー保護や、保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる保育の実施記録等の整備支援を通じ、性被害防止対策を行うことを目的とする事業であり、上牧町では町立第一保育所と私立の慈光保育園においてパーティションの設置を予定しているものであるが、実効性を疑問視するものであり、予算執行後には現場での使用状況等を確認の上、必要であれば改善指導されるように強く求めるが。答え。承知しました。

次に、災害対策費について。問い。災害用簡易トイレ等の購入に至った経緯を伺う。答え。地域再生計画の基本目標である「地域がつながり、魅力のある安全・安心なまちづくり」に賛同する企業からの寄附を活用し、避難所等のトイレ環境を確保するための1つの手段としてトイレの整備を実施した。

次に、議第10号 令和6年度史跡上牧久渡古墳群整備工事請負契約の変更契約について。問い。予算残高を使い、擁壁工事の延長を追加する工事費約746万円を増額する内容だが、工期は令和7年3月31日で完了するのか。答え。完了する。

以上が総務建設委員会に付託された6議案についての審議経過要旨であります。

以上をもちまして、総務建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（牧浦秀俊） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。



◎議第1号の質疑、討論、採決

○議長（牧浦秀俊） 日程第2、議第1号 上牧町まちづくり基本条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第2号の質疑、討論、採決

○議長（牧浦秀俊） 日程第3、議第2号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するた

めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第3号の質疑、討論、採決

○議長(牧浦秀俊) 日程第4、議第3号 上牧町税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第4号の質疑、討論、採決

○議長(牧浦秀俊) 日程第5、議第4号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約の変更について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第6号の質疑、討論、採決

○議長(牧浦秀俊) 日程第6、議第6号 令和6年度上牧町一般会計補正予算(第6回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第10号の質疑、討論、採決

○議長(牧浦秀俊) 日程第7、議第10号 令和6年度史跡上牧久渡古墳群整備工事請負契約の変更契約について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎文教厚生委員長報告について

○議長（牧浦秀俊） 日程第8、文教厚生委員長報告について。

康村委員長、報告願います。

康村委員長。

（文教厚生委員長 康村昌史 登壇）

○文教厚生委員長（康村昌史） 皆さん、おはようございます。文教厚生委員長の康村昌史です。文教厚生委員会の報告を行います。

当委員会に付託されましたのは、議第5号 奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更について、議第7号 令和6年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、議第8号 令和6年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について、議第9号 令和6年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について、以上4議案については、令和6年12月9日午前10時から、全委員の出席の下、全議案を慎重審議し、採決の結果、全議案について異議なく可決するべきものと決定いたしました。

次に、各委員からの議案の主たる質疑内容を報告いたします。

議第5号 奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更について。質問。奈良県葛城地区清掃事務組合規約の一部を変更する規約について、今回ここで規約を変更した理由について説明を。答え。現在の組合規約で管理者及び副管理者は、組合の議会において組合市町の長の中から選任することとされているところ、施設の運営には地域住民の理解が必要不可欠であるため、これまでの施設所在地の自治体の長である御所市長が管理者に選任されてきましたが、改正を行うことで、議会の議決を要することなく管理者を決定することができます。また、副管理者においては、この改正により運営協議会で決定することができます。質問。現在の管理者と副管理者はどのようになっていますか。答え。現時点では、御所市長が退任されたことにより、副管理者の大和高田市長が代行で管理者をされています。

続きまして、議第7号 令和6年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について。質問。社会保障・税番号制度システム整備費補助金について説明してください。答え。令和6年度当初予算で委託費としてマイナンバーカードの一体化のシステム整備を挙げてい

ますが、特別調整交付金で当初予算として財源968万円を上げていました。しかし、年度が始まり、社会保障・税番号制度システム整備補助金での取扱いということが分かってきましたので、特別交付金を減額して、社会保障・税番号制度システム補助金の国庫補助金として予算を受ける補正となっています。また、質問。現時点の町内のマイナンバーカード普及率はどうなっていますか。答え。国民健康保険については、令和6年10月末時点で被保険者4,289名に対して、マイナ保険証登録者数は2,719名になっています。

さらに、議第8号 令和6年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について。質問。介護予防・生活支援サービス事業費について、介護予防・生活支援サービス事業費の内容説明を。答え。デイサービス、訪問ヘルパー事業です。質問。これらの事業はこれからますます増えていきますが、人員的に大丈夫ですか。答え。デイサービスとヘルパー事業につきましては、介護職の人員的に厳しいところもありますが、各事業所で執り行っている状況です。また、質問。認定審査等費の手数料50万円について説明してください。答え。これらは介護保険の認定調査に関わります主治医意見書作成手数料に関する補正となります。これらは、主治医からの被保険者の疾病や負傷の状態など医学的な意見を記載していただいているもので、1件につき5,500円程度の請求があり、こちらで数が増えたことによる補正です。質問。予算編成時に例年の実績を基に予算編成していると思いますが、今年度については100件程度増えているのですか。答え。令和4年度については1,062件、令和5年度については965件となっており、令和6年度当初につきましては900件を見込んでおりましたが、認定調査の依頼が増えたことにより約1,000件程度を見込ませていただきまして、補正させていただきたいと考えております。質問。今後、高齢化になるにつれて予算は大きくなりますか。答え。高齢化は顕著であります。状況を見て算出していきたいと考えています。さらに、質問。主治医意見書の増額補正について、新規申請、区分変更申請、更新申請の内訳をお伺いいたします。答え。令和6年4月から11月末現在で、新規が231件、区分変更が131件、更新が335件、転入が12件です。

次に、介護予防生活支援サービス事業費について。問い。介護予防生活支援サービス事業費の負担金補助及び交付金が、9月議会の9万円に続き、今回も10万円の増額補正がなされた。同じ費目で短期間に続けて増額補正となっているが、その理由は。答え。支給対象者の増加や給付額が高額となるケースが増えていることによる。支給件数及び決算額の推移は、令和4年度は28件、4万8,610円、令和5年度は46件、11万4,077円だったが、本年度は11月時点で既に58件、17万4,261円となり、要因としては、コロナ禍が落ち着き、訪問介護やデイ

サービスの使用が伸びたことが要因であると考えられ、続けて増額補正が必要となった。また、質問。令和7年度は当初予算より増額する必要があるのではないか。答え。需要の増加に合わせて予算を増額する方向で検討していくつもりである。

最後に、議第9号 令和6年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について。質問。令和6年度上牧町水道事業会計予定積算書の水道事業費用の修繕費500万円について説明してください。答え。今年度につきましては、修繕の箇所数が10月末現在で、例年では25件から26件ですが、今年につきましては32件に増えている状態で、本管の漏水箇所も増えており、例年では一、二件ですが、今年には既に7件の修繕になっています。この補正額500万円につきましては、過去の実績から見て補正予算を上げました。

以上、文教厚生委員会の報告を終わります。

○議長（牧浦秀俊） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

◇

◎議第5号の質疑、討論、採決

○議長（牧浦秀俊） 日程第9、議第5号 奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第7号の質疑、討論、採決

○議長（牧浦秀俊） 日程第10、議第7号 令和6年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第8号の質疑、討論、採決

○議長（牧浦秀俊） 日程第11、議第8号 令和6年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第9号の質疑、討論、採決

○議長(牧浦秀俊) 日程第12、議第9号 令和6年度上牧町水道事業会計補正予算(第2回)

について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) ご異議なしと認めます。



◎閉会の宣告

○議長（牧浦秀俊） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定いたしました。



◎副町長の挨拶

○議長（牧浦秀俊） それではここで、令和6年12月31日をもちまして退任されます阪本副町長より一言ご挨拶を申し上げたいとの申出がありますので、ご挨拶をお願いいたします。

阪本副町長。

（副町長 阪本正人 登壇）

○副町長（阪本正人） 退任するに当たりまして、議長をお願いをさせていただき、ただいま発言の許可を頂きましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、議員の皆様には、長年にわたりましてご指導いただき、本当にありがとうございました。私は昭和54年に採用していただき、職員として42年間、副町長として3年9か月、45年と9か月上牧町に奉職をさせていただきました。

当時、採用の配属先は厚生課勤務でありました。職員として経験を積んでいく上で、特に仕事の転機になりましたのは、平成14年8月に王寺町、河合町、上牧町で進めておりました葬祭場建設準備室に派遣を命じられ、その当時は一部事務組合が成立すれば町に戻していただくということでありましたが、静香苑環境施設組合が設立をし、施設の供用開始を含め、7年間派遣をさせていただきました。そのときの各3町の自治会等や近隣の葬斎業者にも意見を聞きながら進められたことにより、関係する人たちと交流を図ることで培われたことも1つ勉強になったことが大きかったと思います。

その後、平成21年度から教育総務課勤務になり、今中町長の1期でありましたが、町財政が逼迫している中にも関わりませず、児童、生徒の安全を守り、安心して学べる教育環境を確保するようにと耐震工事と体育館の新築工事の指示があり、無事に竣工することができました。

また、上牧第三小学校におきましては、子どもたちが自らグラウンドで寝転んだり駆け回るようになり、転んでもけがをしにくくなるような取組としまして、スポーツ振興くじ t o t o の助成金を活用させていただき、運動場に芝生化をすることができました。この事業は、まちづくり基本条例制定以前でもありましたが、町民の参画と協働で行わせていただいた取組でもございました。

その後、福祉課長を1年、総務課長を4年させていただき、この間、安全で安心して暮らせるまちづくりの一環事業としまして、庁舎の耐震工事や防犯カメラの設置、防災行政無線デジタル化の整備事業などの取組をさせていただきました。このような様々な事業におきましては、職員の皆様のご協力によりできたものと感じております。

また、平成29年度から4年間、総務部長をさせていただいた後、今中町長4期目に副町長として任命をしていただき、3年と9か月、副町長の業務をさせていただきました。町長からの指示といいますより、職員の考え方といたしまして、常に住民に寄り添った住民目線で取り組むように、また、説明力や指導力、調整力、判断力、決断力が必要であるということ、さらには内部統制、業務の改善につきましては、前例踏襲ではなく、厳しい財政状況の中、限られた財源で事業を行う場合は、今まで以上に知恵を絞り、工夫をするようにと指示をさせていただいたところでございます。

そして、総合計画後期基本計画、個別施設計画、中長期財政計画におきましては、P D C A サイクルを確実に遂行するという形で業務に当たらせていただきました。また、今後の次のステップへ夢を持って進もうと考えておりまして、あした決意表明をさせていただきます。

最後になりますが、町民の皆様、議会議員の皆様、そして今中町長はじめ教育長、職員の皆様、これまで長い間お世話になり、本当にありがとうございました。

○議長（牧浦秀俊） どうもありがとうございました。

ここで阪本副町長に議会から花束を贈呈したいと思います。

長年にわたり上牧町の行政に携わっていただき、そして住民の福祉向上に努められてきたことに対し、深く感謝を申し上げたいと思います。

◇

◎町長の挨拶

○議長（牧浦秀俊） それでは、閉会に当たり、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

(町長 今中富夫 登壇)

○町長(今中富夫) 私の挨拶ないのかなと大変心配をいたしました。議長は判断でありがとうございます。全議案議決を頂きまして、本当にありがとうございます。

今、阪本副町長から皆さん方にお礼のご挨拶をさせていただきました。その中で、将来に向かって熱い思いをあした決意するという力強い言葉があったわけでございます。皆さん方、阪本副町長の熱い思いをぜひあした聞いていただいて、これからはしっかりとお支えを頂きますように、この場をお借りいたしまして、私からも皆さん方をお願いを申し上げます。よろしく願いをいたします。

全議案議決をしていただいたわけでございますが、これからまだまだ寒い日が続いていくだろうというふうに思います。今、インフルエンザ、コロナが感染者数がかかり増えてきているようでございます。どうぞ皆さん方、体に十分気をつけていただいて、楽しいクリスマスを、そして穏やかなお正月を迎えていただきますよう祈念して、お礼のご挨拶にさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長(牧浦秀俊) これをもちまして令和6年第4回上牧町議会定例会を閉会いたします。どうも皆さん、ご苦労さまでした。

閉会 午前10時42分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 牧 浦 秀 俊

署 名 議 員 東 初 子

署 名 議 員 上 村 哲 也